

官報

号外 昭和二十二年十二月十日

- # 國第一回衆議院議錄第七十五号

第八一 子吉川及び鳥海川上流砂

願(岡田勢二君外四名紹介)(第一  
一一三号)

第四四 伊勢崎市の水害復旧費國  
庫補助その他に關する請願(鈴  
木強平君外三名紹介)(第一一三  
号)

第五六 島徹三君紹介)(第一二〇七号)  
第五六 神戸市復興計画の道路変  
更の請願(今村忠助君紹介)(第  
一三一七号)

第六九 開港法案並びに海上保安  
法案に關する請願(千賀康治君  
外二名紹介)(第一三五九号)

第七〇 追川上流改修工事施行の  
請願(大石倫治君紹介)(第一三  
五号)

第八二 佐渡、彌彦を國立公園に  
指定の請願(百四郎君外二名紹  
介)(第一四三四号)

第九四 橘原、野村間道路改修の  
請願(井谷正吉君外二名紹介)  
(第一五〇三号)

第九五 奧尻、湯濱間道路開設並  
びに青苗、松江間道路改修の請  
願(富永格五郎君紹介)(第一五  
一一号)

第五八 上田、小諸間道路改修の  
請願(増田甲子七君紹介)(第一  
一三一八号)

第六〇 上田、小諸間道路改修の  
請願(増田甲子七君紹介)(第一  
三二〇号)

第七一 四國地方の河川改修工事  
施行の請願(秋田大助君外二名  
紹介)(第一三七〇号)

第八四 東讃諸町村を國立公園に  
指定の請願(福田繁芳君紹介)  
(第一四四九号)

第五九 下都賀郡南部の治水対策  
に關する請願(山口好一君外三  
名紹介)(第一二三二号)

第六〇 渡良瀬川沿岸築堤工事施  
行の請願(川村善八郎君紹介)(第一  
三三一號)

第七二 道路維持修繕費國庫補助  
の請願(秋田大助君外二名紹介)  
(第一三七一號)

第七三 四國地方の災害復旧費國  
庫補助に關する請願(秋田大助  
君外二名紹介)(第一三七二号)

第七四 四國地方の海岸工作物の  
高潮による被害防除工事費國庫  
補助の請願(秋田大助君外二名  
紹介)(第一三七九号)

第八五 郡中港修築促進の請願  
(岡井藤之郎君外三名紹介)(第  
一四五二号)

第五〇 和賀川外二十七河川の砂  
防工事施行の請願(志賀健次郎  
君外七名紹介)(第一二六四号)

第五一 岩手山、八幡平を含む地  
帶を國立公園に指定の請願(志  
賀健次郎君外七名紹介)(第一二  
一七号)

第六一 鹿児島、柏川復旧工事施  
行の請願(石井繁丸君外三名紹  
介)(第一三四二号)

第六二 利根川、烏川合流地附近  
の堤防復旧工事施行の請願(生  
方大吉君外三名紹介)(第一三四  
三号)

第六三 利根川、烏川合流地附近  
の堤防復旧工事施行の請願(生  
方大吉君外三名紹介)(第一三四  
三号)

第六四 利根川、烏川復旧工事施  
行の請願(生方大吉君外三名紹  
介)(第一三四四号)

第五二 仙臺、三本木間三陸縦貫  
道路開設の請願(志賀健次郎君  
外七名紹介)(第一二六九号)

第五三 北上川上流改修工事促進  
の請願(河合義一君外十  
六名紹介)(第一二七二号)

第六五 國土計画の研究及び普及  
機関設置に關する請願(守田道  
輔君外二名紹介)(第一三三四八  
号)

第六六 科学的調査による土地台  
帳作成に關する請願(守田道輔  
君外二名紹介)(第一三四九号)

第六七 総合的國土計画樹立の請  
願(井出一太郎君紹介)(第一四  
二四号)

第九一 埼玉縣下の利根川上流治  
水工事促進の請願(關根久藏君  
紹介)(第一四七九号)

第七九 青森港修築の請願(山崎  
岩男君外二名紹介)(第一四一  
一号)

第八〇 野邊山に貯水池設置の請  
願(井出一太郎君紹介)(第一四  
二四号)

第九三 留萌港修築の請願(坂東  
幸太郎君紹介)(第一四九七号)

第一〇〇 同外十七件(大島多藏  
君紹介)(第一〇五号)

第一〇一 同外二件(齋藤晃君紹  
介)(第一〇〇号)

第一〇二 同外十一件(原彪之助  
君紹介)(第一九九号)

第一〇三 同(馬場秀夫君紹介)  
(第一九九号)

第一〇四 同外一件(齋藤晃君紹  
介)(第一九九号)

第一〇五 同(安東義良君紹介)  
(第一九九号)

第一〇六 同(中村元治郎君紹介)  
(第一九九号)

第一〇七 同外三十四件(門司亮  
君紹介)(第一〇三号)

第一〇八 同外二十件(金野定吉  
君紹介)(第一〇四号)

第一〇九 同外二十六件(成重光  
真君紹介)(第一〇五号)

第一一〇 同外十七件(大島多藏  
君紹介)(第一一〇号)

君紹介(第一〇六号)

第一一二 同外五件(片島港君紹介)(第一〇七号)

第一一二 同外四件(田中角榮君紹介)(第一〇七号)

第一二三 同外二件(中村元治郎君紹介)(第一一二号)

第一四五 同外二件(成重光眞君紹介)(第一一二号)

第一一五 同外十三件(片島港君紹介)(第一一三号)

第一一六 同外四件(田中健吉君紹介)(第一一二号)

第一一七 同外八件(馬場秀夫君紹介)(第一一五号)

第一一八 同外十二件(田中稔男君紹介)(第一一六号)

第一一九 同外五件(小澤專七郎君紹介)(第一一七号)

第一二〇 同外七件(片島港君紹介)(第一六七号)

第一二一 同外一件(近藤鶴代君紹介)(第一六八号)

第一二二 同外二件(堀江寶藏君紹介)(第一七五号)

第一二三 同外二件(相馬助治君紹介)(第一六八号)

第一二四 同外二件(片島港君紹介)(第一七六号)

第一二五 同外二件(堀江寶藏君紹介)(第一七七号)

第一二六 同外二件(近藤鶴代君紹介)(第一七九号)

第一二七 同外二件(堀江寶藏君紹介)(第一七八号)

第一二八 同外二件(松原一彦君紹介)(第一七九号)

第一二九 同(前田正男君紹介)(第一八〇号)

第一三〇 同(前田正男君紹介)(第一八一号)

第一三一 同(林百郎君紹介)(第一八四号)

第一三二 同(受田新吉君紹介)(第一八五号)

第一三三 同(山口武秀君紹介)(第一八六号)

第一三四 同(八百板正君紹介)(第一八七号)

第一三五 同(黒岩重治君紹介)(第一八八号)

第一三六 同(伊藤恭一君紹介)(第一八九号)

第一三七 同(園谷光衛君紹介)(第一九〇号)

第一三八 同(早川崇君紹介)(第一九一号)

第一三九 同(伊藤恭一君紹介)(第一九二号)

第二三〇 同(野坂參三君紹介)(第一九三号)

第二三一 同(林百郎君紹介)(第一九四号)

第二三二 同(受田新吉君紹介)(第一九五号)

第二三三 同(山口武秀君紹介)(第一九六号)

第二三四 同(八百板正君紹介)(第一九七号)

第二三五 同(黒岩重治君紹介)(第一九八号)

第二三六 同(伊藤恭一君紹介)(第一九九号)

第二三七 同(伊藤恭一君紹介)(第二〇〇号)

第二三八 同(伊藤恭一君紹介)(第二〇一号)

第二三九 同(伊藤恭一君紹介)(第二〇二号)

第二五〇 同(相馬助治君紹介)(第二〇三号)

第二五一 同(山口武秀君紹介)(第二〇四号)

第二五二 同(黒岩重治君紹介)(第二〇五号)

第二五三 同(只野直三郎君紹介)(第二〇六号)

第二五四 同(野老誠君紹介)(第二〇七号)

第二五六 同(伊藤恭一君紹介)(第二〇八号)

第二五七 同(安東義良君紹介)(第二〇九号)

第二五八 同(佐々木秀世君紹介)(第二一〇号)

第二五九 同外二件(片島港君紹介)(第二一〇号)

第二六〇 同外二件(黒岩重治君紹介)(第二一〇号)

第二六一 同外二件(吉川久衛君紹介)(第二一〇号)

第二六二 同外二件(近藤鶴代君紹介)(第二一〇号)

第二六三 同外八件(相馬助治君紹介)(第二一〇号)

第二六四 同外二件(田淵美夫君紹介)(第二一〇号)

第二六五 同外二件(水谷昇君紹介)(第二一〇号)

第二六六 同外二件(野本品吉君紹介)(第二一〇号)

第二六七 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二六八 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二六九 同外二件(松原一彦君紹介)(第二一〇号)

第二七〇 同外二件(松原一彦君紹介)(第二一〇号)

第二七一 同外二件(松本淳造君紹介)(第二一〇号)

第二七二 同外二件(秋田大助君紹介)(第二一〇号)

第二七三 同外二件(井谷正吉君紹介)(第二一〇号)

第二七四 同外二件(井谷正吉君紹介)(第二一〇号)

第二七五 同外二件(秋田大助君紹介)(第二一〇号)

第二七六 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二七七 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二七八 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二七九 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二八〇 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第二八一 同外二件(伊藤恭一君紹介)(第二一〇号)

第一六九 同外三十九件(坂東幸太郎君紹介)(第二九〇号)

第一七〇 同外三十四件(佐々木紹介)(第二九〇号)

第一九一 同外二件(松本淳造君紹介)(第二九〇号)

第一九二 同外二件(秋田大助君紹介)(第二九〇号)

第一九三 同外二件(井谷正吉君紹介)(第二九〇号)

第一九四 同外二件(秋田大助君紹介)(第二九〇号)

第一九五 同外二件(秋田大助君紹介)(第二九〇号)

第一九六 小学校教員の恩給増額に關する請願(圖司安正君紹介)(第二四四六号)

第一九七 同外二件(金野定吉君紹介)(第二四八号)

第一九八 同外二件(榎原千代君紹介)(第二四五号)

第一九九 同外二件(松浦東介君紹介)(第二五〇五号)

第二〇〇 同外二件(小野孝君紹介)(第二五二号)

第二〇一 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇二 同外二十二件(野老誠君紹介)(第二五二号)

第二〇三 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇四 同外二十二件(野老誠君紹介)(第二五二号)

第二〇五 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇六 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇七 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇八 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二〇九 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第二一〇 同外二件(井出一太郎君紹介)(第二五二号)

第一八九 同外二件(松原一彦君紹介)(第六六三号)

第一九〇 同外二件(鈴木善幸君紹介)(第七六五号)

第一九一 同外二件(松本淳造君紹介)(第七六五号)

第一九二 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九三 同外二件(井谷正吉君紹介)(第七六五号)

第一九四 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九五 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九六 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九七 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九八 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第一九九 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇〇 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇一 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇二 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇三 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇四 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇五 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇六 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇七 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇八 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇九 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二一〇 同外二件(秋田大助君紹介)(第七六五号)

第二〇六 同外二件(小坂善太郎君紹介)(第六七五号)

第二〇七 同外二件(小坂善太郎君紹介)(第六七五号)

第二〇八 同外二件(小坂善太郎君紹介)(第六七五号)

第二〇九 同外二件(小坂善太郎君紹介)(第六七五号)

第二一〇 同外二件(小坂善太郎君紹介)(第六七五号)

第二〇七 同外三件（野溝勝君紹介）（第六八六号）

第二〇八 同外一件（小坂善太郎君紹介）（第六九四号）

第二〇九 同外十七件（小林運美君紹介）（第七一八号）

第二一〇 同（石川金次郎君紹介）（第七九七号）

第二一一 同（浅利三朗君紹介）（第八二一号）

第二一二 同外五件（志賀健次郎君紹介）（第八五一号）

第二一三 同外一件（志賀健次郎君紹介）（第八七八号）

第二一四 同（今村忠助君紹介）（第八八二号）

第二一五 同（石川金次郎君紹介）（第八八三号）

第二一六 同（海野三朗君紹介）（第九一五号）

第二一七 同外一件（石川金次郎君紹介）（第九三六号）

第二一九 同外五件（唐木田藤五郎君紹介）（第九五九号）

第二二〇 同（野溝勝君紹介）（第九九五号）

第二二一 同外十五件（石川金次郎君紹介）（第九九六号）

第二二二 同外四十二件（小澤佐重喜君紹介）（第一〇三一号）

第二二三 同（志賀健次郎君紹介）（第一〇三八号）

第二二四 同（志賀健次郎君紹介）（第一〇四〇三号）

第二二六 教職員の恩給増額に関する請願（松原一彦君紹介）（第二二二号）

第二二七 郵便切手発行に関する請願（受

田新吉君紹介）（第七七八八号）

第二二八 学術研究機関に國庫補助の請願（海野三朗君紹介）（第二二三三号）

第二二九 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二三三号）

第二三〇 同（山本猛夫君紹介）（第一二三六号）

第二三一 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二三七号）

第二三二 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二三八号）

第二三三 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二三九号）

第二三四 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四〇号）

第二三五 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四一号）

第二三六 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四二号）

第二三七 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四三号）

第二三八 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四四号）

第二三九 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二四五号）

第二四〇 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一二五〇号）

第二二七 同外二十八件（野本品吉君紹介）（第一一七四号）

第二二八 同（久保猛夫君紹介）（第一〇五七号）

第二二九 同（奥村竹三君外二名紹介）（第一一八四号）

第二三〇 同（伊藤恭一君紹介）（第一一八八号）

第二三一 教員の恩給増額に関する請願（桶貝詮三君紹介）（第一一九四号）

第二三二 定時制高等学校設置の請願（野本品吉君紹介）（第一九五八号）

第二三三 同（唐木田藤五郎君紹介）（第一九五八号）

第二三四 同（奥村竹三君紹介）（第一九五九号）

第二三五 同（豊澤豊雄君紹介）（第一九六〇号）

第二三六 同（松原一彦君外二名紹介）（第一九六一号）

第二三七 同（奥村竹三君紹介）（第一九六二号）

第二三八 盲教育義務制実施に関する請願（山口好一君紹介）（第一九六三号）

第二三九 聋、盲教育義務制の請願（松谷天光光君紹介）（第一九六四号）

第二四〇 学校用品を学童に配給の請願（山口好一君紹介）（第一九六五号）

第二四一 教育振興のための特殊引上に関する請願（福田繁芳君紹介）（第一九六六号）

第二四二 映画産業の取扱業種別引上に関する請願（福田繁芳君紹介）（第一九六七号）

第二四三 映画館入場料金値上の請願（福田繁芳君紹介）（第一九六八号）

第二四四 映画館の映画館運営奨励に関する請願（竹尾式君外二名紹介）（第一九六九号）

第二四五 映画館運営奨励に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一九七〇号）

第二五六 映画館運営奨励に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一九七一年）

第二五六 同（笠原貞造君外二名紹介）（第一九七二号）

第二五七 映画技術者免許制度改正の請願（山口六郎次君紹介）（第一九七三年）

第二五八 大善寺中門を重要な美術品に認定の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一九七四年）

第二五九 北日本文化開発に関する請願（田中角榮君紹介）（第一九七五年）

第二六〇 大学新聞に用紙割当の請願（原彌之助君紹介）（第一九七六年）

第二六一 書籍「ローマ字と英語の「おとぎばなし」」に用紙割当の請願（並木芳雄君紹介）（第一九七七年）

第二六二 地方新聞に用紙割当の請願（宇都宮則綱君外四名紹介）（第一九七八年）

第二六三 官設展覽会に畫道部新設の請願（竹尾式君外四名紹介）（第一九七九年）

第二六四 官設展覽会に畫道部新設の請願（竹尾式君外四名紹介）（第一九八〇年）

第二六五 神奈川縣の觀光施設促進の請願（高橋長治君紹介）（第一九八一年）

第二六六 神奈川縣の觀光施設促進の請願（北村徳太郎君外三名紹介）（第一九八二年）

第二四三 國語國字問題の研究機関設置に関する請願（星島二郎君外一名紹介）（第一一八〇号）

第二四四 日本觀光新聞に用紙割当の請願（馬場秀雄君紹介）（第一一八一号）

第二四五 特別保護建造物安國寺の修理に関する請願（岡村利右衛門君外一名紹介）（第一一八二号）

第二四五 特別保護建造物安國寺の修理に関する請願（岡村利右衛門君外一名紹介）（第一一八三号）

第二五七 映画技術者免許制度改正の請願（山口六郎次君紹介）（第一一八四年）

第二五八 大善寺中門を重要な美術品に認定の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一一八五年）

第二五九 北日本文化開発に関する請願（田中角榮君紹介）（第一一八六年）

第二六〇 大学新聞に用紙割当の請願（原彌之助君紹介）（第一一八七年）

第二六一 書籍「ローマ字と英語の「おとぎばなし」」に用紙割当の請願（並木芳雄君紹介）（第一一八八年）

第二六二 地方新聞に用紙割当の請願（宇都宮則綱君外四名紹介）（第一一八九年）

第二六三 官設展覽会に畫道部新設の請願（竹尾式君外四名紹介）（第一一九年）

第二六四 官設展覽会に畫道部新設の請願（竹尾式君外四名紹介）（第一一九年）

第二六五 神奈川縣の觀光施設促進の請願（高橋長治君紹介）（第一一九年）

第二六六 神奈川縣の觀光施設促進の請願（北村徳太郎君外三名紹介）（第一一九年）

第二六七 美術振興奨励に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一一九年）

第二六八 元官公吏の恩給増額に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一一九年）

第二六九 竹田町綜合運動場設置の請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九年）

第二七〇 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九年）

第二七一 成年男女の身体検査実施の請願（豊澤豊雄君紹介）（第一一九年）

第二七二 元住宅經營住宅に老齢元軍人に恩給復活名紹介）（第一一五二五年）

第二七三 老齢元軍人に恩給復活名紹介）（第一一五二五年）

第二七四 國民健康保険組合に関する請願（矢野庄太郎君紹介）（第一一五二五年）

第二七五 國民健康保険組合に関する請願（庄司一郎君紹介）（第一一五二五年）

第二七六 妊產婦に砂糖特配の請願（川越博君外一名紹介）（第一一五二五年）

第二七七 日本醫療團三國病院を三國町に返還の請願（坪川信三君紹介）（第一一六九年）

第二七八 國民健康保険組合國營の請願（神山榮一君紹介）（第一一六九年）

第二七九 恩給増額に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一一六九年）

第二八〇 元官公吏の恩給増額に関する請願（笠原貞造君外四名紹介）（第一一六九年）

第二八一 國民健康保険組合の拡充強化その他のに関する請願（角田藤三郎君紹介）（第一一六九年）

第二八二 引揚者の援護強化に関する請願（鈴木強平君外三名紹介）（第一一六九年）

一一五六 日本式ローマ字普及の請願（木下榮君紹介）（第一三〇〇号）

一一五七 映画技術者免許制度改正の請願（並木芳雄君紹介）（第一一九二号）

一一五八 大善寺中門を重要な美術品に認定の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一一九三年）

一一五九 竹田町綜合運動場設置の請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六〇 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一六一 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六二 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六三 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六四 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六五 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六六 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六七 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六八 國立富山病院復興に関する請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一六九 竹田町綜合運動場設置の請願（金光義邦君外六名紹介）（第一一九三年）

一一七〇 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七一 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七二 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七三 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七四 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七五 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七六 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七七 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

一一七八 國立富山病院復興に関する請願（矢後嘉蔵君外一名紹介）（第一一九三年）

する請願(根本龍太郎君紹介)

(第二三三二号)

第二八三 南方からの引揚歯科医に開業許可の請願(本田英作君紹介)(第二四五号)

第二八四 國立療養所入院費患者負担反対の請願(山崎道子君紹介)(第二五四号)

第二八五 引揚者生存権保障並びに戦争犠牲の公平なる負担に関する請願(庄司彦男君紹介)(第二七四号)

第二八六 傷痍者の保護に関する請願(竹田儀一君紹介)(第三二三号)

第二八七 遺家扶助の請願(齋藤晃君紹介)(第三五九号)

第二八八 國民健康保険組合に関する請願(佐々木更三君紹介)(第四七五号)

第二八九 住宅團體経営住宅買上に関する請願(佐竹晴記君紹介)(第四八〇号)

第二九〇 元官公吏の恩給増額に関する請願(佐竹晴記君紹介)(第四八〇号)

第二九一 結核予防ワクチンB・C・G注射中止等の請願(稻村順三君紹介)(第四八二号)

第二九二 恩給増額に関する請願(永井勝次郎君紹介)(第四八六号)

第二九三 引揚者の援護に関する請願(庄司彦男君紹介)(第五一八号)

第二九四 傷痍者の保護に関する請願(竹田儀一君紹介)(第五六〇号)

第二九五 戰殘者及びその遺族並びに傷痍者等の待遇に関する請願(受田新吉君紹介)(第五七七号)

第二九六 青森縣の引揚者に生業資金貸出増額の請願(工藤鐵男君紹介)(第五七八号)

第二九七 愛媛縣下の引揚者に生業資金貸出増額の請願(村瀬宣親君外一名紹介)(第六〇六号)

第二九八 結婚問題の指導その他に関する請願(山下春江君外二十六名紹介)(第六一二号)

第二九九 元官公吏の恩給増額に関する請願(植原悦一郎君外二名紹介)(第六二三号)

第三〇〇 元公吏の恩給増額に関する請願(唐木田藤五郎君外二名紹介)(第六二三号)

第三〇一 日本醫療團築館病院建設完成促進の請願(庄司一郎君紹介)(第六二七号)

第三〇二 恩給増額に関する請願(池谷信一君外二名紹介)(第六二八号)

第三〇三 中等学校教員の恩給増額の請願(野澤勝君紹介)(第六二九〇号)

第三〇四 日本醫療團經營の各病院を旧所有者に返還その他に関する請願(中嶋勝一君紹介)(第六二九七号)

第三〇五 恩給増額に関する請願(加藤シヅエ君紹介)(第六九一号)

第三〇六 残児制限に関する請願(増田甲子七君紹介)(第一〇七六号)

第三〇七 同(唐木田藤五郎君紹介)(第一〇六七号)

第三〇八 恩給増額に関する請願(坂東幸太郎君紹介)(第一一〇三号)

第三〇九 同(唐木田藤五郎君紹介)(第一一〇九四号)

第三一〇 北海道民に燃料費補助の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一一〇九五号)

第三一一 同(本藤恒松君紹介)(第一一〇九六号)

第三一二 同(本藤恒松君紹介)(第一一〇九七号)

第三一二 同(本藤恒松君紹介)(第一一〇九八号)

第三一二 同(本藤恒松君紹介)(第一一〇九九号)

関する請願(石川金次郎君紹介)(第七九四号)

第三〇八 中等学校教員の恩給増額の請願(石川金次郎君紹介)(第七九五号)

第三〇九 巡査の恩給増額に関する請願(石川金次郎君紹介)(第七九六号)

第三一〇 石塚地方病院存置の請願(飯村泉君紹介)(第八一九号)

第三一一 恩給増額に関する請願(古賀喜太郎君紹介)(第八三〇号)

第三一二 引揚者の職業補導共同作業特別施設費増加の請願(川合彰武君紹介)(第一〇四四号)

第三一二 引揚者に生業資金貸出増額の請願(川合彰武君紹介)(第一〇四六号)

第三一二 引揚者の援護強化に関する請願(根岸健次郎君紹介)(第一二七九〇号)

第三一二 國立遺傳學研究所設置の請願(西山富佐太君紹介)(第九〇一号)

第三一二 恩給増額に関する請願(相馬助治君紹介)(第一九三七号)

第三一二 國立療養所入院費患者負担反対の請願(田中松月君紹介)(第一九九九号)

第三一二 駆虫剤サントニン輸入の請願(福田昌子君紹介)(第一二一七八号)

第三一二 旧樽太廈板免許歯科医の請願(齋藤晃君紹介)(第一三五六号)

第三一二 恩給増額に関する請願(志賀健次郎君紹介)(第一三四号)

第三一二 國立療養所入院費患者負担反対の請願(村上清治君紹介)(第一一七八号)

第三一二 駆虫剤サントニン輸入の請願(福田昌子君紹介)(第一二一七八号)

第三一二 旧樽太廈板免許歯科医の請願(齋藤晃君紹介)(第一三五六号)

一〇九九

第三四六 同(志賀健次郎君外二名紹介)(第一四三八号)

第三四七 恩給増額に關する請願

(松本七郎君外一名紹介)(第一四五九号)

第三四八 國立療養所入院費患者

負担反対の請願(松谷大光君紹介)

第三四九 戰爭犠牲者の援護に關する請願(豊澤豊雄君紹介)(第一四七三号)

第三五〇 引揚者の援護強化に関する請願(成田知巳君紹介)(第一四九三号)

第三五一 農業協同組合法案第九條第三項の修正に關する請願

(中村元治郎君紹介)(第七二五号)

第三五二 浪速蒲干拓事業地区告示並びに關係地主に損害補償の請願外二件(小野瀬忠兵衛君紹介)(第一九八号)

第三五三 大山村における開墾事業計画中止の請願(大内一郎君紹介)(第四一二号)

第三五四 鳥取種畜牧場を拡張して大山牧場を開設する請願(稻田直道君外二名紹介)(第一一九五号)

第三五五 岩手山麓の開拓並びに岩手種畜牧場拡充の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六六号)

第三五六 岩手縣における三農業用水利改良事業國營の請願(高田弥市君外四名紹介)(第一二八号)

第三五七 灌溉用水工事にセメント特配の請願(山本猛夫君紹介)

(第五八号)

第三五八 古馬牧村外三箇村に灌漑用水路築設助成の請願(生方大吉君紹介)(第三四八号)

第三五九 淀川右岸用排水改良費國庫補助の請願(松原喜之次君紹介)(第一一九三号)

第三六〇 建部山官有林拂下に關する請願(大石ヨシエ君紹介)(第六〇号)

第三六一 下駄用木材割当増加の請願(細川八十八君紹介)(第三七三号)

第三六二 農地調整法及び自作農創設特別措置法改定に關する請願(山本猛夫君紹介)(第二二二号)

第三六三 農地委員會經費國庫負担の請願(佐々木更三君紹介)(第三三三号)

第三六四 伊東市地域における農地改革促進の請願(勝間田清一君紹介)(第五六六号)

第三六五 糸價安定機関設置に關する請願(野溝勝君紹介)(第七四七号)

第三六六 山口縣の旱害対策に關する請願(北一郎君紹介)(第三四五号)

第三六八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(鈴木強平君外一名紹介)(第八九一号)

第三六九 砂防行政を農林省に一元移管の請願(中村元治郎君外二名紹介)(第一三三二号)

第三七〇 砂防行政を農林省に一元移管の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二五三号)

第三七一 豊水村外六箇町村の普通水利組合用水改良工事繼續施行の請願(寺本齊君外四名紹介)(第九一九号)

第三七二 伊保内間林道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第九五六号)

第三七三 岩手山麓開発に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一一九七号)

第三七四 京都府の旱害應急対策費國庫補助の請願(平島良一君外二名紹介)(第一一九八号)

第三七五 三重縣の旱害應急対策費國庫補助の請願(平島良一君外二名紹介)(第一一九九号)

第三七六 愛知縣の旱害應急対策費國庫補助の請願(河野金昇君紹介)(第一二〇三号)

第三七七 西八田村の酪農經營助成の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一二五三号)

第三七八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(生方大吉君外二名紹介)(第一三三二号)

第三七八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(森幸太郎君紹介)(第一四二六号)

第三八〇 中込、野邊山間林道開設の請願(井出一太郎君紹介)(第一四三三号)

第三八一 同(早稻田柳右太門君紹介)(第一四二七号)

第三八二 砂防行政を農林省に一元移管の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一四八七号)

第三八三 岩手山麓開発に關する請願(山本猛夫君紹介)(第一一九七号)

第三八四 伊勢崎市の農道及び用

第三八五 岩手縣木材林產組合に災害復旧費國庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第九二七号)

第三八六 埼玉縣水害地域内の農業会に補助金交付の請願(馬場秀夫君外十名紹介)(第一一六六号)

第三八七 農業技術指導農場整備拡充に關する請願(野溝勝君紹介)(第一三九九号)

第三八八 費國庫補助の請願(松原喜之次君外一名紹介)(第一一三九号)

第三八九 砂防行政を農林省に一元移管の請願(富永格五郎君紹介)(第一三八七号)

第三九〇 砂防行政を農林省に一元移管の請願(竹田儀一君紹介)(第一二八二号)

第三九一 砂防行政を農林省に一元移管の請願(森幸太郎君紹介)(第一四二六号)

第三九二 田澤村地内官有林一部拂下等の請願(田中健吉君紹介)(第一四八七号)

第三九三 砂防行政を農林省に一元移管の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一四九〇号)

第三九四 酒田市に肥料工場設置の請願(圖司安正君外三名紹介)(第一五三号)

第三九五 間接肥料太陽菌販賣認可の請願(野溝勝君紹介)(第一二九五号)

第三九六 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に關する請願外二件(野溝勝君紹介)(第三〇五号)

第三九七 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に關する請願外三件(野溝勝君紹介)(第四七〇号)

第三九八 北海道の甜菜糖業助成の請願(永井勝次郎君外三名紹介)(第一二三六号)

第三九九 乳肉衛生行政を農林省に二元移管の請願(五坪茂雄君外二名紹介)(第一一三三号)

第四〇〇 大澤村字大澤に船入洞築設の請願(川村善八郎君紹介)(第七五三号)

第四〇一 様似村に漁港築設の請願(第三好竹勇君紹介)(第一二八二号)

第四〇二 美川漁港修築の請願(富永格五郎君紹介)(第一三八七号)

第四〇三 久遠漁港拡張工事施行の請願(富永格五郎君紹介)(第一三九〇号)

第四〇四 瀬棚港を漁港として修築並びに瀬棚町大字島歌村に船溜築設の請願(富永格五郎君紹介)(第一二三九三号)

第四〇五 青森漁港修築の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第一一二二号)

第四〇六 釣懸船入潤拡張及び青苗漁港拡張並びに稻穂に船入潤築設の請願(富永格五郎君紹介)(第一四四四号)

第四〇七 穴部、竹浦両漁港の復旧並びに本浦漁港修築の請願(福田繁芳君紹介)(第一四八一號)

- 第四〇八 奥尻村に船入潤築設請願(富永格五郎君紹介)(第一五〇〇号)

第四〇九 魚類配給機構改善に関する請願(青木清左エ門君紹介)(第一五二〇号)

第四一〇 鯨泊村に漁港築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一六二〇号)

第四一一 雜内町宇拔海に船入潤築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一八二〇号)

第四一二 奈良尾漁港修築に関する請願(西村久之君外五名紹介)(第一九二〇号)

第四一二 三稚内町宇拔海に船入潤築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一六二〇号)

第四一三 白尻漁港修築に関する請願(川村善八郎君紹介)(第一八二〇号)

第四一四 飯岡町に船溜工事施行の請願(寺島隆太郎君紹介)(第一九二〇号)

第四一五 斜里漁港修築並びに斜里川河口改修の請願(永井勝次郎君紹介)(第一五七号)

第四一六 濱坂漁港修築に関する請願(後藤悦治君紹介)(第二七〇号)

第四一七 丸山漁港修築の請願(原健三郎君紹介)(第三二号)

第四一八 柴山漁港改修工事施行の請願(小島徹三君紹介)(第三二〇号)

第四一九 仙法志村に船入潤築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第三六八号)

第四二〇 大津漁港修築の請願(菊池鑑君紹介)(第三六九号)

第四二一 牛深漁港修築の請願(第六八号)

第四二二 崎山村に防波堤築設促進の請願(西村久之君紹介)(第三九二号)

第四二三 苦前村力盡に漁港築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第四〇〇号)

第四二四 小串漁港築設の請願(西村久之君外二名紹介)(第四〇四号)

第四二五 佐尾船溜修築費國庫補助の請願(藤原繁太郎君紹介)(第四七六号)

第四二六 廣田漁港修築工事継続施行の請願(小澤佐重喜君紹介)(第四九五号)

第四二七 雄武村に漁港築設の請願(飯田義茂君外一名紹介)(第五三七号)

第四二八 燃尻村に漁港築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第五四七号)

第四二九 式見漁港浚渫に関する請願(北村徳太郎君外一名紹介)(第五五五号)

第四三〇 雄武村に漁港築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第五七五号)

第四三一 廣田漁港修築工事継続施行の請願(志賀健次郎君紹介)(第五八九号)

第四三二 浦安町東船溜拡張工事施行の請願(堀江寶藏君紹介)(第六三四号)

第四三三 長崎漁港修築の請願(三好竹勇君紹介)(第六二号)

第四三四 富來漁港修築の請願(大森玉木君紹介)(第八五二号)

第四四五 漁業制度の改正に関する請願(三好竹勇君紹介)(第八八号)

第四四五 富來漁港修築の請願(青木清左エ門君紹介)(第一一九号)

第四五六 保戸島漁業組合に漁船配船の請願(梅林時雄君外一名紹介)(第一〇三号)

第四五七 清水漁港築設の請願(岡野寶藏君外三名紹介)(第一一〇七号)

第四五六 伏古別に漁港築設の請願(三好竹勇君紹介)(第一二三七号)

第四六八 豊浦町禮文に漁港築設の請願(三好竹勇君紹介)(第一二三七号)

第四六九 有珠漁港修築の請願(三好竹勇君紹介)(度二二三八号)

第四七〇 長崎漁港修築の請願(青木清左エ門君紹介)(第一〇七七号)

第四七一 虻田町に漁港築設の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第一九号)

第四七二 小田原市に漁港築設の請願(鈴木雄二君紹介)(第一二三七号)

第四七三 出雲崎港を漁港に指定する請願(青木清左エ門君紹介)(第一六六号)

第四七四 蛤焼村の船溜修築費國庫補助に関する請願(本田英作君外一名紹介)(第三七八号)

第四七五 宇治山田港を漁港として築設の請願(石原圓吉君紹介)(第六八九号)

第四七六 檜島村本龜に船入潤築設の請願(西村久之君紹介)(第一九〇二号)

第四七七 伊東漁港修築工事を國費又は縣費を以て施行の請願(小松勇次君紹介)(第七三三号)

第四七八 出雲崎漁港修築の請願(神山榮君紹介)(第七三七号)

第四七九 燃津漁港築設促進の請願(加藤靜男君外二名紹介)(第九三三号)

第四八〇 鮎原村下泊に漁港築設の請願(赤松明勲君紹介)(第九三三号)

第四八一 三島村下泊に漁港築設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一一九号)

第四八二 厚田村に船入潤築設の請願(佐々木秀世君外三名紹介)(第一一九〇号)

第四八三 江良船入潤拡張工事施行の請願(富永格五郎君外一名紹介)(第一一〇八号)

第四八四 厚田村に船入潤築設の請願(佐々木秀世君外三名紹介)(第一一〇九号)

第四八五 橋尻村に漁港築設の請願(佐々木秀世君外三名紹介)(第一一〇九号)

第四八六 四倉漁港修築の請願(關内正一君外三名紹介)(第一一〇九号)

第四八七 江良船入潤拡張工事施行の請願(富永格五郎君外一名紹介)(第一一〇九号)

第四八八 鮎鮎の保護に関する請設の請願(青木清左エ門君紹介)(第一一〇七八号)

第四八九 鮎鮎の保護に関する請設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九〇 撫島村に漁港築設の請願(佐々木秀世君外五名紹介)(第一一〇七九号)

第四九一 檜島村本龜に船入潤築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九二 檜島村本龜に船入潤築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九三 宇治山田港を漁港として築設の請願(石原圓吉君紹介)(第六八九号)

第四九四 檜島村本龜に船入潤築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九五 檜泊村に漁港築設の請願(佐々木秀世君外五名紹介)(第一一〇七九号)

第四九六 檜島村本龜に船入潤築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九七 檜泊村に漁港築設の請願(佐々木秀世君外五名紹介)(第一一〇七九号)

第四九八 檜泊村に漁港築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第四九九 檜泊村に漁港築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

第五〇〇 檜泊村に漁港築設の請願(西村久之君紹介)(第一一〇七九号)

の請願(稻村順三君外一名紹介)

(第一三三七号)

第四七四 中古衣類の公定價格制度撤廃の請願(笛口晃君紹介)

(第四七四号)

第四七五 同(中村元治郎君紹介)

(第七七七号)

第四七六 同(仲内憲治君外四名紹介)(第九四四号)

(第四七八号)

第四七七 同(笛口晃君紹介)(第九四四号)

(第四九〇号)

第四七八 同(細川八十八君紹介)

(第九八二号)

第四七八 石綿輸入促進の請願

(細野三千雄君外一名紹介)(第七四九号)

第四八〇 中小商工業振興に関する請願(長野重右エ門君紹介)

(第一一〇号)

第四八一 中古衣類の公定價格制度撤廃の請願(林大作君紹介)

(第二五一号)

第四八二 中古衣類の公定價格制度撤廃の請願(中村元治郎君紹介)

(第一二八六号)

第四八三 主食代替の砂糖配給に関する請願(岡野繁藏君紹介)

(第二三三三号)

第四八四 主食代替の砂糖配給に関する請願(櫻内義雄君外二名紹介)(第一三六九号)

(第四八五同水谷昇君外一名紹介)(第一四〇六号)

第四八六 同(木村公平君紹介)

(第一四〇九号)

第四八七 同(加藤勘十君紹介)

(第一四一〇号)

第四八八 同(豊澤豊雄君紹介)

(第一四五一号)

第四八九 同(亘四郎君紹介)(第一四五三号)

第四九〇 同(北浦圭太郎君紹介)

(第一四五四号)

第四九一 同(森幸太郎君紹介)

(第一四五五号)

第四九三 同(多賀安郎君外九名紹介)(第一四五六号)

第四九四 同(岡田勢一君外二名紹介)(第一四五九号)

第四九五 同(高橋長治君紹介)

(第一四五七号)

第四九七 同(竹内克巳君紹介)

(第一五二六号)

第四九八 同(赤松明勲君外二名紹介)(第一四九一号)

(第一五二八号)

第四九九 同(伊瀬幸太郎君紹介)

(第一五二九号)

第五〇〇 同(新庄町に國立亞炭研究所設置の請願(海野三朗君紹介)(第九三八号)

第五〇一 東北地方鉄鋼業振興に所設置の請願(國司安正君外三名紹介)(第一〇三〇号)

第五〇二 東北地方鉄鋼業振興に所設置の請願(海野三朗君紹介)

(第一〇四〇号)

第五〇三 赤澤炭礦における亞炭採掘中止の請願(中野寅吉君紹介)

(第一五二八号)

第五〇四 全國の伸銑業者に鋼材及び石炭割当増加の請願(岡田勢一君外二名紹介)(第一四二号)

第五〇五 北海道における家庭用石炭確保の請願(三好竹勇君外二名紹介)(第一一一八号)

第五一二 北海道における家庭用石炭確保の請願(三好竹勇君外二名紹介)(第一一〇四〇号)

第五一二 夜間学校の配電確保の請願(角田幸吉君外一名紹介)

(第一〇一七号)

第五一二 繼維産業從業員に報奨物資配給の請願(原孝吉君紹介)

(第一一五四号)

第五一二 電気事業の優先取扱に関する請願(前田榮之助君紹介)

(第一一〇八八号)

第五一二 赤澤炭礦における亞炭採掘中止の請願(關内正一君外二名紹介)(第一二四七号)

に關する請願(今澄勇君紹介)

(第八五七号)

第五一九 九州地方の電力危機緊急対策実施に関する請願(成重光眞君外一名紹介)(第八八六号)

第五〇六 新庄町に國立亞炭研究所設置の請願(國司安正君外一名紹介)(第八七六号)

第五〇七 灰炉研究指導費國庫補助の請願(海野三朗君紹介)(第九一四号)

第五〇八 瓶石製鐵所銑鋼一貫作業再開促進の請願(鈴木善幸君外七名紹介)(第九三八号)

第五〇九 新庄町に國立亞炭研究所設置の請願(國司安正君外三名紹介)(第一〇三〇号)

第五一〇 内川尾袋川普通水利組合使用電力料金輕減の請願(庄司一郎君紹介)(第一号)

第五一一 都於郡村に電燈線架設の請願(川野芳滿君紹介)(第三八号)

第五一二 浴場に対する電力制限撤廃の請願(前田榮之助君紹介)

(第五九八号)

第五一二 神島村に電燈及び電力線架設の請願(石原圓吉君紹介)

(第六七七号)

第五一二 製粉業者に電力供給増加の請願(山崎猛君紹介)(第一七七四号)

第五一二 沖縄の請願(山崎猛君紹介)

第五一二 賽種寺、市堀間鐵道敷設の請願(山口好一君外二名紹介)(第一四九二号)

第五一二 戰時中強制買上の建物等を由所有者に優先拂下の請願(山口好一君紹介)(第一五五号)

第五一二 廣尻村に水力發電施設の請願(奥尻村に水力發電施設設置助成の請願(富永格五郎君紹介)(第一四九二号)

第五一二 賽種寺、市堀間鐵道敷設の請願(山口好一君外二名紹介)(第一四九二号)

第五一二 土石流に優先拂下の請願(小川原政信君紹介)(第一三三号)

第五一二 土石流に優先拂下の請願(小川原政信君紹介)(第一三三号)

第五一二 関東信越地方の野鍛冶業者に燃料増配の請願(押川定秋君紹介)(第一二九四号)

第五一二 長野縣に織維検査所置の請願(小林連美君紹介)(第一二九四号)

第五一二 柴爐火に火入促進の請願(日本製鐵輪內製鐵所の並びに電力制限緩和の請願(高

第五一二 関東信越地方の野鍛冶業者に燃料増配の請願(押川定秋君紹介)(第一二九四号)

第五一二 関東信越地方の野鍛冶業者に燃料増配の請願(押川定秋君紹介)(第一二九四号)

第五一二 柳井駅よりの三路線に、及び田布施駅よりの二路線

八号)

第五一九 九州地方の電力危機緊急対策実施に関する請願(成重光眞君外一名紹介)(第八八六号)

第五三三 地熱發電の即時実施に関する請願(坂田道太君外一名紹介)(第八八六号)

第五三三 湯河原町に配電増加の請願(萩原壽雄君外五名紹介)

(第一四八四号)

第五三四 石炭窯素肥料工場電力確保に関する請願(今澄勇君紹介)(第一四八四号)

第五三四 石炭窯素肥料工場電力確保に関する請願(坂田道太君外一名紹介)(第一四八四号)

に、國營バス運輸開始の請願  
(中嶋勝一君紹介)(第三一号)  
第五四四 沿宮内駅改築促進の請  
願(山本猛夫君紹介)(第三一号)  
第五四五 葛巻、落合間及び沿宮  
内、盛岡間國營バス運輸開始促  
進の請願(山本猛夫君紹介)(第  
三三号)  
第五四六 御堂信号所を一般駅に  
昇格の請願(山本猛夫君紹介)  
(第七四号)  
第五四七 長岡鉄道買収に関する  
請願(清澤俊英君外三名紹介)  
(第四九号)  
第五四八 古碑、上札鶴間鉄道敷  
設の請願(飯田義茂君紹介)(第  
五一号)  
第五四九 大畠、大間間鉄道速成  
の請願(山崎岩男君外二名紹介)  
(第五三号)  
第五五〇 福知山、舞鶴間並びに  
福知山、宮津間國營バス運輸開  
始の請願(大石ヨシエ君紹介)  
(第五七号)  
第五五一 人吉市より三路線に國  
営バス運輸開始の請願(福永一  
臣君紹介)(第五九号)  
第五五二 要田村に停車場設置の  
請願(山下春江君紹介)(第六三  
号)  
第五五三 鉄道運賃値上を國会に  
付議その他に請願(相馬  
助治君紹介)(第六四号)  
第五五四 濱田、今福間鉄道速成  
の請願(本村小左衛門君外三名  
紹介)(第六五号)  
第五五五 南廣信信号所を一般駅に  
昇格の請願(世耕弘一君紹介)  
(第六七号)

第五五六 三國線を三國港まで運  
轉延長の請願(坪川信三君紹介)  
(第七四号)  
第五五七 武生、上池田間國營バ  
ス運輸開始の請願(庄司一郎君  
名紹介)(第一七二号)  
第五五八 長岡鐵道買収に関する  
請願(高橋英君外三名紹介)  
(第七八号)  
第五五九 高知縣下における三路  
線に國營バス運輸開始の請願  
(長野長慶君紹介)(第九三号)  
第五六〇 浦幌、本別間國營バ  
ス運輸開始の請願(森三樹二君紹  
介)(第九八号)  
第五六一 稲荷山、姨捨両駅間に  
停車場設置促進の請願(坂東幸  
太郎君紹介)(第一一八号)  
第五六二 古江・佐多間、大根占・  
田代間及び鹿屋・大根占間に國  
営自動車運輸開始の請願(前田  
郁君紹介)(第一一九号)  
第五六三 岩川、古江間國營自動  
車運行の請願(前田郁君紹介)  
(第一四五号)  
第五六四 鹿屋、岸良間國營バス  
運輸開始の請願(前田郁君紹介)  
(第一四七号)  
第五六五 稚内駅から抜海駅の間  
に鉄道連絡工事施行の請願(坂  
東幸太郎君紹介)(第一四八号)  
第五六六 貝田信号所を一般駅に  
昇格の請願(庄司一郎君紹介)  
(第一五七号)  
第五六七 川棚、有田間國營バス  
運輸開始の請願(西村久之君外  
二名紹介)(第一五八号)  
第五六八 湯本、石川間國營バス  
運輸開始の請願(關内正一君紹  
介)(第一五九号)

第五六九 白石、上ノ山間國營バ  
ス運輸開始の請願(飯田義茂君紹介)  
(第二六〇号)  
第五七〇 高瀬村に停車場設置の  
請願(松浦東介君紹介)(第一七  
三号)  
第五七一 山陰線経由東京下関間  
直通列車運轉の請願(庄司彦男  
君外三名紹介)(第一九〇号)  
第五七二 新庄より金山・眞室川・  
酒田・余目・清川・八向を経て新  
庄に通する國營トラック運輸開  
始の請願(園司安正君紹介)(第  
二〇〇号)  
第五七三 久栗坂に停車場設置の  
請願(山崎岩男君紹介)(第二〇  
七号)  
第五七四 木原線全通工事施行促  
進の請願(片岡伊三郎君紹介)  
(第二三七号)  
第五七五 旧鶴見臨港鉄道線外三  
鉄道拂下に関する請願(金光  
義邦君外二名紹介)(第二二三〇  
号)  
第五七六 大垣、垂井両間に簡易  
停留場設置の請願(武藤嘉一君  
紹介)(第二三七号)  
第五七七 日本通運株式会社の理  
業を解放の上田關係業者にその  
當業權並びに設備返還の請願  
(山崎岩男君紹介)(第二四七号)  
第五七八 宇和より三瓶を経て八  
幡瀬に至る間に國營バス運輸開  
始の請願(高橋英吉君外八名紹  
介)(第二五二号)  
第五七九 九州、四國間連絡國營  
航路開設の請願(高橋英吉君外  
二名紹介)(第二五三号)

第五八〇 常呂、中佐呂間國営鉄道  
速成の請願(飯田義茂君紹介)  
(第二六〇号)  
第五八一 八幡濱からの三路線に  
國營バス運輸開始の請願(高橋英  
吉君外八名紹介)(第二六一号)  
第五八二 五條、新宮間鉄道速成  
の請願(前田正男君紹介)(第二  
六三号)  
第五八三 柏崎駅附近鶴川鉄橋等  
の径間拡張工事施行の請願(田  
中角榮君紹介)(第二六四号)  
第五八四 山陰線餘部鉄橋補強修  
理施行の請願(庄司彦男君外三  
名紹介)(第二六七号)  
第五八五 鉄道運賃の学生優待に  
関する請願(佐々木更三君紹介)  
(第一六八号)  
第五八六 幸崎、中判田両駅間に  
國營自動車運輸開始の請願(安  
田幹太君紹介)(第二七三号)  
第五八七 博多、壹岐・對馬間國營  
連絡航路開設の請願(本田英作  
君外一名紹介)(第二八二号)  
第五八八 鉄道運賃の学生優待に  
関する請願(正木清君紹介)(第  
三〇七号)  
第五八九 愛冠簡易停車場を一般  
駅に昇格の請願(伊藤郷一君紹  
介)(第三一七号)  
第五九〇 足寄、阿寒湖畔間國營  
バス運輸開始の請願(伊藤郷一  
君紹介)(第三一八号)  
第五九一 松戸、土浦間電化促進  
の請願(原彪君紹介)(第三三四  
号)  
第五九二 直方、福岡間國營バス  
運輸開始の請願(淵上房太郎君  
紹介)(第三七〇号)  
第五九三 常磐線松戸、水戸間電  
化促進の請願(原彪君外二名紹  
介)(第三一七号)  
第五九四 納田終、鶴ヶ岡間の道  
路を國營バス運行路線に認定の  
請願(坪川信三君紹介)(第三三  
〇号)  
第五九五 江差、東瀬棚間國營バ  
ス運輸開始の請願(館俊三君紹  
介)(第三三五号)  
第五九六 八橋駅に貨物取扱開始  
の請願(堀江實藏君紹介)(第三  
三七号)  
第五九七 旧小倉鉄道拂下に関す  
る請願(長尾達生君外二名紹介)  
(第三三八号)  
第五九八 松戸、水戸間電化促進  
の請願(原彪君外十四名紹介)  
(第三三九号)  
第五九九 鉄道運賃の学生優待に  
関する請願(原彪君外二名紹介)  
(第三三九号)  
第五九九〇 邊富内線速成並びに十  
勝側分歧点を清水とするの請願  
(高倉定助君外名二紹介)(第  
三四一号)  
第五九九一 天塩沿岸鉄道速成の請  
願(坂東幸太郎君紹介)(第三六  
七号)  
第五九九二 直方、福岡間國營バス  
運輸開始の請願(闇田直君外一  
名紹介)(第三七四号)  
第五九九三 牛深町に中央氣象台出  
張所設置の請願(闇田直君外一  
名紹介)(第三七四号)  
第五九九四 納田終、鶴ヶ岡間の道  
路を國營バス運行路線に認定の  
請願(坪川信三君紹介)(第三三  
〇号)  
第五九九五 江差、東瀬棚間國營バ  
ス運輸開始の請願(館俊三君紹  
介)(第三三五号)  
第五九九六 八橋駅に貨物取扱開始  
の請願(堀江實藏君紹介)(第三  
三七号)  
第五九九七 旧小倉鉄道拂下に関す  
る請願(長尾達生君外二名紹介)  
(第三三八号)  
第五九九八 松戸、水戸間電化促進  
の請願(原彪君外二名紹介)(第三  
三九号)

第五九九九 邊富内線速成並びに十  
勝側分歧点を清水とするの請願  
(高倉定助君外名二紹介)(第  
三四一号)  
第六〇〇一 天塩沿岸鉄道速成の請  
願(坂東幸太郎君紹介)(第三六  
七号)  
第六〇〇二 直方、福岡間國營バス  
運輸開始の請願(闇田直君外一  
名紹介)(第三七四号)  
第六〇〇三 牛深町に中央氣象台出  
張所設置の請願(闇田直君外一  
名紹介)(第三七四号)  
第六〇〇四 高松、鬼無両駅間郷東  
踏切附近に停車場設置の請願  
(成田知巳君紹介)(第三八六号)  
第六〇〇五 沼津、濱松間電化促進  
(成田知巳君紹介)(第三八六号)

の請願(神田博君外二名紹介)

(第三十九一)

第六〇六 達布、添牛内間鉄道敷設の請願(坂東幸太郎君紹介)

(第三九六号)

第六〇七 九州、四國間連絡國營航路開設の請願(井谷正吉君外八名紹介)(第三九七号)

(第六〇八)

九州、四國間連絡國營航路開設の請願(村上勇君外六名紹介)(第四一九号)

(第六〇九)

瀬原、十日市間鐵道速成の請願(木村小左衛門君外三名紹介)(第四一九号)

(第六一〇)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一四号)

(第六一一)

宇都宮・大宮間、小山・高崎間及び宇都宮・日光間電化促進の請願(栗田英男君外一名紹介)(第四一五号)

(第六一二)

旧播磨鉄道拂下に關する請願(増田甲子七君紹介)(第四一二)

(第六一二)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一三号)

(第六一二〇)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一四号)

(第六一二一)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一五号)

(第六一二二)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一六号)

(第六一二三)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一七号)

(第六一二四)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一八号)

(第六一二五)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四一九号)

(第六一二六)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二〇号)

(第六一二七)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二一)

(第六一二八)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二二)

(第六一二九)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二三)

(第六一二一〇)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二四)

(第六一二一一)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二五)

(第六一二一六)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二六)

(第六一二一七)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二七)

(第六一二一八)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二八)

(第六一二一九)

喜々津より現川を経て浦上に至る間に鉄道敷設の請願(若松虎雄君紹介)(第四二九)

(第六一二二〇)

第六一七 高崎、横川間電化促進の請願(小笠柳多君外二名紹介)

(第六一九)

松戸、平間電化促進の請願(菊池重作君紹介)(第四二一)

(第六一九)

直江津、六日町間鉄道敷設等の請願(塚田十一郎君外二名紹介)(第四二二)

(第六一九)

今和泉、頴娃間國營バス運輸開始の請願(上林山榮吉君紹介)(第四二三)

(第六一九)

廣田港まで延長の請願(小澤佐重喜君紹介)(第四二四)

(第六一九)

豊川鉄道及び鳳來寺鉄道拂下の請願(高瀬傳君紹介)(第四二五)

(第六一九)

宮崎より綾町を経て小林に至る間に國營バス運輸開始の請願(押川定秋君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

宮崎駅に東海道線列車及び横須賀線電車停車並びに同駅改築促進の請願(白井佐吉君紹介)(第五五六号)

(第六一九)

山田線電化の請願(山本猛夫君外二名紹介)(第五九二号)

(第六一九)

旧產業セメント鉄道拂下の請願(長尾達生君紹介)(第五九三号)

(第六一九)

舊賓南線を下幌内まで延長の請願(飯田義茂君外一名紹介)(第五九三号)

(第六一九)

久慈、白山間及び久慈、玉ノ脇間國營バス運輸開始の請願(山本猛夫君紹介)(第六六六号)

(第六一九)

灘貢亞炭の輸送増強に関する請願(庄司一郎君紹介)(第六七二号)

(第六一九)

角館、阿仁合両駅間鉄道運輸開始の請願(馬越晃君外八名紹介)(第六七三号)

(第六一九)

緒方、長井間鉄道敷設の請願(金光義邦君紹介)(第六七三号)

(第六一九)

清水川駅に貨物取扱開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六七三号)

(第六一九)

大野、八戸間國營バス運輸開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六七三号)

(第六一九)

新制中学校生徒の通学鐵道運賃減額に関する請願(西山富佐太君紹介)(第六七三号)

(第六一九)

横須賀市沼間に停車場設置の請願(小暮藤三郎君外二名紹介)(第六七三号)

(第六一九)

熊本より山鹿を経て大牟田に至る間に電車敷設の請願

(第六一九)

(八並達雄君紹介)(第五五二号)

(第六一九)

川棚、有田間電化促進の請願(小笠柳多君外二名紹介)

(第六一九)

足寄、阿寒湖畔間國營バス運輸開始の請願(森三樹二君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

大牟田駅復興促進の請願(古賀喜太郎君外三名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

直江津、六日町間鉄道敷設の請願(塚田十一郎君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

足寄、阿寒湖畔間國營バス運輸開始の請願(森三樹二君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

第六五四 城端、西赤尾間國營トラック運輸開始の請願(橋直治君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

第六五五 古津信号所を一般駅に昇格の請願(高岡忠弘君紹介)

(第六一九)

第六五六 七尾、氷見間國營バス運輸開始の請願(橋直治君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

第六五七 羽昨、氷見間鉄道敷設の請願(橋直治君外二名紹介)(第五五六号)

(第六一九)

第六五八 若江本線を金居原まで延長の請願(森幸太郎君紹介)

(第六一九)

第六五九 省線電車を小田原まで延長の請願(鈴木雄二君紹介)

(第六一九)

第六六〇 都農町に停車場設置の請願(片島港君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六六一 近畿日本鉄道会社線法隆寺、平端間復活の請願(細川八十八君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六六二 東京、鳥羽間直通列車復活の請願(石原圓吉君紹介)

(第六一九)

第六六三 近畿日本鉄道会社線法隆寺、平端間復活の請願(細川八十八君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六六四 角館、阿仁合両駅間鉄道運輸開始の請願(馬越晃君紹介)

(第六一九)

第六六五 沿岸荷役業者に貨物自動車運送認可の請願(八並達雄君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六六六 姫路市より新宮、山崎

(第六一九)

第六六七 東京、鳥羽間直通列車

(第六一九)

第六六八 川之江、大杉間國營バス運輸開始の請願(馬越晃君紹介)

(第六一九)

第六六九 姫路市より新宮、山崎

(第六一九)

第六七〇 川之江、大杉間國營バス運輸開始の請願(馬越晃君紹介)

(第六一九)

第六七一 大杉、山崎

(第六一九)

第六七二 東京、鳥羽間直通列車

(第六一九)

第六七三 大杉、山崎

(第六一九)

第六七四 大杉、山崎

(第六一九)

第六七五 新制中学校生徒の通学

(第六一九)

第六七六 鉄道運賃減額に関する請願(西

(第六一九)

第六七七 馬越晃君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六七八 馬越晃君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六七九 馬越晃君紹介)(第六一九)

(第六一九)

第六八〇 馬越晃君紹介)(第六一九)

(第六一九)

(宮村又八君紹介)(第七九八号)  
第六六七 久慈、岩泉間國營バス  
運輸開始の請願(石川金次郎君  
紹介)(第八〇〇号)  
第六六八 下呂、飯田間國營トラ  
ック運輸開始の請願(伊藤恭一  
君紹介)(第八〇四号)  
第六六九 沼津、濱松間電化の請  
願(神田博君外二名紹介)(第  
八〇七号)  
第六七〇 三田、有馬間鉄道復活  
の請願(後藤悦治君紹介)(第八  
〇九号)  
第六七一 右左府、御影間鉄道敷  
設の請願(森三樹二君紹介)(第  
八一四号)  
第六七二 四國循環鉄道の全通並  
びに九州、四國連絡國營航路開  
設の請願(井谷正吉君外二名紹  
介)(第八一六号)  
第六七三 油津港に臨港鉄道敷設  
の請願(川越博君外二名紹介)  
(第八二〇号)  
第六七四 笹島駅、名古屋港間に  
貨物線敷設の請願(辻寛一君紹  
介)(第八三六号)  
第六七五 穴吹、白地間國營バス  
運輸開始の請願(岡田勢一君外  
四名紹介)(第八四五号)  
第六七六 姫路市より新宮、山崎  
を経て曲里に至る間に國營バス  
運輸開始の請願外五件(佐々木  
盛雄君紹介)(第八六〇号)  
第六七七 神戸市長田区に停車場  
設置の請願(佐々木盛雄君紹介)  
(第八九九号)  
第六七八 桃ノ川、彼杵間鉄道敷  
設の請願(中村又一君外二名紹

介)(第九〇三号)  
第六七九 潤民信号所を一般駅に  
昇格の請願(山本猛夫君紹介)  
(第九二四号)  
第六八〇 大糸線全通促進の請願  
(増田甲子七君紹介)(第九三一  
号)  
第六八一 甲府・鹽尻間、鹽尻・名  
古屋間及び鹽尻・長野間電化促  
進の請願(増田甲子七君紹介)  
(第九三九号)  
第六八二 山形、鶴岡間鉄道敷設  
の請願(松浦東介君紹介)(第九  
四一号)  
第六八三 矢島鉄道の損害賠償に  
関する請願(村上清治君外一名  
紹介)(第九五〇号)  
第六八四 一戸、岩泉間國營バス  
運輸開始の請願(山本猛夫君紹  
介)(第九五五号)  
第六八五 荒谷前駅を一般駅に変  
更の請願(山本猛夫君紹介)(第  
九五六号)  
第六八六 柏木平、遠野間改軌工  
事促進の請願(山本猛夫君紹介)  
(第九五七号)  
第六八七 直方、福岡間國營バス  
運輸強化の請願(淵上房太郎君  
紹介)(第九六五号)  
第六八八 常野線を水戸まで延長  
の請願(葉梨新五郎君紹介)(第一  
〇〇九号)  
第六八九 水戸、波崎間並びに鹿  
島、佐原間國營バス運輸開始の  
請願(葉梨新五郎君紹介)(第一  
一〇一二号)  
第七〇〇 今市、田島間鉄道敷設  
の請願(高瀬傳君外三名紹介)  
第一〇一五号)  
第七〇一 水戸・波崎間並びに鹿  
島・佐原間國營バス運輸開始の  
請願(葉梨新五郎君紹介)(第一  
一〇二号)  
第七〇二 山陰線電化の請願(堀  
江實藏君紹介)(第一〇七二号)  
第七〇三 常總鉄道松戸駅乗り入の  
請願(葉梨新五郎君紹介)(第一  
一〇二号)  
第七〇四 岐阜、根尾間國營バス  
運輸開始の請願(大野伴睦君紹  
介)(第九七八号)  
第七〇五 伊豫日吉、須崎間に  
臺・山形間鉄道電化の請願(海野  
三朗君紹介)(第一〇八一号)  
第七〇六 伊豫日吉、須崎間に  
国營バス運輸開始の請願(井谷正  
介)(第九七八号)

第六九一 桜岡・寒河江間、寒河  
江・荒砥間及び神町・谷地間國營  
バス運輸開始の請願(園司安正  
君外二名紹介)(第九八三号)  
第六九二 桜岡・寒河江間 左澤・  
荒砥間及び神町・谷地間鉄道敷  
設の請願(園司安正君外二名紹  
介)(第九八四号)  
第六九三 白城線を鳩谷まで延長  
の請願(田村虎一君外二名紹  
介)(第九九二号)  
第六九四 野村町、大内駅間に國  
營バス運輸開始の請願(井谷正  
吉君外二名紹介)(第九九八号)  
第六九五 杉田信号所を一般駅に  
昇格の請願(大内一郎君紹介)  
(第一〇〇三号)  
第六九六 二本松、浪江間國營バ  
ス運輸開始の請願(大内一郎君  
紹介)(第一〇〇四号)  
第六九七 常野線を山口市宮野  
の請願(葉梨新五郎君紹介)(第  
一〇〇八号)  
第六九八 常野線を水戸まで延長  
の請願(葉梨新五郎君紹介)(第一  
一〇〇九号)  
第六九九 福浪線を二本松まで延  
長の請願(大内一郎君紹介)(第  
一〇一二号)  
第七〇〇 上毛電氣鉄道復旧助成  
の請願(鈴木強平君外二名紹介)  
(第一〇六〇号)  
第七〇一 伊東、下田間鉄道速成  
の請願(小松勇次君紹介)(第一  
一〇二号)  
第七〇二 大樹、豐頃間國營バス  
運輸開始の請願(高倉定助君紹  
介)(第一一七六号)  
第七〇三 長野原、嬬戀間鉄道敷  
設の請願(中曾根康弘君外二名  
紹介)(第一一八九号)  
第七〇四 旧宮城電氣鉄道拂下に  
関する請願(庄司一郎君紹介)  
(第二二一〇号)  
第七〇五 千葉、成東間電化促進  
の請願(片岡伊三郎君外二名紹  
介)(第二二二一八号)  
第七〇六 東川手村花見に停車場  
設置の請願(増田甲子七君紹介)  
(第一〇六号)  
第七〇七 三笠町彌生に停車場設

吉君外四名紹介)(第一〇二一  
号)

介)(第九〇三号)

都道府縣議会議員にそ  
の都道府縣内無賃乗車券交付の  
願請(永井勝次郎君外二名紹介)

外二名紹介)(第一〇四三号)  
(第一〇四一號)

江迎、臼の浦國營バス  
運輸開始の請願(北村徳太郎君  
外二名紹介)(第一〇四三号)  
(第一〇四一號)

柳井、岩國両駅間に國  
營バス運輸開始の請願(守田道  
輔君外二名紹介)(第一一二二  
号)

太田から御嵩、土岐津  
を經て瑞浪に至る間に國營バス  
運輸開始の請願(安東義良君紹  
介)(第一一二二二号)

青森、蟹田間鉄道速成  
の請願(山崎岩男君紹介)(第一  
〇九〇号)

八百津、鶴沼両駅間國  
營バス運輸開始の請願(安東義  
良君紹介)(第一一二二一號)

吉君外四名紹介)(第一〇二一  
号)

都道府縣議会議員にそ  
の都道府縣内無賃乗車券交付の  
請願(永井勝次郎君外二名紹介)

守田道  
輔君外二名紹介)(第一一二二  
一號)

置の請願(岡田春夫君紹介)(第一二三一號)

第七二八 佐原・山倉間國営バス運輸開始の請願(寺島隆太郎君紹介)(第一二四二號)

第七二九 爪石線全通促進の請願  
外二件(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二四六號)

第七三〇 犬飼・佐伯両駅間に國営バス運輸開始の請願(梅林時雄君紹介)(第一二五〇號)

第七三一 苦前・瀧ノ上間鉄道敷設の請願(坂東幸太郎君紹介)(第一二五九號)

第七三二 東塙尻信号所を一般駅に昇格の請願(増田甲子七君紹介)(第一二六〇號)

第七三三 大糸線全通促進の請願(増田甲子七君紹介)(第一二六一號)

第七三四 瑞浪・深澤間鉄道敷設の請願(長谷川俊一君紹介)(第一二六三號)

第七三五 爪石線全通促進の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二七〇號)

第七三六 大澤停車場昇格の請願(神山榮一君紹介)(第一二八五號)

第七三七 富山港線拂下に関する請願(鎌治良作君紹介)(第一二九〇號)

第七三八 大糸線全通促進の請願  
外一件(増田甲子七君紹介)(第一二九四號)

第七三九 甲府・鹽尻間・鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願外一件(増田甲子七

君紹介)(第一三一五號)

第七四〇 荒尾市増永に停車場設置の請願(寺本齋君外一名紹介)(第一三二九號)

第七四一 右左府・御影間鉄道敷設の請願(足立梅市君紹介)(第一三三三四號)

第七四二 網代駅の駅名変更反対の請願(足立梅市君紹介)(第一三三九號)

第七四三 水澤・花泉間及び高田・瑞山間國営バス運輸開始の請願(淺利三朗君外三名紹介)(第一三五〇號)

第七四四 中込・高崎間鉄道敷設の請願(井出一太郎君外二名紹介)(第一三六一號)

第七四五 刈路・北見相生間鉄道敷設の請願(伊藤郷一君外四名紹介)(第一三六八號)

第七四五 中河村下河端に停車場設置の請願(坪川信三君外一名紹介)(第一三八五號)

第七四七 須坂・高田間國営バス運輸開始の請願(浅利三朗君紹介)(第一三八六號)

第七四八 木材の輸送増強に関する請願(國司安正君外一名紹介)(第一三九七號)

第七四九 山田線電化並びに改良工事施行の請願(淺利三朗君紹介)(第一四〇號)

第七五〇 青森・三厩間鉄道敷設の請願(山崎岩男君外一名紹介)(第一四一號)

第七五二 石川・豊岡間國営バス運輸開始の請願(内海安吉君紹介)(第一四三五號)

第七五三 小糸川・東塙尻間・東塙尻・長野間電化促進の請願(坂田勢一君外四名紹介)(第一四三五號)

第七五四 小川郷・川前兩駅間に國営バス運輸開始の請願(梅林時雄君紹介)(第一四五〇號)

第七五五 岩内町に測候所設置の請願(椎熊三郎君紹介)(第一四五號)

第七五六 魚成橋・野村間國営バス運輸開始その他に關する請願(井谷正吉君外二名紹介)(第一四五七號)

第七五六 牛根境郵便局に電話電話業務開始の請願(前田郁君紹介)(第一四五七號)

第七五七 今町郵便局に電話架設の請願(森山武彦君紹介)(第一五六五號)

第七五八 屋久島に無線電信電話局設置の請願(上林山榮吉君紹介)(第一五六〇號)

第七五九 高山町大字後田に無集配特定郵便局設置の請願(的場金右衛門君紹介)(第一五四四號)

第七六〇 高山町宮下及び萬山に無集配特定郵便局設置の請願(的場金右衛門君紹介)(第一五四四號)

第七六一 鳩ヶ谷電話加入区域を川口電話加入区域に併合の請願(田島房邦君紹介)(第一三四三號)

第七六二 桐生市に自動式電話復活の請願(松井豊吉君紹介)(第一四九〇號)

第七六三 鎮玉村役場附近に無集配郵便局設置の請願(川合影武君紹介)(第一三七五號)

第七六四 鹿児島縣下硫黃島に無線電信電話局復活の請願(上林山榮吉君紹介)(第一四六四號)

第七六五 富岡・平谷間並びに富岡・阿瀬比間國営バス運輸開始の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一四七〇號)

第七六六 特定郵便局制度存続の請願(椎熊三郎君紹介)(第一四九三號)

第七六七 特定郵便局制度存続の請願(椎熊三郎君紹介)(第一四九七號)

第七六八 特定郵便局制度存続の請願外二件(庄司一郎君紹介)(第一五六七號)

第七六九 今町郵便局に電話架設の請願(森山武彦君紹介)(第一五六五號)

第七七〇 西志布村伊崎田に郵便局設置の請願(的場金右衛門君紹介)(第一五六八號)

第七七一 鳩ヶ谷便局を大丁岱に移轉の請願(富永格五郎君外二名紹介)(第一五六九號)

第七七二 大寺村大寺に無集配郵便局設置の請願(明禮輝三郎君紹介)(第一五六九號)

第七七三 宮本村大字横川に郵便局設置の請願(重井鹿治君紹介)(第一五六九號)

第七七四 小野新町駅前に郵便局設置の請願(中野寅吉君紹介)(第一五六九號)

第七七五 南金澤郵便局に電話事務開始の請願(大原博夫君紹介)(第一五六九號)

第七七六 新潟市沼垂に電話分局設置の請願(笠原貞造君紹介)(第一五六九號)

第七七七 下野村に郵便局設置の請願(大原博夫君紹介)(第一五六九號)

第七七八 新潟市沼垂に電話事務開始の請願(海野三朗君紹介)(第一五六九號)

第七七八 鎌川局、大正局間直通電話架設の請願(長野長廣君紹介)(第一五六九號)

第七七八 大高根郵便局に集配事務開始の請願(海野三朗君紹介)(第一五六九號)

第七七八 舟川局、大正局間直通電話架設の請願(長野長廣君紹介)(第一五六九號)

第七七八 鎌玉村役場附近に無集配郵便局設置の請願(飯村泉君紹介)(第一九三五號)

第七七八 舟川局、大正局間直通電話架設の請願(長野長廣君紹介)(第一九三五號)

第七七八 舟川局、大正局間直通電話架設の請願(長野長廣君紹介)(第一九三五號)

第七七八 特定郵便局制度存続の請願明禮輝三郎君外八名紹介)(第一四九一號)

第七七八 歌垣郵便局に電信電話に特定郵便局設置の請願(上林山榮吉君紹介)(第一四九一號)

第七七八 佐野郵便局に電話事務開始の請願(前田種男君外二名紹介)(第一四九一號)

第七七八 佐野郵便局電話事務開始の請願(原孝吉君外一名紹介)(第一四九一號)

第七七八 佐野郵便局電話局舍新設並びに交換方式改善の請願(大澤嘉平治君外一名紹介)(第一一〇三九號)

配区域に変更その他にに関する請願（福田繁芳君紹介）（第一四八二号）

第七九〇 大野郵便局改築の請願（長谷川政友君紹介）（第一三八九号）

第七九一 岩内郵便局新築の請願（椎熊三郎君紹介）（第一五〇七号）

第七九二 郵便年金支給額増額の請願（菊池重作君紹介）（第一六一号）

第七九三 特定郵便局制度撤廃の請願（坂東幸太郎君紹介）（第三五八号）

第七九四 楽器、蓄音器類に対する物品税率軽減の請願（早稻田柳右エ門君紹介）（第三三四号）

第七九五 時計類に対する物品税率軽減の請願（赤松勇君紹介）（第三三〇九号）

第七九六 ミシン及びミシン針に対する物品税率軽減の請願（赤松勇君紹介）（第二〇二号）

第七九七 船岡町所在元第一海軍火薬廠敷地拂下の請願（庄司一郎君紹介）（第二〇二号）

第七九八 家賃の適正化に関する請願（坂東幸太郎君紹介）（第一二〇号）

第七九九 鹿児島縣揖宿郡に稅務署設置の請願（上林山榮吉君紹介）（第一四三号）

第八〇〇 元指宿海軍航空隊跡敷地魚見嶽地区拂下に関する請願（井上知治君紹介）（第一四〇号）

第八〇一 煙草配給制度是正の請願（河井榮藏君紹介）（第五九〇号）

第八〇一 指宿海軍航空隊跡敷地  
魚見嶽地区拂下に關する請願  
(上林山榮吉君紹介) (第五五九号)

第八〇三 廣島市及び長崎市の復興助成の請願 (北村徳太郎君外七名紹介) (第七六七号)

第八〇四 烧酎製造許可の請願 (伊瀬幸太郎君紹介) (第一〇四二号)

第八〇五 庶民金融機構整備確立に關する請願 (川合彰武君紹介) (第一〇四五号)

第八〇六 休業料理飲食店に対する課税の減免及び延納等に關する請願 (庄司一郎君紹介) (第一一六一號)

第八〇七 仙台市に東北証券取引所設置の請願 (庄司一郎君紹介) (第一一六二号)

第八〇八 大藏省稅務講習所名古屋支所の建物及び土地拂下の請願 (河野金昇君紹介) (第一一六四号)

第八〇九 酒粕配給割当その他に關する請願 (松木眞一君紹介) (第一二八八号)

第八一〇 同 (伊瀬幸太郎君紹介) (第一二八九号)

第八一一 酒粕配給割当その他に關する請願 (松木眞一君紹介) (第一四〇〇号)

第八一二 酒粕配給割当その他に關する請願外一件 (伊瀬幸太郎君紹介) (第一四〇一号)

第八一三 同 (水野実郎君紹介) (第一四〇二号)

第八一四 衛生樽の物品税撤廃の請願（山崎道子君外 一名紹介）  
（第一四五号）

第八一五 建設省設置に関する請願（坂東幸太郎君紹介）（第三七号）

第八一六 内務省廢止に当り同省と他省との共管事項整理に関する請願（松岡駒吉君紹介）（第一七一号）

第八一七 鑄物課新設の請願（山口六郎次君外四名紹介）（第四二二号）

第八一八 中央官廳出先機関設置反対その他に関する請願（菊池重作君紹介）（第四七八号）

第八一九 商工省農業課を農業部に昇格の請願（早稻田柳右エ門君紹介）（第六九三号）

第八二〇 中央官廳出先機関設置反対その他に関する請願（志賀健次郎君外七名紹介）（第二二六八号）

第八二一 水産廳設置の請願（青木清左エ門君紹介）（第一五一九号）

第八二二 衆議院議員選舉法の一  
部を改正する請願（松澤兼人君紹介）（第一〇九七号）

〔朗読を省略した報告〕

、昨八日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

未復員者給與法

警察法

漁業法の一部を改正する法律

内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律

内務省官制等廃止に伴う法令の整理

建設院設置法  
昭和二十二年法律第百二十一号（國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律）の一部を改正する法律  
横須賀港を開港に指定する等の法律で、都會地轉入抑制緊急措置令を改正する法律  
自作農創設特別措置法の一部を改正する法律  
農地調整法の一部を改正する法律  
地方税法の一部を改正する法律  
臨時石炭鉱業管理法  
、昨八日本院は彈劾裁判所の裁判員及び同予備員を次の通り選舉し、且つ予備員の職務を行ふ順序を頭書の通り決定し、大池事務総長から參議院小林事務総長宛その旨通知した。  
裁判員  
石川金次郎君 安田 幹太君  
古島 義英君 明禮輝三郎君  
小島 徹三君 八並 武雄君  
酒井 俊雄君  
予備員  
第一 石井 繁丸君  
第二 北浦圭太郎君  
第三 原 彪君  
第四 池谷 信一君  
、昨八日本院は訴追委員会の訴追委員及びその予備員を次の通り選舉し、且つ予備員の職務を行ふ順序を頭書の通り決定し、大池事務総長から參議院小林事務総長宛その旨通知した。  
訴追委員  
榎原 千代君 細野三千雄君  
森 三樹二君 武藤達十郎君

井伊誠一君	河井榮藏君
花村四郎君	高橋英吉君
大鶴萬代司君	鍛冶良作君
山口好一君	又一君
莉木久君	押川定秋君
中村俊夫君	打出信行君
大島多藏君	石田一松君
佐藤通吉君	田中久雄君
予備員	
第一 足立梅市君	
第二 三浦寅之助君	
第三 寺本齋君	
第四 山中露史君	
第五 佐瀬昌三君	
第六 矢野政男君	
第七 山崎道子君	
第八 東舞英君	
第九 今井耕君	
第一〇 岡井藤志郎君	
、昨八日委員長及び議員から提出し た議案は次の通りである。	
消防法案（治安及び地方制度委員長 提出）	
裁判官等に対する研究費支給に関する 法律案（司法委員長提出）	
、昨八日參議院から受領した内閣提 出案は次の通りである。	
飲食営業緊急措置法案（西村榮一君 外五名提出）	
、去る六日委員会に付託された議案 は次の通りである。	
臨時金利調整法案（内閣提出）（第一 、昨八日委員会に付託された議案は 次の通りである。	
酒類配給公團法案	

酒類配給公團法案(内閣提出、參議院送付)(第一五八号)

財政及び金融委員会付託

一、昨八日參議院に送付した本院提出

案は次の通りである。

消防法案

一、昨八日參議院に送付した内閣提出

案は次の通りである。

昭和二十二年度一般会計予算補正

(第十一号)

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律案

昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律案

通貨発行審議会法案

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律案

勧業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律案

船員保險特別会計法案

労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律案

大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律案

貿易資金特別会計法を改正する法律案、特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案

物品の無償貸付及び譲與等に関する法律案

法律案

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

旧日本銀行券の未回収發行残高に相当する金額の一部を國庫に納付する

に伴う日本銀行への交付金に関する

百貨店法を廃止する法律案

消防組織法案

会計検査院法の一部を改正する法律案

國が施行する内國貿易設備に関する法律案

港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の譲與又は貸付及び使用料の徵收に関する法律案

市街地建築物法の適用に関する法律案

最高法務廳設置法案

國の利害に關係のある訴訟についての最高法務總裁の権限等に関する法律案

会社利益配當等臨時措置法案

一、昨八日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

一、昨八日參議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

一、昨八日大池事務總長から栗栖大藏大臣、西尾内閣官房長官宛次の決議を参考のため送付した。

租稅完納運動に関する決議

一、昨八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

租稅完納運動に関する決議案 佐藤觀次郎君外三十八名提出

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

一、昨八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

未復員者給與法案

一、昨八日參議院に送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

警察法案

一、昨八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

内務省及び内務省の機構に関する整理法案

一、昨八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

内務省官制等廃止に伴う法令の整理法案

一、昨八日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

建設院設置法案

昭和二十二年法律第百二十一号(國

家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律)の一部を改正する法律案

横須賀港を開港に指定する等の法律案

都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案

地方稅法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案

臨時石炭礦業管理法案

一、昨八日大池事務總長から栗栖大藏大臣、西尾内閣官房長官宛次の決議を参考のため送付した。

租稅完納運動に関する決議

一、昨八日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

租稅完納運動に関する決議案 佐藤觀次郎君外三十八名提出

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

一、去る十二月六日司法委員長から提出した左の國政調査要求書に対し、議長は、十二月八日これを承認した。

租稅完納運動に関する決議案 佐藤觀次郎君外三十八名提出

最高法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律案

一、去る十二月六日司法委員長から提出した左の國政調査要求書に対し、議長は、十二月八日これを承認した。

國政調査承認要求書

一、調査する事項 裁判官等の教養及び待遇に関する事項

二、調査の目的 裁判官等に対する研究費支給に関する法律案起草

三、調査の方針 記録及び報告の提出

四、調査の期間 本会期中

五、調査の方法

六、調査の目的

七、調査の方法

八、調査の目的

九、調査の方法

十、調査の目的

十一、調査の方法

十二、調査の目的

十三、調査の方法

により承認を求める。

昭和二十二年十二月六日 司法委員長 松永 義雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

一、昨八日議員から提出した質問主意書(石原圓吉君外一名提出)

水産官廳拡大強化に関する質問主意書

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

農地調整法の一部を改正する法律案

員有田二郎君の行動は不適当なものと認め、同君に対し國会法第百二十條第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十二年十二月八日 懲罰委員長 大原 博夫

衆議院議長 松岡駒吉殿

○議員倉石忠雄君懲罰事犯の件

(議長宣告に関する報告書)

十一月二十一日の議場内における議員山口六郎次君の行動は不適当なものと認め、同君に対し國会法第百十二條第三号により十五日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。

○議員山口六郎次君懲罰事犯の件

(議長宣告に関する報告書)

十一月二十一日の議場内における議員山口六郎次君の行動は不適当なものと認め、同君に対し國会法第百十二條第三号により十五日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。

○議員山口六郎次君懲罰事犯の件

(議長宣告に関する報告書)

十一月二十一日の議場内における議員山口六郎次君の行動は不適当なものと認め、同君に対し國会法第百十二條第三号により十五日間の登院停止を命ずるべきものと議決した。

右報告する。

犯者及び速記者に對し種々質疑が行わ  
れ、應答が交されました。

昨八日、前回に引き続き会議を開き、  
倉石忠雄君から當時の状況について種々  
説明があり、なお有田一郎君 山口六  
郎次君より説明がありました。次に、  
衛視長坂本新治君及び鈴木、佐藤、奥  
野、土屋の四速記者の出席があつて、  
委員諸君及び事犯との間に質疑應答  
が繰返されました。続いて、小川半次  
君、高橋英吉君、森三樹二君、三浦寅  
之助君、中野四郎君、鈴木仙八君、山  
口好一君、委員外の石田一松君より  
それべ熱心なる御意見が陳述せられ  
ました。その御意見は、各種の觀点よ  
りいたしまして、文化國家建設、民主  
議会確立のため議事の円満なる進行を  
期し、暴力を排除するということにつ  
いては、大体においてどなたも同様で  
ございました。

かくいたしまして、森三樹二君よ  
り、倉石忠雄君には三十日間の登院停  
止、有田二郎君には同じく三十日間の  
登院停止、山口六郎次君には十五日間  
の登院停止をそれべ命ずべとの動  
議が提出せられ、これに對して討論が  
行われたのであります。小川君から  
これに賛成の旨を述べられ、古島、本  
多両君よりは反対の意見が述べられま  
した。採決の結果、多數をもつて森君  
提出の動議の通り可決いたしました次  
第でございます。右、御報告申し上げ  
ます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これまで討論に  
入りまます。三浦寅之助君。

○三浦寅之助君 ただいまの委員長の  
報告に対しまして、自由党を代表いた  
しまして反対の趣旨を申し上げます。

倉石忠雄君に對しては衛視長殴打、  
衆議院議員を懲罰に付すといふことと  
ては速記妨害の事実によつて、議長が  
懲罰の提起をされたのが本事案であります。

一休私どもは、いやしくも衆議院議  
員を懲罰に付すということとあります  
ならば、申し上げるまでもなく事実の  
眞相を十分に探究し、あらゆる角度か  
らこの事実を判断しなければならない  
のであります。しかるに、懲罰委員会  
におきましてこの事実を調査する場合  
におきまして、遺憾ながら、その証拠  
がほとんど上つておらないのであります  
。(写真に載つておるぞと呼び、その  
他発言する者多し) 黙つて聽いてくだ  
さい。黙つて聽きなさい。この興党  
三派の委員会における態度というものは  
は、最初から予断をもつてこの三名を  
厳罰に付するの態度をもつて、この委  
員会の審議に對しましては、その審議  
を妨害し、多數をもつてこれを押切つ  
て、これを懲罰に付そうというところ  
の、徹頭徹尾その態度を維持したので  
あります。私どもは、いやしくもこの  
事実を認定し、かつまた懲罰の量刑を  
いたします場合には、懲罰事犯のでき  
るところの遠き原因、また動機、ある  
いはその事件の内容といふようなもの  
に対しましても十分に検討し、しかる  
後にしてこの事実を判断しなければなら  
ないのであります。それで私どもは、順  
序といたしまして、あの当時本議場に  
おきまして暴行事件が起きたに至つた  
遙き原因並びに近き動機、しかして事  
件の事実の内容について申し上げざる  
を得ないのであります。

一体議会におきまして、この議場に  
おきまして暴行事件が起きたことは事實  
であるのであります。それで私どもは、順  
序といたしまして、このたびの暴行事件を  
考えてみます。このたびの暴行事件を考  
えてみると、これは炭鉱國管委員会におけると  
ころの審議が、與党が多數をもつてこの議場の整理  
を行つたのであります。またもし……(な

おいて、また委員会等におけるところ  
の暴行事件を考えますといふと、前  
の時間であります。(――)

議長の命令に服さぬ者は退場を  
命じる」「進行々々」と呼び、その  
他発言する者多く、議場騒然

ださい。

○島上善五郎君

ただいまのやじは取

消します。(拍手)

○議長(松岡駒吉君)

発言を続けてく

ださい。

○三浦寅之助君(続)

あの委員会にお

いて、委員会の審議をなさざるがため  
に、委員会は代理の委員長をもつて委  
員会を繼續せんとするや、社会黨の書

記長代理であるところの淺沼君が、こ

の委員会に關入し、しかも妨害し、進

んで速記をも取上げるところの暴行

をなして妨害したことは、まさに明

らの態度に対しましても、この問題に

対しても、當時懲罰にすらも付さない

ところの現状においてこの問題が解決

し、今次の総選舉が行われて、この議

会になつたわけであります。(「そんな

ことを言わば、今の弁護をやれ」と呼

び、その他発言する者多し) だんく

やります。

○議長(松岡駒吉君)

議場騒然に願いま

す。

○三浦寅之助君(続)

この三君だけ

は断じてないであります。あの当時

の暴行を考えました際におきまして、

私どもは、より一層の懲罰に付すべき

議員は、むしろ與党側にありと見え考

えたのであります。またもし……(な

るを得ない。あの当時、現在與党であ

るところの社会黨の諸君はいかなる態

度をとつたか。(拍手) 諸君自身は、ま

ずみずから良心に顧みてほしいのであ

ります。選舉法に對してこれを妨害

し、あるいはこの選舉法を阻止せんが

ために、あの改正の委員会において

は、連日のごとく委員会室に押しかけ

て、あるいは卓をたたき、あるいは暴

言を吐き、あるいは限りないところの

暴行を加えたのではありませんか。し

かして、毎日この暴行あるいは妨害が

続きました、あの当時においては、委

員会の審議がほとんどできない状態に

なり、しかも、当時の委員長に対しまし

て暴行を加え、また委員に対しまし

て暴行を加えました。岩本委員長

は、このために傷害をこうむり、小澤

委員は、これによりましてまた傷害を

受け、あるいは洋服を破られ、あるい

はめがねをこわすというような状態を

呈し、あの神聖なる委員会室は血を見

たのではありませんか、しかも、これ

のではありませんか、しかし、これ

らの態度に対しましても、この問題に

対しても、當時懲罰にすらも付さない

ところの現状においてこの問題が解決

し、今次の総選舉が行われて、この議

会になつたわけであります。(「そんな

ことを言わば、今の弁護をやれ」と呼

び、その他発言する者多し) だんく

やります。

○議長(松岡駒吉君)

議場騒然に願いま

す。

○三浦寅之助君(続)

この三君だけ

は断じてないであります。あの当時

の暴行を考えました際におきまして、

私どもは、より一層の懲罰に付すべき

議員は、むしろ與党側にありと見え考

えたのであります。またもし……(な

るを得ない。あの当時、現在與党であ

るところの野党側の発言に對しまして

は、その時間を封じて十分の意見を盡

しません。また投票の際におきまし

て、時間を制限して、投票を完全に

行使させることをしない。こういうよ

うなことが、すなわち議場を混乱せし

め、騒擾せしめるところの大きな原

因をなしたのであります。少くとも、

うなこととが、すなわち議場を混亂せし

め、騒擾せしめるところの大なる原

因をなしたのであります。少くとも、

うなこととが、すなわち議場を混亂せし

め、騒擾せ

速記を破つた、それをはつきり言え」と呼び、その他発言する者多し歎かれて聽きなさい。これから言います。

しかも、先ほどのあの委員長の報告にあります通り、いやしくも代議士に対する、與党側においては除名を主張し、最後においては、この倉石、有田両君に三十日の登院停止、山口六郎次君に向つて十五日という極刑が科せらるておるのであります。もし、これはどとの事案であるならば、その事件の発生当时において、議長がただちに懲罰委員会に付すべきであります。もちろん、法律的には差支えはないかもしれませんけれども、いやしくも議員が懲罰の提出期間において、三日間に限られておるのであります。しかも、時効の問題、あらゆる点から考えて、議長においても、少くともこの議員のこの懲罰を請求するがごときは、これまたその請求は、まつたく與党側からの強制によつて宣告されたとしか考えられないであります。これによりましても、議長が公平なる議長の権限を行使したとは考えられないであります。

事件の内容についてこれから申し上げます。倉石忠雄君は、衛視長に対するところの暴行を加えたといふのであります。これが実事につきまして、委員会における審議の際におきましては、倉石君の陳述は、衛視長に対するところの暴行の意思はない。當時議場が混乱いたしまして、しかも、同僚のが混乱いたしまして、しかも、同僚の

されて妨害を加えられるがごとく錯覚を起したと言うのである。しかも、この錯覚によつて、これを妨害から引離すとして同僚を救わんとする単純なる意思に基いて行爲に出でたる場合において、それがたま／＼、そのそばにいたこところの衛視の肩に当つたという陳述であります。この事実に対しまして、衛視長がこれに対するところの説明は、衛視長はネクタイを引かれて前にかがんだ際において、二つ三つ殴られたということを言つております。さらに倉石君は、自分の手を當つた人は、ネクタイはしておらなかつたと言つてあります。

こういうふうに、少くとも本人の陳述と証人の食違いが根本的にありますので、それで私は、懲罰委員会に、少くも事実の真相を確かめる意味において、現場においてそれを取調べなければならぬ、現場を調査し、しかも衛視を現場においてこれを取調べて、その事実をわざ／＼が知らなければならぬということとを申請したのであるけれども、委員長並びに與党の諸君は、これをさえぎつて、その証人の調べをやらないであります。であるから、これ以上この問題については立証すべき何ものもないのです。しかし、この衛視長の陳述が食違つておる。それ以外に、もし諸君がやじるようにならば、何がゆえに委員会においては、その行動をせず、その責任をとらずし

○三浦寅之助君(続) 静瀬に願いまして、妨害をしたというのであります。この点に対しまして、有田君の主張から言つて、有田君は速記台には直接飛び乗つたではなく、わきから速記台にはいつたのである。そのためこの速記を妨害したことではないと言うのであります。それに対しまして、鈴木速記者並びに他の三名の諸君は、速記台に飛び乗つて、しかし速記台に飛び乗つて、その点に對しましても、有田君の言うことと速記者の言つてあります。その点に對しましても、有田君の言つてあります。その点もせず、みんなわかつてゐるというようになります。されど、その要求すらもしたくないといふことを申請したのであるけれども、委員長並びに與党の諸君は、これをさえぎつて、その証人の調べをやらないであります。であるから、これ以上この問題については立証すべき何ものもないのです。しかし、この衛視長の陳述が食違つておる。それ以外に、もし諸君がやじるようにならば、何がゆえに委員会においては、その行動をせず、その責任をとらずし

○三浦寅之助君(続) これに対しましては、その形跡を認めることができない。ただ山口六郎次君の陳述を聽きますると、當時議場が混乱し、しかも議長の態度が公平を欠き、まことに偏頗なるやり方に對しまして、注目せんがために速記台の前に置いて、議長を連呼したにすぎないと

〔発言する者多し〕

○三浦寅之助君(続) 静瀬に願いまして、妨害をしたというのであります。この点に対しまして、有田君の主張から言つて、有田君は速記台には直接飛び乗つたではなく、わきから速記台に

は、どこにも認むべきものがない。何らの証拠もなく、何らの形跡もない。何らの証拠もなく、何らの形跡もない。何らの証拠もなく、何らの形跡もなく、いわんや証人として出頭をした四人は、全然知らないと言つてあります。されど、この點に對しまして、鈴木速記者並びに他の三名の諸君は、速記台に飛び乗つて、しかし速記台に飛び乗つて、その点に對しましても、その要求すらもしたくないといふことを申請したのである。されども、委員長並びに與党の諸君は、これをさえぎつて、その証人の調べをやらないであります。であるから、これ以上この問題については立証すべき何ものもないのです。しかし、この衛視長の陳述が食違つておる。それ以外に、もし諸君がやじるようにならば、何がゆえに委員会においては、その行動をせず、その責任をとらずし

○三浦寅之助君(続) これに対しましては、その形跡を認めることができない。ただ山口六郎次君の陳述を聽きますると、當時議場が混乱し、しかも議長の態度が公平を欠き、まことに偏頗なるやり方に對しまして、注目せんがために速記台の前に置いて、議長を連呼したにすぎないと

〔めんどうくさい〕と呼び、その他発言する者あり

○三浦寅之助君(続) これに対しましては、その形跡を認めることができない。ただ山口六郎次君の陳述を聽きますると、當時議場が混

乱し、しかも議長の態度が公平を欠き、まことに偏頗なるやり方に對しまして、注目せんがために速記台の前に置いて、議長を連呼したにすぎないと

〔めんどうくさい〕から、時間がな

君は、同じ趣旨によつて、しかしてそ  
の当時の意見は、倉石、有田両君に對  
しましては除名を請求し、山口君に對  
しましては三十日の登院停止の意見を  
吐いておるのであります。かくのこと  
が事実まことに不十分であり、調査  
ができない、しかも山口六郎次君に至  
りましては、何ら認むべきところの証  
拠の片鱗だにもない事件をして、かく  
のごとくあらしめたということは、ま  
つたる党利党略、感情に基く以外の何  
ものでもないと言わざるを得ないので  
あります。(拍手)

私どもは、議会の権威を保持し、議会  
の信用を維持するためには暴力を排除す  
ることに対しましては、何ら異存はない  
ところであります。しかしながら、かく  
ごとき暴力議会と化せしめた多くの社  
会党諸君に最も大きな責任があると  
われ／＼は考えるがゆえに、かくのご  
ときことを根絶するために、かくのご  
原因こそ、實に前議会の終りからの社  
会党諸君に最も大きな責任があると  
われ／＼は考えるがゆえに、かくのご  
ために言いたいのである。暴力議会の  
ために、かくのことを将来防止せんがために、あ  
るときの事情に対する注意のために、  
われ／＼は出たものであります。

三君に對しましては、断じて証拠不十  
分であり、何らこれを処斷すべきこと  
の材料がないのでありますから、  
これはすべからく無罪なることを主張  
したいのであります。私どもは、これ  
を処分すべきものでは断じてないと思  
うのであります。もし、かくのごとき  
不十分なる証拠によつて代議士三名を  
懲罰に付するがごときことがあるなら  
ば、それこそ議会の権威を失墜し、議

会の信用を冒瀆し、しかも民主議会を冒瀆するものであつて、まったく独裁  
の政治、非立憲的な行動であると断言せざるを得ないである。

以上申し上げまして、私は諸君がほ

んとうに良心的に反省したならば、こ

の事案は断じて処分すべきものではな

いということを予想されると同

時に、私は絶対に委員長報告に対しま

しては反対するものであります。(拍

手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は  
終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は  
終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は  
終局いたしました。

件を採決いたします。この際山口六郎

君の退場を求めます。有田二郎君の

入場を許します。議員山口六郎次君懲

罰の件委員長報告に賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員山口六郎次君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

これにて懲罰事犯の件は議決いたしました。

山口六郎次君の入場を許します。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

ただいまの議決に基き宣告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたしました。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

ただいまの議決に基き宣告いたします。

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたしました。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は  
終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は

終局いたしました。

採決に入ります。議員倉石忠雄、有

田二郎君、山口六郎次君懲罰事犯の件

を順次採決いたします。

これより議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件を採決いたします。この際有田二郎

君、山口六郎次君の入場を許します。

議員倉石忠雄君懲罰事犯の件委員長報

告に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。(拍

手) よつて議員倉石忠雄君懲罰事犯の

件は委員長報告通り議決いたしました。







○議長(松岡駒吉君) 日程第十三、昭和二十一年法律第六十五号等の一部を改正する法律案を議題といたします。司法委員長委員長の報告を求めます。司法委員長松永義雄君。

二一

す。冬木は、  
英子十月十九日 第四

とを御報告いたします。

いのであります。引揚後ににおける処

還は、待ちこがるる四百万家族の方々

て、詳細は速記録に譲るわけでありま

十四回対日理事会の席上における海外残留同胞の引揚促進に関する審議であります。この対日理事会の審議は、三

この対日理事会の審議は、主としてソ連関係地区からの引揚げに関するものである。

本委員会は、成立以來、概要以上申  
し述べましたような状況をもつて推移  
いたしたのであります。私は、この  
際海外同胞の引揚げをめぐる諸問題の  
うち、情勢一般の変化、委員会審議の  
結果に鑑み、本院としてもなお努力を

週、住居、生業その他定着に隸する問題等につきましては、政府としても、さらに一段の努力を必要とした状況であります。本院といたしましても十分にこれを監視推進いたさなければならぬものがあるのです。

これら問題の一つを取出し、特にここで申し上げたいと存じまするの

の懇願であるばかりでなく、國民大衆の要望であり、しかも、最も正当なる願望でありまするがゆえに、必ずや開  
係國が理解ある態度をもつて本問題を  
処理してくださることは、私の信じて  
疑わぬところであります。(拍手)その  
解決のために、本院といたしましても、  
今後さらに努力を続ける必要があります  
することは申すまでもないところであ  
りまして、引揚促進に関する本院の活

く災害復旧費は公共事業費をもつて充當され得たのであります。先ほど両院を通過成立いたしました追加予算のうち、公共事業費は五十二億余万円であります。このうちには、災害復旧費と六・三制予算が併存しております。関係上、災害復旧費が増加いたしましたと、六・三制の方がそれだけ減少しますと、反対に六・三制の予算が膨脹いたします。災害復旧費がそれだけ減少するといふと存する次第であります。

に存する次第であります。

係地区における残留者でありまして、時まさに嚴寒の襲来を控え、残留者並びにその留守家族、一般國民の憂鬱はます／＼大きく、引揚がさらに遲延

れば、約二〇%が患者で、外傷と学養失調とがその大部分を占めている状況であります。これを収容する設備に必ずしも不足はないのですが、引揚患者中には、特に長期療養を必要とする者多く、その中には、不具者として

委員会を設置せられんことを切望にこころないのです。議員各位からこれまで本特別委員会に寄せられたる御支援と御好意ます。なおまた受入れについても、今後も解消をまつ問題が山積いたしておる状況であり、次の國会にも本特別委員会を設置せられんことを切望にこころないのです。

の詳細明確なる答弁を強く要求いたしましたが、御承知の通りであ

次國際的にも問題とせらるる状況も目  
え、その解决のため本院としていよ  
いよ大なる努力を要求せらるるの状況  
ござりますことと断言にて、あえては

療について逐次問題も発生し、患者の動搖もありますので、その弊を除いて、この上とも完全を期せなければならぬのであります。この点、委員会として特に実地の調査もいたし、昨八月、最後の委員会による、これらある問題

に対する、ことに感謝の言葉を述べ、私の報告を終りといたします。(拍手)

ここに特に引揚者の内地帰還後の厚生問題について、委員各位がとりあげ、

東北地方特に中共地区の殘虐同體は、あるいはその消息も絶え、あるいは引揚の見込みもほとんど立たぬといふ、きわめて悲惨な状況にあり、その

一例を申し上げます。たゞ、  
会も本日をもつて終り、海外同胞引揚  
するものがある時は、委員会一致の意  
見であります。

者保護対策、特に國立病院に関する問題、生産資金との地主陽者の厚生問題

に於する特別委員会の任務も、またこの  
に終るのであります。しかし、海外  
には空しく故國の空を望む七十数万の  
同胞があり、その一日も速やかなる帰

水害地対策特別委員会の中間報告書  
安平鹿一君 水害地対策特別委員会  
中間報告を求むるとの動議を提出いた  
します。

議長(松岡駒吉君) 安平君の動議に  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認

ます。よつて水害地対策特別委員会  
中間報告を求めます。委員長木間俊  
君。

〔本間俊一君登壇〕

開華告のあとに瀬道洋閥を攻めたり



明細に明記させておるかどうか。今日までの軍所有の物資を、あらゆる縣方面に配給しておりますが、この配給について、とやかくと私どもは承つておる。この点において、はたして最後の配給に至るまで明細に縣をしてやらしておるかどうかの御答弁を願いたい。

第五にお尋ねいたしますのは、遊休物資並びに廻浪藏物資について、産業復興公園に集積せられておりますところの現在のあり高は何ほどあるか、その処理はいかよにせられておるかということであります。この物資の現在高整理表の提出を求めたいと存ずる次第であります。聞くところによれば、現在産業復興公園に集積せられておる物資は驚くほどの大量であつて、これらの処理について緩漫である。從つて、さらにその処理機關を設ければならぬという実情になつておるということは、まことに遺憾しこくではあります。たとえ出版用に使いまる新聞紙が、正規のルートを通さず、ほかに拂下げをした事実はない。產業復興公園の調査委員会を設置するといふうになつておるかということとの説明を、國会にすべきものであると考えます。

軍の服は人民の敷濟にだけ用いること  
ができて、官吏がこれを用いることは  
許されぬはずであることは、先ほども  
申し上げましたる一九四五年的達に  
もある通りであります。かくのごとき  
物資をもつて、この寒空に泣いておる  
國民を救済することこそ、最も緊急な  
仕事であると私どもは考へるのであ  
ります。

また生産資材は、漁業者、企業者その  
他の生産部方面に配分いたしまして、い  
わゆる日本國民の經濟の建直しのため  
に活用することが必須の急務である。  
特殊物件の性質、またここにあるので  
あります。特に和田長官は、日本經濟  
の大元緒である。しかるに、十一月に  
は國民經濟が黒字になるというが、國  
民は食わずには働けということであらう  
かと私どもは思案をいたします。

經濟安定本部の職能は、安定本部令  
を読んでみたい。第一條に「經濟安定  
本部は、内閣總理大臣の管理に屬し、  
物資の生産、配給及び消費、貿易、勞  
務、物價、財政、金融、輸送、建設等  
に関する經濟安定の緊急施策について  
企画立案案の基本に関するもの、各廳事  
務の総合調整及び推進並びに施策の実  
施に関する監査及びこれに関連する經  
濟統制の勵行に関する事務を掌る」と  
書いてありますが、私どもは、安定本  
部において、かくのことき物資につい  
てのすべての総合計画、企画、立案案  
をやつて、この特殊物件はもちろんの  
こと、遊休物資全体について調査し、  
調査したるもののが國民の手に渡るよう

に活躍を促す次第であります。眞に國民の要望に副う、國民の納得し得る努力を傾倒せられんことを望みまして、責任ある御答弁をお願いする次第であります。(拍手)

〔政府委員瀧川末一君登壇〕

○政府委員(瀧川末一君) ただいまの質問にお答え申し上げます。

終戦當時の第二復員局にもつておりました数字は、概算いたしまして十億円になります。その後本年六月末に調査いたしましたもので、二億七千五百八円になつております。なお今日、その後に放出いたしました概算は一億、五、六千万円になつてゐるわけであります。

それから次に、これらの処理方法でございますが、解散後、所蔵物資の処理は一部運輸省の所管になりまして、掃海、船舶、保管等の関係に移管して、その残余は内務省に移管いたしまして、内務省並びに地方の特殊物件処理委員会の議を経まして、司令部命令の趣旨に従いまして処理されるのであります。なお内務省は、右の処理について最終的処理に至るまでの報告をすることになつておるのであります。

次に、第一復員局は本月末をもつて解散するのでありますが、一部は厚生省に、その他は関係方面の指示によりまして運輸省その他に移管されるのであります。

今まで述べましたごとく、各省の関係者をもしまして構成されております特殊物件処理委員会において、これらのものを取扱いますので、今後においても、その方法をもつていたしたいと思つております。但し、これは急速

治安維持に関する緊急質問（花村四郎君提出）

○副議長（田中萬逸君） 治安維持に関する緊急質問を許可いたします。提出するものでござります。

○花村四郎君（登壇）

〔花村四郎君登壇〕

○花村四郎君 私は、この際片山総理大臣並びに所管大臣に対し、治安維持に関する緊急質問をいたさんとするものでござります。

思うに、最近の社会情勢を見まするに、まことに塞心したえざるものが多く、日々傳うるところの新聞紙上をにぎわしておる現実は、その一部を如実に物語るものである、ということができるらうと思うのでござります。すなわち、道義の廢穢、官紀の紊乱、犯罪の激増、ことに都市における兇悪犯罪の頻発等、まことに恐るべき世相を現出し、わが憲法に規定せられておるところの基本的人権、個人の生命財産等の保障はまさに危殆に瀕し、社会不安は著しく増大し、世はまさに文字通り暗黒時代を招來しつつあるのでござります。もしされ、今にして治安維持の根本的対策を樹立して社会秩序を確立するにあらずんば、國民生活は遂に黒色テロの恐怖と戰慄の前に脅かされ、社会秩序はこの一角より崩壊せざるを得ない悲運に陥りいたしますることは、火を見るより明らかであると申さんければならぬのでござります。思えば、爲政者の責任まことに重かつ大であると申

さんければなりません。  
しかして、かかる社会的不安と治安の紊乱とは、畢竟するに、現内閣の経済施策の失敗による國民生活の窮乏と、思想的混乱に基因する自暴自棄的な利己主義によるもので、その禍根は、もつばら現内閣の政治的貧困に由來する以外の何ものでもございません。されば、かかる一連の社会現象は、一面現政府の無責任極まる欺瞞政策に対する無言の反抗の現われであると断ずるも、あえて過言でないと存するのであります。

顧みるに、片山内閣成立以來すでに七箇月余を閑しておるのでありまするが、その間、何ら政治的治績の見るべきものなきのみならず、かえつて、この間財政の窮乏、生産の停滞不振、悪質インフレーションの高進、やみの横行等、その經濟的な黒條件はますます惡化の一途をたどりつつあるのでございます。すなわち、物價は日に々高騰し、國民生活はいよいよ窮追し、生活不安はいやが上にもつり、今や一般國民は、いくら働いても食えないといふ最後の窮地に追いこまれ、もはや、あたりまえのことををしていては食つていけない場面に陥つておるのでござります。

昔から、衣食足りて礼節を知るとかいつておりますが、現代の國民には、衣食のほかに住の悩みすらあるのですございます。ここにおいてか、道義は廢れ、官紀は紊乱し、遵法精神は麻痺して、社會正義は没却せられ、食わずして死を待つよりも、背に腹はかえられぬと思ひながら、遂に犯罪に駆られて非違をあててするの結果とならざるを

得ないのであります。

憲法第十三條に明記されてあるがごとく、個人の生命、自由及び幸福追求の國民的権利は、國政上、あるいはまた立法上最大の尊重を必要とする規定せられておるのでございますが、規定内閣は政治上まったく無能であり、この基本的人権すら擁護し得ないのでございます。これ現内閣の政治的貧困に基因するものにあらずして何でございましょうか。

思ふに、敗戦後の廢墟から日本再建をめざして起ち上らんとしておる國民窮乏のうえより、平和的文化國家をめざして、新秩序のもと、新日本を打立てんとするこの重大なるときにおたつて、社会の要請するところのものは、まさに道義の高揚による社会正義の維持でございます。されば、片山内閣が精神革命を提倡し、道義の高揚を説かれるゆえんのものも、またここにあると信ずるのであります。

されど、道義の高揚といい、單に一時は社会正義の維持といい、單に一片の説教や訓示や演説によってのみ具現するものと考えるならば、大きな誤りであると申さなければなりません。けだし片山首相は、爾來その提倡してきたところの精神革命といい、道義の高揚といい、未だこれに關する何らの具体的処置もとりたる事実を見ないのであります。されば片山首相は、その言うところを知つて、これを実現する、実践する方途を知らざるものであると申しても、決して過言ではないと

信ずるものでございます。もし片山首

相にして、これに関し術中の秘策あれば、承りたいと思うのでございます。

次に、道義の廢頽と併せて官紀の紊乱も、また今日よりははだしいものでございます。日本再建の偉業を画する重大なる時局に處して、公務員たる者、よろしく純潔なる氣持をもつて、眞に國民の奉仕者として吏道に精進せねばならぬことは当然であります。しかし、一般官公吏の中に

は、眞面目を發揮しておる多くの公務員を認めるのでありまするが、しかし一部には、なお相当多数の官紀を紊乱しておる吏僚のあること。また事實でございます。すなわち、贈收賄、情実、背任、やみ等の忌わしき行爲が官僚の間に横行しておる事實を、吾人は最近の新聞紙上でしばしば散見いたします。

しかしながら、今日官紀の肅正なくては、とうてい社会秩序の維持も、治安を保持することも、不可能といわざるを得ないのでございます。

おいてか、信賞必罰の実を擧げ、官紀の振奮を必要とするも、さらにこれと表裏して、遵法精神の高揚を期さねばならないであります。けだし、國敗れたりとはいへ、法治國として、本議會において立法せられるところの幾多の法律が、國民の間において遵法せらるるがごときことありとせば、そは

しつつあります。しかし窃盜その他

の犯罪は、未だ発生件数に遠く及ばず、殊に最近被害者の多くはほとんど泣き寝入といふ様で、警察力はまったく無力化しておるとの非難すら生じております。しかも最近の犯罪傾向は、その多くが青少年によつて行われていることは、注目すべきでござります。近時特にかかる傾向の著しいことは、これを文化國家建設を担つて立つべき現下の青少年の思想的混乱と併せ考えますとき、まことに由々

るものであります。されば、遵法精神を高揚することによつてのみ忌むべき犯罪を予防遏し、もつて治安維持を

全うし得るものと信ずるのであります。現内閣に、官紀の振奮と遵法精神を第一に首先に伺いたいのでござい

ます。しかし、官紀の振奮と遵法精神とは、何人といえども否定し得ざるところであります。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

原因は教育の欠陥に基くものであることは、何人といえども否定し得ざるところであります。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

その犯罪は、これまでその原因の一半は社会的、經濟的混亂に基因することを認めます。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

その犯罪は、これまでその原因の一半は社会的、經濟的混亂に基因することを認めます。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

言うまでもなく、青少年の不良化、社会問題であると申さなければなりません。

しかし大事であり、軽々に看過し得ざる原因は教育の欠陥に基くものであることは、何人といえども否定し得ざるところであります。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

その犯罪は、これまでその原因の一半は社会的、經濟的混亂に基因することを認めます。すなわち、戰災校の復旧は遅々として進まさるのみならず、六・三制実施による校舎、教室、教員の不足等の原因により、授業が

するのでございます。警察當局が單に街頭において補導を実施してみても、その根本問題を解決しない限り、青少年の不良化防止は、刑罰をもつてしてあると申さなければなりません。

以上、私は最近における犯罪、すな

わち社会不安の実相を述べ、よつて起

る原因を政治的、經濟的ないし教育的見地から論じてまいります。政府は、近く警

察制度の改正に期待し、また近くこれ

が人員を増加する方針であると言う

が、もちろん、警察陣の拡大強化に伴

う数と質との向上、増加は必要でありますけれども、治安の維持向上は、た

だ單に制度や警察官の増員のみをもつ

て、拔本塞源の策を講ずることが肝要

であります。要は、その根源を衝いて、

て、現内閣のこれに対するいかなる施策ありやを伺いたいので

ございます。

さらに青少年不良化の根本的原因と

して看過し得ない事実は、一部教育者

の教育に対する熱意の不足でございま

す。最近一部の教育者が、その使命を

没却して、政治運動、組合運動等に走

り、これがため教育が完全に実施され

ないという非難をしばしば耳にするの

であります。教育者の教育に対する

情熱と誠実とは、第一に予算、施設等

の物的條件を凌駕する主たる教育條件

であり、施設、資材、人員、予算面等

において六・三制実施が完全に行われ

得ない今日においては、教育者たる者

すべからく、今一たびみずから教育

利得者は、飽食暖衣、ますます膨脹

するのに対し、一方まじめな勤労者は、いよいよどん底生活に陥つていい。勤労者の味方を標榜して成立したこの片山内閣は、今や自己の政治的貧困と施策のずれとによつて、今ではかえつて勤労者大衆の怨嗟の的となつておるのであります。

でまいりました政策は、ことゞくまじめな勤労者階級の期待を裏切つざきのあります。いわゆる新物價体系なる施策はたちまち破綻し、その一枚看板たる流通秩序の確立対策、またきわめてお座なり、不徹底さわまるものであり、一として徹底した善政は見られないのです。一部官僚の小手先を弄したこの机上の計画で現下の深刻なるインフレの經濟危機を突破できるものと信じ、今に至つてなおその愚を覺らざる現内閣に對しては、勤労大衆はもとより、一般國民はもやは何らの期待ももてなくなりてまつたのであります。しかも今に至つて、みずから政治的直困を連立内閣の政策協定に藉口して、みずからの包犠する社會主義政策の実現を困難なりと主張しておられるが、これほど國民を愚弄し、政治を冒涜するのはなほだしきものはないと断言してはばからぬのをございます。

であると信ずるのでござります。新憲法に保障せられておる、健康にして文化的な生活とはおよそかけ離れたものであり、まさに最低生活の維持する困難の実情であります。この眼前の事実に眼をおおい、おかつ國民に耐乏生活を強いることは、國民から再建の意欲を奪い、自暴自棄的な絶望感に陥れる以外の何ものでもないと申さんければならん。國民に対し耐乏生活を希望するには、國民に対し耐乏生活を維持せしむるに足る精神的、政治的裏づけが必要であります。現閣内は國民に対し、單に耐乏せよの一方的な要望のみで、何らこれに対する實質的な裏づけをしていないのであります。社會秩序の乱るるもの、ここに原因しておると申さんければなりません。政府は、この点に大いに反省すべきであります。

伴るものであります。ある人は十年かかると言ひ、二十年かかると言ひのであります。二年や三年で簡単にでき上がる仕事では決してないであります。組織的な順序を追うて、再建のために進まなければならぬのであります。まづ、政治上における機構の改革を民 主的に促進し、第二には、経済上の問題に民主化の徹底をはかつていかなければならぬのであります。そういうふうに順を追うて進んでいきつあるのであります。まず新憲法の制定によりまして、政治上の民主化は一應そ の基礎ができ上つておる今日、経済上において、民主國家の建設に國民あげて努力しなければならないと思つておるのであります。

能の國家觀念を放棄いたしまして、眞に民主國家としての仕事をしなければならないのです。」(拍手)  
「國家は、國民の幸福のために多くの仕事をしなければなりません。國民幸福のために産業の發展に率先するのであります。國家は決して権力、服従の關係をもつて臨むのではなくして、國民全体の幸福のために、率先福利民福の事業に携わるのであります。こういうふうな仕事をするために、どうしても……」  
〔發言する者多し〕

事業をしなければならない費用を、それを分に應じて担当するという建前をとつてもらわなければならぬのあります。(「具体的なことを言え」と呼び、その他発言する者多し)たゞいま花村君から、根本的な考え方を聽こえ、聽きたいとおつしやつたのでありますから、それにお答えをしておるのであります。どうか聞いていただきたいのであります。

こういうような意味で、國民全体がそれぐの能力に應じて國家の費用を負担し、國家財政を健全ならしめるようにしてもらわなければ、個人の生活の安定もとうてい立ち得ないのであります。國家財政といふものは成り立たないのです。國家財政が破綻し、國家産業が發展しなければ、個人の生活の安定もとうてい立ち得ないのであります。この関連におきまして、國家は計畫性を立てまして、計畫經濟を実施しなければならないのです。これがために、富の偏在を防ぎ、富を公平に分配するためには、國家は眞に正しいことを行う、正義を行う。貧しい人の生活を幸福ならしめる方針をとるのであります。

家の公僕でなくてはならない、こういふ意味で、官吏制度の根本改革を断行いたしております。公務員法の改革やら、警察制度の改革やら、内務省の解体やら、司法省の解体やは、これみな、官吏は國家の公僕であるという観念に徹するところの精神に基いておるものであります。

「君がやめたものしゃだい」と  
び、その他発言する者多し】

○國務大臣(片山哲庵) 続 こうじゆう  
意味で、治安の維持に向つては、眞に  
身を挺して官吏は率先奉公のまごとを  
盡すべく、國家をいたしましては強く  
指示いたしておるのであります。これ  
がために、実際的の施設はどういう施  
設をとつておるかということにつきま  
しては、安心して職業に從事し得るよ  
うに、安心して日常生活をなし得るよ  
うな、いろいろな施設をとつておる  
のであります。その点に関しましては、  
所管大臣より、諸君の要求せられ  
る具体的政策を次にお答えすることに  
いたしたいと思います。(拍手)  
〔國務大臣木村小左衛門君登壇〕  
「金魚のさしみ」と呼び、その他斧  
言する者あり」

○國務大臣(木村小左衛門君) 犯罪の増加、犯罪兎悪化の原因はいろいろと考えられますが、直接的には、経済的あるいは社会的なものからきておるふうと思われます。根本的には、國民の経済生活が好轉し、また國民の道義心が高揚されてこなければ、顯著なる相

象は見られないものではないかと考へます。しかしながら、警察としては、終戦後の犯罪の傾向に鑑みまして、警察活動をあげて犯罪の予防検挙に努め、一面警察の活動能率の改善向上はもとより、犯罪の防止と関係ある官民の他の機関に適宜情報を提供いたしまして、この施策にも寄與いたしております。

犯罪の予防検挙の方針としましては、各府県それゝへあらゆる手を打つておりますが、内務省といたしましては、大臣へより、長官へより、

は、本年は力んでまして、<sup>春日井園林</sup>列車内犯罪の取締り、すり犯防犯運動、兇悪犯罪の一齊取締り、盜犯防止運動等を行いまして、犯罪の予防検挙を企画化いたしまして、その効率的方法を講じてまいつたのであります。その外通信、鑑識、機動化施設等の整備強化等をはかつておるのであります。また下のところ、捜査方法の強度の規制に相應いたしまする警察の科学的捜査手制が、資材、予算等の関係から未だ十分とは言いがたいことは、はなはだ遺憾でございます。

て兎砲冤奴に倒れる者も相当多数はつております。全國九万の警察官はこの混濁せる世相に染まず、黙々と犯罪の予防検挙に挺身いたしております。しかし私は、なおお預防検挙のために、警察官の努力が大層要請いたしまして、その実績をお伝えいたいと存じます。あるいは検挙成績良の府県及び警察官を表彰する等の方法をもつて、その労苦をわらへ、この万全を期したいと懸命の力を拂つております次第であります（拍手）

○國務大臣鈴木義男君登壇】  
〔主三〕  
國務大臣鈴木義男君登壇】  
正動他に十體化日時にに対する御質問は、あまりたくさんござつたようでありまするが、治安維持法のためには盡心を尽いておりまするところは、花村君と同感であります。では、ただけ検察陣営を充実いたしまして不幸にして検事を急速に充実させることはできないのでありますから、検事を増員いたしまして、さらに司法警察官と同様の権限を有する検事直轄の検察事務官を三千人ほど増員いたしまして、でき得るだけ治安の維持を

一つあるのであります。が、さらに政の許す範囲において、でき得るだ努力いたしておるつもりであります。御了承を願いたいと存じます。

○副議長(田中萬逸君) 明禮君より質問があつたとのことであります。が、花村君に發言を許しましたが、そのままにいたしておきましたが、だいま明禮君に再質問の意思がありますれば、この際お許しをいたします。

簡潔に願います。明禮君。

いたしましたことに対しまして、どうかよくわからない方から少しばかりお尋ねをいたしましたことを伺つたが、意をたさないであります。私のお尋ねをしておることは、和田安定本部長と木村内務大臣と、商工大臣とお話をしたのであります。お尋ねをいたしました項目をもう一遍簡単に言いますから、聴いてください。

特殊物件について、最後の消費者で明瞭にしておるかどうかということがあります。第一にお伺いしたこと、寺内物牛二つであります。

それから、この公園について國会議員に調査委員会を設ける意思ありや否やを聞きましたが、これについても一二の御答弁もありません。私たちもが申し上げましたることは、國民にとって最も緊急的なものであるとして、この問題について、當局の最も具体的な数字によつて、統計表を述べるというようなことではなく、最も物資に至るまで明瞭にして、消費を明らかにしておけということですが、これを一体どういうふうにして、かということは、皆さんも一般に



(山口六郎次君紹介) (第九八五号)

第七 在外同胞引揚促進の請願外三件(並木芳雄君紹介) (第一一八三号)

第八 ソ連領からの引揚促進に関する請願外九件(並木芳雄君紹介) (第一一八四号)

第九 ソ連領からの引揚促進に関する請願(並木芳雄君紹介) (第一一二四四号)

第一〇 元青島居留民の立替金を返還その他に関する請願(原宿君紹介) (第六三三号)

第一一 在外同胞引揚促進の請願(吉川久衛君紹介) (第八三八号)

第一二 朝鮮における日本人会借入の同胞救済資金返済の請願(川合彰武君紹介) (第九一三号)

第一三 在外同胞引揚促進の請願外十九件(今村忠助君紹介) (第一二七八号)

第一五 ソ連領からの引揚促進の請願(中曾根康弘君紹介) (第一一三五六号)

第一六 在外同胞引揚促進の請願(平井義一君紹介) (第一一三六〇号)

第一七 同(長谷川俊一君紹介) (第一四五二号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第一一八 ソ連領からの引揚促進に関する請願外十件(多田勇君紹介) (第一一五二二号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第一一九 ソ連領からの引揚促進に關する請願外九件(多田勇君紹介) (第一一五二二号)

す。外務委員長安東義良君。

〔請願(日程第一ないし第一八)に関する報告書〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔安東義良君登壇〕

ました十八の請願につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

請願第八三八号、第九五一号、第九五三号、第九八五号については去る十一月二十日、請願第一一八四号、第一一二四四号につきましては去る十一月二十七日、請願第一一五二号につきましては去る十二月八日、それとも委員会に

おいて審議いたしました。

右請願の趣旨は、終戦後三度目の多

を嚴寒の地に迎えようとする今日、ソ

連領にある未復員軍人及び一般同胞

が、一日も早く復員あるいは帰還でき

るよう政府において努力されたいとい

うのであります。

これらに關しましては、政府委員よ

りは、さきに本委員会において審議いたしました請願第二三二号のものと同

様の説明がありましたので、詳細は会

議録に譲り、ここでは省略いたしたい

と存じます。

外務委員会といたしましては、これ

らの請願は、前回同様に政府の善処を

要望し、本院においてこれを採択し、

かつこれを内閣に送付すべきものと認

めた次第であります。

次に、請願第六三三号、第九一三号及び第九六八号を議題といたしまして、去る十一月二十日の委員会において、それより審議いたしました。

右請願の趣旨は、終戦後在外同胞は

日本政府との間に一切の連絡を断た

れ、しかも、多数に上る同胞の救済、

内地引揚げに関する業務、あるいは戦

時中の抑留連合國人の元居住地への復

りと存じます。

委員会における審議の詳細につきま

しては、会議録に譲り、省略いたした

た請願でありますから、一括して議題

いたします。委員長の報告を求めま

闇が、日本政府において確實に返済さ

れるということを確約した上で、同胞の醸金によつてなされたのである、し

かわ、同胞の救済、引揚げに関する業

務は、本來日本政府によつてなされるべきものであるので、これらの目的の

ために使用された借入金、立替金は、

在外資産としての措置を受けることな

く返済されたいというのであります。

が、これに関して政府委員にその説明

を求めましたところ、政府委員より

は、その趣旨は十分に了解いたすけれ

ども、未だ賠償問題が解決していない

現在、在外資産の処理問題も決定して

おりません、また、これらの借入金、

立替金という性質のものも、大きく解

釈すれば在外資産としてのわく内に含

まれるものであります、かかる事情で

ありますから、本請願の趣旨は十分に

将来善処するよう考慮することとし

て、しばらくの期間猶予を願いたいと

いう答弁がありました。

かくて、外務委員会といたしまして

は、これらの請願につき政府の善処を

要望し、本院においてこれを採択し、

かつこれを内閣に送付すべきものと認

めた次第であります。

右、御懇意申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第一

ないし第一八は、決議案議決及び同種

請願採択の結果、採択されたものとみ

なすことといたします。請願日程第

五第一〇、ないし第一二二は、委員長

認めます。よつて請願日程第五、第一

ないし第一二二は、委員長報告の通り

採択するに決しました。

第一九 町村の財源付與に関する請願(神山榮一君紹介) (第七〇号)

〔地方自治連盟の即時解散に関する請願(坂東幸太郎君紹介) (第七三六号)

〔特例設定の請願(中村俊夫君紹介) (第一一〇五号)

第三二 料理飲食業者の営業再開

許可の請願(庄司一郎君紹介)

第三三 同(細川八十亜君紹介)

〔第一一四二号〕

第三四 足寄村及び達別村を千勝

支廳管轄に編入の請願(森三樹一君外四名紹介) (第一一四九号)

第三五 料理飲食業者の営業再開

許可の請願(庄司一郎君紹介)

〔第一一六〇号〕

第三六 地方團体の國家委任事務

費國庫負担増額等に関する請願

(秋田大助君外一名紹介) (第一一七七号)

第三七 民衆酒場設置の請願(細川八十八君紹介) (第一一四四二号)

第三八 國民食堂設置の請願(細川八十八君紹介) (第一一四四三号)

第三九 料理飲食業者の営業再開

許可の請願(橋本金一君外七名紹介) (第一一四九八号)

第三〇 相模原町座間町に分立の

請願(坂東幸太郎君紹介)(第一五〇五号)

第三一 密入國、密貿易の取締に要する経費の全額國庫負担に関する請願(藤原繁太郎君外七名紹介)(第一五〇六号)

第三二 料理飲食業者の営業再開許可の請願(天野久君外二名紹介)(第一五四四号)

第三三 國民食堂設置の請願(海野三朗君紹介)(第一五五号)

第三四 伏木港浚渫費國庫補助の請願(橋直治君紹介)(第七七八号)

第三五 番匠川改修工事促進の請願(梅林時雄君紹介)(第九六三号)

第三六 荒川上流改修工事促進の請願(山口六郎次君紹介)(第九八〇号)

第三七 御正村地内荒川上流護岸工事の施行の請願(松崎朝治君紹介)(第一〇四九号)

第三八 岩手縣の水害対策に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇七四号)

第三九 三ヶ尻地区の北上川水害復旧助成の請願(小澤佐重喜君紹介)(第一〇八〇号)

第四〇 巴川上流に調節池建設の請願(中垣國男君紹介)(第一〇八五号)

第四一 下妻町外数箇町村地内の鬼怒川堤防改修工事施行の請願(鈴木明良君紹介)(第一一〇二号)

第四二 斐伊川改修工事施行の請願(木村小左衛門君外四名紹介)(第一一二一號)

第四三 那賀川改修工事促進の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一一一三号)

第四四 伊勢崎市の水害復旧費國庫補助その他に關する請願(木強平君外三名紹介)(第一一三九号)

第四五 高津川治水工事施行の請

盟の即時解散に関する請願は十一月十日に、その他の請願十三件は十二月八

日の委員会において、それべく議院の会議に付して採択すべきものと議決し、なお採択の上は内閣に送付すべき

ものと議決いたした次第であります。

すなわち、武庫郡町村に対し行政上特例設定の請願につきましては、四回にわたり、内務省初めその主管の文部、厚生、商工等の各省よりその意見を徴しました上、委員会の態度を決定いたしましたが、なかなかくそくに類する請願につきましては、その論議が活発に交わされ、四回にわたつて慎重審議いたしました結果、即時再開の請願を除き、適当と思われましたのであります。その他の請願につきましても、それべく関係當局の意見を徴しました上、その請願の趣旨を適切妥当なものと認め、ここに議院の会議に付して採択すべきものと議決いたしました。

以上、きわめて簡単ではあります

が、詳細は会議録に譲ることといたしまして、ここに治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果について、委員長代り理事の私より簡単に御報告申上げます。

○副議長(田中萬逸君) 入場を促して

〔中島茂喜君登壇〕

○副議長(田中萬逸君) 入場を促して

〔定足数を欠いている」と呼び、

〔その他発言する者多し〕

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔定足数を欠いている」と呼び、

〔その他発言する者多し〕

〔中島茂喜君登壇〕

○副議長(田中萬逸君) 入場を促して

〔中島茂喜君登壇〕

〔中島茂喜君登壇〕

〔中島茂喜君登壇〕

〔中島茂喜君登壇〕

〔中島茂喜君登壇〕

〔中島茂喜君登壇〕

に決しました。(拍手)

第三四 伏木港浚渫費國庫補助の請願(橋直治君紹介)(第七七八号)

第三五 番匠川改修工事促進の請願(梅林時雄君紹介)(第九六三号)

第三六 荒川上流改修工事促進の請願(山口六郎次君紹介)(第九八〇号)

第三七 御正村地内荒川上流護岸工事の施行の請願(松崎朝治君紹介)(第一〇四九号)

第三八 岩手縣の水害対策に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一〇七四号)

第三九 三ヶ尻地区の北上川水害復旧助成の請願(小澤佐重喜君紹介)(第一〇八〇号)

第四〇 巴川上流に調節池建設の請願(中垣國男君紹介)(第一〇八五号)

第四一 下妻町外数箇町村地内の鬼怒川堤防改修工事施行の請願(鈴木明良君紹介)(第一一〇二号)

第四二 斐伊川改修工事施行の請

願(木村小左衛門君外四名紹介)(第一一二一號)

第四三 那賀川改修工事促進の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第一一一三号)

第四四 伊勢崎市の水害復旧費國庫補助その他に關する請願(木強平君外三名紹介)(第一一三九号)

第四五 八井谷峠改修の請願(小島徹三君紹介)(第一三〇七号)

第四六 神戸市復興計画の道路変更の請願(佃良一君外二名紹介)(第一三一七号)

第四七 利根川、烏川復旧工事施行の請願(宮崎靖君外二名紹介)(第一一二一三号)

第四八 和賀川外二十七河川の砂

第五〇 和賀川外二十七河川の砂

第五一 岩手山、八幡平を含む地

第五二 仙臺、三本木間三陸縦貫道路開設の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二二七号)

第五三 北上川上流改修工事促進の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二二七号)

第五四 兵庫縣水害復旧費國庫補助増額の請願(河合義一君外十名紹介)(第一二二六九号)

第五八 上田、小諸間道路改修の請願(増田甲子七君紹介)(第一八号)

第五九 下都賀郡南部の治水対策の請願(山口好一君外三名紹介)(第一二三一四号)

第六〇 渡良瀬川沿岸築堤工事施行の請願(山口好一君外三名紹介)(第一二三三〇号)

第六一 兩館、白尻間道路開設の請願(石井繁丸君外三名紹介)(第一二三四二号)

第六二 廣瀬川、粕川復旧工事施行の請願(生方大吉君外三名紹介)(第一二三四四号)

第六三 利根川、烏川合流域附近の堤防復旧工事施行の請願(生方大吉君外三名紹介)(第一二三四四号)

第六四 利根川、烏川復旧工事施行の請願(生方大吉君外三名紹介)(第一二三四四号)

第六五 國土計画の研究及び普及機関設置に関する請願(守田道輔君外一名紹介)(第一二三四八号)

第六六 科学的調査による土地台帳作成に関する請願(守田道輔君外一名紹介)(第一二三四九号)

第六七 総合的國土計画樹立の請

願(守田道輔君外一名紹介)(第一二五二号)

第六八 治水対策確立その他に關する請願(今村忠助君紹介)(第一二五七号)

第六九 開港法案並びに海上保安

法案に關する請願(千賀康治君外二名紹介)(第一三五九号)

第七〇 追用上流改修工事施行の請願（大石倫治君紹介）（第一三五号）  
第七一 四國地方の河川改修工事施行の請願（秋田大助君外二名紹介）（第一三七〇号）  
第七二 道路維持修繕費國庫補助の請願（秋田大助君外二名紹介）（第一三七〇号）  
第七三 四國地方の災害復旧費國庫補助に関する請願（秋田大助君外二名紹介）（第一三七〇号）  
第七四 四國地方の海岸工作物の高潮による被害防除工事費國庫補助の請願（秋田大助君外二名紹介）（第一三七九号）  
第七五 築房ダム建設再検討の請願（庄司一郎君紹介）（第一三九一号）  
第七六 夏川改修工事施行の請願（淺利三朗君外二名紹介）（第一三九八号）  
第七七 鈴鹿港修築の請願（伊藤郷一君外二名紹介）（第一三九八号）  
第七八 青森港修築の請願（山崎岩男君外二名紹介）（第一四一一号）  
第七九 津久見港を開港場に指定の請願（野上健次君外六名紹介）（第一四一七号）  
第八〇 野邊山に貯水池設置の請願（井出太郎君紹介）（第一四二四号）  
第八一 子吉川及び鳥海川上流砂防工事施行の請願（村上清治君紹介）（第一四二八号）  
第八二 佐渡、彌彦を國立公園に（第一四五号）

第八三 鉢鹿川改修工事再開の請願（水谷昇君外二名紹介）（第一四三五号）  
第八四 東讃諸町村を國立公園に指定の請願（福田繁芳君紹介）（第一四四九号）  
第八五 郡中港修築促進の請願（岡井藤志郎君外三名紹介）（第一四五二号）  
第八六 清水市一帶を富士箱根國立公園に編入の請願（岡野繁蔵君紹介）（第一四五八号）  
第八七 加茂港第二期工事施行の請願（金野定吉君紹介）（第一四六六号）  
第八八 長野縣の水害並びに旱害対策費國庫補助の請願（小林運美君紹介）（第一四六七号）  
第八九 野尻川排水改良工事施行の請願（金野定吉君外二名紹介）（第一四七一号）  
第九〇 渡良瀬川砂防工事施行の請願（松井豊吉君紹介）（第一四七六号）  
第九一 埼玉縣下の利根川上流治水工事促進の請願（關根久藏君紹介）（第一四七九号）  
第九二 姫路、若櫻間道路改修の請願（堀川恭平君外二名紹介）（第一四九一号）  
第九三 留萌港修築の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一四九七号）  
第九四 横原、野村間道路改修の請願（井谷正吉君外二名紹介）（第一五〇三号）  
第九五 奥尻、湯濱間道路開設並

指定の請願（西四郎君外二名紹介）（第一四三四号）

第八三 鉢鹿川改修工事再開の請願（水谷昇君外二名紹介）（第一四三五号）

第八四 東讃諸町村を國立公園に指定の請願（福田繁芳君紹介）（第一四四九号）

第八五 郡中港修築促進の請願（岡井藤志郎君外三名紹介）（第一四五二号）

第八六 清水市一帶を富士箱根國立公園に編入の請願（岡野繁蔵君紹介）（第一四五八号）

第八七 加茂港第二期工事施行の請願（金野定吉君紹介）（第一四六六号）

第八八 長野縣の水害並びに旱害対策費國庫補助の請願（小林運美君紹介）（第一四六七号）

第八九 野尻川排水改良工事施行の請願（金野定吉君外二名紹介）（第一四七一号）

第九〇 渡良瀬川砂防工事施行の請願（松井豊吉君紹介）（第一四七六号）

第九一 埼玉縣下の利根川上流治水工事促進の請願（關根久藏君紹介）（第一四九七号）

第九二 姫路、若櫻間道路改修の請願（堀川恭平君外二名紹介）（第一四九一号）

第九三 留萌港修築の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一四九七号）

第九四 横原、野村間道路改修の請願（井谷正吉君外二名紹介）（第一五〇三号）

第九五 奥尻、湯濱間道路開設並

びに青苗、松江間道路改修の請願（富永格五郎君紹介）（第一五一号）

第九六 八代海岸堤防修築その他に関する請願（坂田道太君外二名紹介）（第一五一三号）

第九七 江戸川拡張工事施行の請願（松井豊吉君外三名紹介）（第一五一三号）

第九八 六・三制完全実施のための請願（日程第三四ないし第九七）に關する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

○荒木萬壽夫君（荒木萬壽夫君登壇）

○副議長（田中萬逸君） 請願日程第三四ないし第九七は同一の委員会に付託した請願でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。國土計画委員長荒木萬壽夫君。

○副議長（田中萬逸君） 請願日程第三四ないし第九七は同一の委員会に付託した請願でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。國土計画委員長荒木萬壽夫君。

○副議長（田中萬逸君） 請願日程第三四ないし第九七は委員長報告の通り採扱するに御異議ありませんか。

第一〇九 同外二十六件（成重光眞君紹介）（第一〇五号）

第一一〇 同外十七件（大島多藏君紹介）（第一〇六号）

第一一一 同外五件（片島港君紹介）（第一一〇七号）

第一一五 同外一件（中村元治郎君紹介）（第一一三号）

第一一七 同外八件（馬場秀夫君紹介）（第一一五号）

第一一八 同外十二件（田中健吉君紹介）（第一一六号）

第一一九 同外五件（小澤専七郎君紹介）（第一一七号）

第一二〇 同外七件（片島港君紹介）（第一一六八号）

第一二一 同外一件（近藤鶴代君紹介）（第一一六七号）

第一二二 同（堀江實藏君紹介）（第一一七五号）

第一二三 同（相馬助治君紹介）（第一一七六号）

第一二四 同（木村榮君紹介）（第一一七七号）

第一二五 同（徳田球一君紹介）（第一一七八号）

第一二六 同（松原一彦君紹介）（第一一七九号）

第一二七 同（門司亮君紹介）（第一一八〇号）

において採扱の上は、これを内閣に送付するを至当と認めた次第であります。詳しく述べて譲らしていただきます。

以上、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

四ないし第九七は委員長報告の通り採扱するに御異議ありませんか。

（拍手）

（拍手）

- 第一二八 同(中村元治郎君紹介)  
(第一八二号)
- 第一二九 同(前田正男君紹介)  
(第一八二号)
- 第一三〇 同(野坂參三君紹介)  
(第一八二号)
- 第一三一 同(林百郎君紹介)  
(第一八四号)
- 第一三二 同(受田新吉君紹介)  
(第一八五号)
- 第一三三 同(山口武秀君紹介)  
(第一八六号)
- 第一三四 同(八百板正君紹介)  
(第一八七号)
- 第一三五 同(黒岩重治君紹介)  
(第一八六号)
- 第一三四 同(伊藤恭一君紹介)  
(第一八九号)
- 第一三七 同(國司安正君紹介)  
(第一八五号)
- 第一三八 同(草川崇君紹介)  
(第一九〇号)
- 第一三九 同外一件(小野禪忠良  
紹介)(第一七七号)
- 第一四〇 同(井谷正吉君外四名  
紹介)(第一七八号)
- 第一四一 同(廣川弘輝君紹介)  
(第一七八号)
- 第一四二 同(山下春江君紹介)  
(第一七九号)
- 第一四三 同(吉川久衛君紹介)  
(第一八三号)
- 第一四四 同(野本品吉君紹介)  
(第一八四号)
- 第一四五 同(内藤友明君紹介)  
(第一八五号)
- 第一四六 同(受田新吉君紹介)  
(第一八六号)
- 第一四七 同(萩原禪雄君紹介)  
(第一八七号)
- 第一四八 同(片島港君紹介)  
(第一八八号)
- 第一四九 同(中村元治郎君紹介)  
(第一八九号)
- 第一五〇 同(相馬助治君紹介)  
(第一九〇号)
- 第一五一 同(山口武秀君紹介)  
(第一九一号)
- 第一五二 同(黒岩重治君紹介)  
(第一九二号)
- 第一五三 同(水谷昇君紹介)  
(第一九三号)
- 第一五六 同(野老誠君紹介)  
(第一九四号)
- 第一五六 同(伊藤恭一君紹介)  
(第一九五号)
- 第一五七 同(國司安正君紹介)  
(第一九六号)
- 第一五八 同(佐々木秀世君紹介)  
(第一九七号)
- 第一五九 同外一件(小野禪忠良  
紹介)(第一七七号)
- 第一六〇 同外一件(黒岩重治君  
紹介)(第一九〇号)
- 第一六一 同(近藤鶴代君紹介)  
(第一九一号)
- 第一六二 同(久保猛矢君紹介)  
(第一九二号)
- 第一六三 同外一件(相馬助治君  
紹介)(第一九三号)
- 第一六四 同(久保猛矢君紹介)  
(第一九四号)
- 第一六五 同外一件(井出太郎君外  
紹介)(第一五六号)
- 第一六六 同外一件(野木品吉君  
紹介)(第一五七号)
- 第一六七 同(佐々木更三君紹介)  
(第一五六号)
- 第一六八 同(庄司一郎君紹介)  
(第一五六号)
- 第一六九 同外三十九件(坂東幸  
太郎君紹介)(第一三九八号)
- 第一七〇 同(菊池重作君紹介)  
(第一五四号)
- 第一七一 同(只野直三郎君紹介)  
(第一四五号)
- 第一七二 同(明禮輝三郎君紹介)  
(第一五六八号)
- 第一七三 同(圓谷光蘭君紹介)  
(第一六三八号)
- 第一七四 同(受田新吉君紹介)  
(第一六三九号)
- 第一七五 同(久保猛矢君紹介)  
(第一六四〇号)
- 第一七六 同(相馬助治君紹介)  
(第一六四一号)
- 第一七七 同(片島港君紹介)  
(第一六四二号)
- 第一七八 同外一件(野老誠君紹  
介)(第一六四三号)
- 第一七九 同外一件(櫛原千代君  
紹介)(第一六四四号)
- 第一八〇 同(受田新吉君紹介)  
(第一六四五号)
- 第一八一 同(片島港君紹介)  
(第一六五五号)
- 第一八二 同(武藤運十郎君紹介)  
(第一六五六号)
- 第一八三 同外二件(吉川久衛君  
紹介)(第一五六四号)
- 第一八四 同外一件(内藤正一君  
紹介)(第一五六七号)
- 第一八五 同外一件(水谷昇君紹  
介)(第一五六五号)
- 第一八六 同外一件(井出太郎君外  
紹介)(第一五六六号)
- 第一八七 同外一件(伊藤恭一君  
紹介)(第一五六七号)
- 第一八八 同外一件(松原一彦君  
紹介)(第一五六八号)
- 第一八九 同外一件(久保猛矢君  
紹介)(第一五六九号)
- 第一九〇 同(鈴木善幸君紹介)  
(第一五六九号)
- 第一九一 同外二件(松本淳造君  
紹介)(第一五六九号)
- 第一九二 同外三十四件(佐々木  
更三君紹介)(第一八四一号)
- 第一九三 同(井谷正吉君外二名  
紹介)(第一七八六号)
- 第一九四 同(秋田大助君外二名  
紹介)(第一八四二号)
- 第一九五 同(受田新吉君紹介)  
(第一八五六号)
- 第一九六 小学校教員の恩給増額  
に關する請願(國司安正君紹介)
- 第一九七 同(金野定吉君外二名  
紹介)(第一五四号)
- 第一九八 同(松浦東介君紹介)  
(第一五〇五号)
- 第一九九 同(國司安正君紹介)  
(第一五六一号)
- 第二〇〇 同(小野孝君紹介)(第一  
五六二号)
- 第二〇一 同外二十二件(野老誠  
君紹介)(第一五二二号)
- 第二〇二 同(受田新吉君紹介)  
(第一五二三号)
- 第二〇三 同外二件(井出太郎君外  
紹介)(第一五二四号)
- 第二〇四 同(内藤正一君  
紹介)(第一五二五号)
- 第二〇五 同(小坂善太郎君紹  
介)(第一五六〇号)
- 第二〇六 同外二件(小坂善太郎  
君紹介)(第一五六一号)
- 第二〇七 同外三件(野溝勝君紹  
介)(第一五六六号)
- 第二〇八 同外一件(小坂善太郎  
君紹介)(第一五六七号)
- 第二〇九 同(坂東幸太郎君紹  
介)(第一五六八号)
- 第二一〇 同(唐木田藤五郎君紹  
介)(第一五六九号)
- 第二一一 同外十五件(石川金次  
郎君外二名紹介)(第一九九五号)
- 第二一二 同外十五件(石川金次  
郎君外二名紹介)(第一九九六号)
- 第二一二 同外四十二件(小澤佐  
郎君外二名紹介)(第一二二二号)

重喜君紹介(第一〇三号)

第三二三 同(小澤佐重喜君紹介)

(第一〇三八号)

第三三四 同(志賀健次郎君外一  
名紹介)(第二八七号)

第三五 同(志賀健次郎君外二  
名紹介)(第一四〇三号)

第三六 教職員の恩給増額に關  
する請願(松原一彦君紹介)(第  
二二号)

第三七 同外二十八件(野本品  
吉君紹介)(第九一九号)

第三八 同(久保猛夫君紹介)  
(第一〇五七号)

第三九 同(奥村竹三君外二名  
紹介)(第一一七四号)

第三一〇 同(伊藤恭一君紹介)  
(第一一八四号)

第三一一 同(唐木田藤五郎君紹  
介)(第九五八号)

第三一二 定時制高等学校設置の  
請願(野木品吉君紹介)(第七六  
号)

第三三四 同(奥村竹三君紹介)  
(第五六九号)

第三五 同(澤澤豊雄君紹介)  
(第八八〇号)

第三六 同(松原一彦君外二名  
紹介)(第八八一号)

第三七 同(奥村竹三君紹介)  
(第一四二九号)

第三八 盲教育義務制実施に關  
する請願(山口好一君紹介)(第  
五〇九号)

第三九 眼、盲教育義務制の請  
第

願(松谷天光光君紹介)(第一一  
六号)

第三四〇 学校用品を学童に配給  
の請願(山本猛夫君紹介)(第九  
一号)

第三四一 教育振興のための特殊  
郵便切手発行に関する請願(受  
田新吉君紹介)(第七八八号)

第三四二 学術研究機関に國庫補  
助の請願(海野三朗君外二名紹  
介)(第一二三二号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第  
八ないし第二四二は同一の委員会に付  
託した請願でありますから、一括して  
議題といたします。委員長の報告を求  
めます。文教委員長松本淳造君。

第三四三 國語國字問題の研究機  
関設置に関する請願(星島二郎  
君外一名紹介)(第二八〇号)

第三四四 日本觀光新聞用紙割  
当の請願(馬場秀雄君紹介)(第  
七七一號)

第三四五 國會新聞用紙割当の  
請願(並木芳雄君外一名紹介)  
(第七八一號)

第三四六 特別保護建造物安國寺  
利右衛門君外一名紹介)(第八二  
四号)

第三四七 東洋新聞用紙割当の  
請願(大上司君紹介)(第一一四  
五号)

第三四八 觀光策議会設置の請願  
(高瀬傳君紹介)(第七二八号)

第三四九 観光國策樹立に關する  
請願(宇都宮則綱君外四名紹介)  
(第八三一號)

第三五〇 官設展覽会に書道部新  
設の請願(竹尾式君外四名紹介)  
(第九九三号)

第三五一 象頭山を史蹟名勝天然  
記念物に指定の請願(福田繁芳  
君紹介)(第一二三二九号)

第三五三 映画産業の取扱業種別  
引上に関する請願(福田繁芳君  
紹介)(第一二三二九号)

第三五四 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第二六四、  
第二六五、第二六七は同一の委員会に付  
託した請願(第二五三、第二五七、第二五  
九、第一六二、第一六四、第一六五、第一  
六七)に関する請願

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第九  
八ないし第二四二は委員長報告の通り  
採択するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと  
認めます。よつて請願日程第九八ない  
し第二四二は委員長報告の通り採択す  
るに決しました。(拍手)

○九三号)

第三五七 映写技術者免許制度改  
正の請願(山口六郎次君紹介)  
(第九一一号)

第三五九 北日本文化開発に関する  
請願(田中角榮君紹介)(第一  
準改正の請願(福田繁芳君外一  
名紹介)(第一二七五号)

第三六二 地方新聞の用紙割当基  
準改正の請願(福田繁芳君外一  
名紹介)(第一二七五号)

第三六四 神奈川縣の觀光施設促  
進の請願(高橋長治君紹介)(第一  
三六六号)

第三六五 國立長崎博物館設立の  
請願(北村徳太郎君外三名紹介)  
(第一三七八号)

第三六七 美術振興奨励に関する  
請願(竹尾式君外一名紹介)(第一  
一五二三号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第一  
五一、第二五四ないし第二五六、第一  
五八、第二六〇、第二六一、第二六  
三、第二六六は、委員会の審査未了の  
ものを掲載いたしましたので、日程よ  
りこれを削除いたします。

第三五三、第二五七、第二五九、第一  
六二、第二六四、第二六五、第二六七  
は同一の委員会に付託した請願であ  
りますから、一括して議題といたします。

第三五四 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三五五 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三五六 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三五七 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三五八 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三五九 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六〇 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六一 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六二 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六三 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六四 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六五 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六六 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六七 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六八 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三六九 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七〇 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七一 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七二 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七三 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七四 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

第三七五 (請願(日程第二四三  
ないし第二五、第一六二、第一六四、  
第一六五、第一六七)に関する請願

紹介(第一五〇号)

○福田繁芳君 ただいま一括上程に  
なりました、文化委員会に付託せられま  
した請願の審議経過並びに結果を、ご  
く簡単に御報告申し上げます。

御付託を受けました請願は、全部で二  
十八件であります。その中の一件は取下  
げとなりましたので、結局二十七件と  
相なりました。その二十七件をわれわ  
れ委員会で慎重審議いたしたのであり  
ますが、その中ににおいて十七件を採択  
いたしました。もつとも、その中の一  
件であります四〇六号の登呂遺跡調  
査会に國庫補助の請願は、過日の本会  
議に御報告いたして御承知の通りで  
あります。

終戦以來、文化國家ということは實  
にわが國の再生のための不動の國是と  
相なりましたので、この文化國家建設  
のためには、文化そのものを高めると  
ともに、これを普及させる、すなわち  
文化を國民のものとすることが必要で  
あります。が、國語が文化の機關であ  
り、また魂でもあることを考へると  
き、この方向に副うた國語國字問題の  
研究は、寸刻も等閑に付することはで  
きないのであります。これなむち、  
われわれが國語國字の研究機関設置に  
関する請願第二八〇号を採択した理由  
でございます。なお、この研究機関実  
現の曉には、永年論議されてまいりま  
したところのローマ字問題も、ここで  
併せて研究されることを附加いたして  
おきます。

次に、終戦後われわれは連合國の好  
意によつて著作出版の自由を回復した  
のでございますが、やがてそこに種々

○福田繁芳君登壇】

りました、文化委員会に付託せられま  
した請願の審議経過並びに結果を、ご  
く簡単に御報告申し上げます。

八件であります。その中の一件は取下  
げとなりましたので、結局二十七件と  
相なりました。その二十七件をわれわ  
れ委員会で慎重審議いたしたのであり  
ますが、その中ににおいて十七件を採択  
いたしました。もつとも、その中の一  
件であります四〇六号の登呂遺跡調  
査会に國庫補助の請願は、過日の本会  
議に御報告いたして御承知の通りで  
あります。

終戦以来、文化國家ということは實  
にわが國の再生のための不動の國是と  
相なりましたので、この文化國家建設  
のためには、文化そのものを高めると  
ともに、これを普及させる、すなわち  
文化を國民のものとすることが必要で  
あります。が、國語が文化の機關であ  
り、また魂でもあることを考へると  
き、この方向に副うた國語國字問題の  
研究は、寸刻も等閑に付することはで  
きないのであります。これなむち、  
われわれが國語國字の研究機関設置に  
関する請願第二八〇号を採択した理由  
でございます。なお、この研究機関実  
現の晓には、永年論議されてまいりま  
したところのローマ字問題も、ここで  
併せて研究されることを附加いたして  
おきます。

次に、終戦後われわれは連合國の好  
意によつて著作出版の自由を回復した  
のでございますが、やがてそこに種々

それから特殊新聞としてそれの役割を果しておるところの観光新聞だとか、あるいは国会新聞、あるいは日本両民族の融和親善のための東洋新聞、これらのおよくから請願が出ておりましたか、これも、その趣旨は最も妥当であると考えまして、採択いたしました。

次に、このごろしきりに観光事業が世に喧傳せられてまいりましたが、これは單に外客誘致、外貨獲得だけのことであります。

同時に、わが國の実情紹介と國際信

用回復に資するものでなければなりません。まことに重要な事柄でありますので、これがたためにも、われわれは特に議長あて國政調査の承認を求める、観光小委員会を設置いたして関係諸請願の審議に當つたのであります。その結果、観光政策の樹立に関する請願、これは最も適切なるものと認めまして、関係機構の強化とか、道路、ホテルなどの施設の改善充実、資金・資材の確保、観光教育の

普及徹底、これを要望したところの観光事業整備に関する請願、あるいはホテル事業拡充整備に関する請願、これ

を併せて採択いたしましたのでござります。もともと、観光事業が現在のこところのうちで十七件を採択いたしました。もうとも、観光事業が現在のこところのうちで十七件を採択いたしましたのでござります。

以上申し上げましたごとくに、二十九五号、一院、一廻、それに經濟安定本部の共管と相なつておりますので、その間の調整が要望せられておる矢先

でござりますから、観光審議会の設置、という請願も、この趣旨を尊重いたして、いずれも採択いたしました。また

特定期間に關するものでござります。

次に映画問題でござりますが、わが國の映画産業は、まだ／＼ラジオ放送事業とか新聞事業などと同列におかれます。しかしながら、今後の使命を考えた上で、映画産業の取扱業種別上に

ます。

そこで、これまで採択いたしたのでございま

す。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第一四三ないし第一五一、第一五三、第一五七、第一五九、第一六一、第一六四、第一六五、第一六七は委員長報告の通り採

択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて請願日程第一四三な

いし第一五一、第一五三、第一五七、第一五九、第一六一、第一六四、第一六五、第一六七は委員長報告の通り採

択するに決しました。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 第二七六、姪ヶ崎に味噌特配の請

願(川越博君外一名紹介)(第四〇号)

○副議長(田中萬逸君) 第二七七、日本医療團三國病院を

三國町に返還の請願(坪川信三

君紹介)(第六九号)

○副議長(田中萬逸君) 第二七八、國民健康保険組合国營

の請願(神山榮一君紹介)(第七五号)

○副議長(田中萬逸君) 第二七八、恩給増額に関する請願

(山本猛夫君紹介)(第一六六号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八〇、元官公吏の恩給増額に

關する請願(笠原貢造君外四名

紹介)(第一九二号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八一、國民健康保険組合の拡充強化その他に關する請願(角

田藤三郎君紹介)(第一九五号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八二、引揚者の援護強化に關する請願(根本龍太郎君紹介)

(第一三三二号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八三、南方からの引揚醫科医

の開業許可の請願(本田英作君

紹介)(第一四五号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八四、國立療養所入院費患者

負担反対の請願(山崎道子君紹

介)(第一五四号)

○副議長(田中萬逸君) 第二八五、引揚者生存権保障並び

に戰争犠牲の公平なる負担に關する請願(庄司彦男君紹介)(第一七四号)

○副議長(田中萬逸君) 第二九六、青森縣の引揚者に生業

資金貸出増額の請願(工藤誠男

君紹介)(第五七八号)

○副議長(田中萬逸君) 第二九七、愛媛縣下の引揚者に生業

資金貸出増額の請願(村瀬宣

親君外一名紹介)(第六〇六号)

○副議長(田中萬逸君) 第二九八、結婚問題の指導その他

に關する請願(山下春江君外一

十六名紹介)(第六一一号)

### の請願(矢野庄太郎君紹介)(第三二二号)

### 請願(竹田義一君紹介)(第三二三号)

三号)

第一八七、遺族教濟の請願(齋藤晃君紹介)(第三五九号)

第一八八、國民健康保険組合に關する請願(庄司一郎君紹介)(第一五五号)

第一八九、元官公吏の恩給増額に關する請願(佐々木更三君紹介)(第一五六号)

第一九〇、元官公吏の恩給増額に

關する請願(佐竹晴記君紹介)

(第四八〇号)

第一九一、結核予防ワクチンB・C・G注射中止等の請願(稻村順三君紹介)(第四八二号)

第一九二、恩給増額に關する請願(永井勝次郎君紹介)(第四八六号)

第一九三、引揚者の援護に關する請願(庄司彦男君紹介)(第五一八号)

第一九四、引揚者の保護に關する請願(庄司彦男君紹介)(第五一八号)

第一九五、戰殘者及びその遺族並びに傷痍者等の待遇に關する請願(受田新吉君紹介)(第五七七号)

第一九六、青森縣の引揚者に生業

資金貸出増額の請願(工藤誠男

君紹介)(第五七八号)

第一九七、愛媛縣下の引揚者に生業

資金貸出増額の請願(村瀬宣

親君外一名紹介)(第六〇六号)

第一九八、結婚問題の指導その他

に關する請願(山下春江君外一

十六名紹介)(第六一一号)



田直道君外二名紹介(第一一九五号)

第三五五 岩手山麓の開拓並びに岩手種畜牧場拡充の請願(志賀健次郎君外七名紹介)(第一二六六号)

第三五六 岩手縣における三農業用水改良事業國當の請願(高田弥市外四名紹介)(第二二二八号)

第三五七 灌溉用水工事にセメント特配の請願(山本猛夫君紹介)(第五八号)

第三五八 古馬牧村外三箇村に灌漑用水路建設助成の請願(生方大吉君紹介)(第三四八号)

第三五九 淀川右岸用排水改良費(大吉君紹介)(第一一九三号)

第三六〇 建部山官有林拂下に関する請願(大石ヨシエ君紹介)(第六〇号)

第三六一 下駄用木材割当増加の請願(細川八十八君紹介)(第三三六二号)

第三六二 農地調整法及び自作創設特別措置法改正に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一二二二号)

第三六三 農地委員会經費國庫負担の請願(佐々木更三君紹介)(第三六四号)

第三六五 糜東市地域における農地改革促進の請願(勝間田清一君紹介)(第五六六号)

第三六六 糜東市地域における農地改革促進の請願(勝間田清一君紹介)(第五七号)

第三六七 西八田村の酪農經營助成の請願(大石ヨシエ君紹介)(第十二名紹介)(第一三二一號)

第三六八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(生方大吉君外二名紹介)(第一三二一號)

第三六九 北海道農業試驗場畜産部復興助成の請願(小川原政信君紹介)(第九八八号)

第三七〇 和歌山縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一九一號)

第三七一 奈良縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一九七号)

第三七二 大阪府の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一八八号)

第三七三 歐阜縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一三六号)

第三七四 京都府の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一六六号)

第三七五 三重縣の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一三三号)

第三七六 愛知縣の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一九八号)

第三七七 西八田村の酪農經營助成の請願(野溝勝君紹介)(第二二五三号)

第三七八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(生方大吉君外二名紹介)(第一三二一號)

第三七九 砂防行政を農林省に一元移管の請願(森幸太郎君紹介)(第一三九〇号)

する請願(野溝勝君紹介)(第七二一號)

第三六七 十勝種畜牧開放の請願(北二郎君紹介)(第三四五号)

第三六八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(鈴木強平君外二名紹介)(第八九一号)

第三六九 北海道農業試驗場畜産部復興助成の請願(小川原政信君紹介)(第九八八号)

第三七〇 和歌山縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一九一號)

第三七一 奈良縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一九七号)

第三七二 大阪府の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一八八号)

第三七三 歐阜縣の旱害應急対策費(君外二名紹介)(第一一三六号)

第三七四 京都府の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一六六号)

第三七五 三重縣の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一三三号)

第三七六 愛知縣の旱害應急対策費(君外十名紹介)(第一一九八号)

第三七七 西八田村の酪農經營助成の請願(野溝勝君紹介)(第二二五三号)

第三七八 砂防行政を農林省に一元移管の請願(生方大吉君外二名紹介)(第一三二一號)

第三七九 砂防行政を農林省に一元移管の請願(森幸太郎君紹介)(第一三九〇号)

元移管の請願(中村元治郎君外二名紹介)(第一三二八号)

第三八〇 群馬縣下の森林治水並びに災害防止林造成事業拡充施設の請願(生方大吉君外二名紹介)(第八九〇号)

第三八一 豊水村外六箇町村の普通水利組合用改良工事継続施行の請願(寺本齋君外四名紹介)(第九一九号)

第三八二 一戸、伊保内間林道開設の請願(山本猛夫君紹介)(第九六六号)

第三八三 岩手山麓開発に関する請願(山本猛夫君紹介)(第一一〇一九号)

第三八四 伊勢崎市の農道及び用排水等災害復旧費國庫補助の請願(鈴木強平君外三名紹介)(第一二一三号)

第三八五 岩手縣木材林業組合に災害復旧費國庫補助の請願(山本猛夫君紹介)(第一九二七号)

第三八六 埼玉縣水害地域内の農業会に補助金交付の請願(馬場秀夫君外十名紹介)(第一一六六号)

第三八七 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に関する請願外二件(野溝勝君紹介)(第四七〇号)

第三八八 北海道の甜菜糖業助成の請願(永井勝次郎君外三名紹介)(第一四八四号)

第三八九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二三号)

第三九〇 農業技術指導農場整備拡充に関する請願(野溝勝君紹介)(第一三九九号)

第三九一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第三九二 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第三九三 砂防行政を農林省に一元移管の請願(中村元治郎君外二名紹介)(第一三九〇号)

第三九四 酒田市に肥料工場設置の請願(圖司安正君外三名紹介)(第一五三三号)

第三九五 間接肥料大陽園販賣認可の請願(野溝勝君紹介)(第二二八一號)

第三九六 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に関する請願外二件(野溝勝君紹介)(第三〇五号)

第三九七 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に関する請願外三件(野溝勝君紹介)(第四七〇号)

第三九八 北海道の甜菜糖業助成の請願(永井勝次郎君外三名紹介)(第一四八四号)

第三九九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二三号)

第四〇〇 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇二 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇三 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇四 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇五 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇六 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇七 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇八 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一〇 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

(第一四二六号)

第三九一 同(早稻田柳右二門君紹介)(第一四二七号)

第三九二 田澤村地内官有林一部

第三九三 田澤村地内官有林一部

第三九四 酒田市に肥料工場設置の請願(圖司安正君外三名紹介)(第一五三三号)

第三九五 間接肥料大陽園販賣認可の請願(野溝勝君紹介)(第二二八一號)

第三九六 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に関する請願外二件(野溝勝君紹介)(第三〇五号)

第三九七 農作物の栄養週期栽培法の普及実施に関する請願外三件(野溝勝君紹介)(第四七〇号)

第三九八 北海道の甜菜糖業助成の請願(永井勝次郎君外三名紹介)(第一四八四号)

第三九九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二三号)

第四〇〇 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇二 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇三 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇四 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇五 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇六 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇七 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇八 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四〇九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一〇 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一二 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一三 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一四 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一五 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一六 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一七 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一八 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四一九 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四二〇 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

第四二一 乳肉衛生行政を農林省に一元移管の請願(五坪茂雄君外一名紹介)(第一二二〇三号)

六、第三五八ないし第三六一、第三六三ないし第三六六、第三六八ないし第三九九に関する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔野溝勝君登壇〕

〔野溝勝君ただいま議題となりました請願第一一六六号ほか四十七件に関する報告書〕

〔請願に関し農林委員会における審査の経過並びに結果を御報告申したいと存じます。うち、採択された本会議に送付したのが四十三件、五件は不採択という結果になつたのでござります。簡便でございますが、右、御報告申し上げたいと思います。〕

〔付託になつた請願は四十八件でござります。うち、採択された本会議に送付したのが四十三件、五件は不採択といふ結果になつたのでござります。簡単に御了解願いまして、簡単に報告を申し上げたいと思います。〕

〔請願は四十八件でござります。うち、採択された本会議に送付したのが四十三件、五件は不採択といふ結果になつたのでござります。〕







役員とは、財閥会社の役員でその任免が当該財閥の支配下に在り、且つ、当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していたものをいう。

前項の財閥関係役員とは左の各号の一に該当する者とする。但し、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに基き、財閥関係役員に該当しない者として承認した者を除く。

一 昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員の職に在つた者

二 財閥会社の発行に係る株式について昭和二十一年勅令第五百六十七号第四條第四項(同令第十七條において準用する場合を含む)若しくは持株会社整理委員会令第十條第三項の規定による議決権の行使の委任又は同條第一項若しくは第二項の規定による譲渡があつた場合において、その株式を発行した財閥直系会社の役員の職に在つた者

三 財閥同籍者

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九

一百零二十

一百零二十一

一百零三十二

一百零四十三

一百零五十四

一百零六十五

一百零七十六

一百零八十七

一百零九十八

一百零十

一百零十一

一百零十二

一百零十三

一百零十四

一百零十五

一百零十六

一百零十七

一百零十八

一百零十九





と読み替えるものとする。

第三條 指定特別経理株式会社の資産であつて先取特権、質権又は抵当権の目的物であるものが企業再建整備法第十條第一項又は第二項の規定により第二会社に出資又は譲渡せられる場合において、第二会社が二以上であるときは、一の第二会社が出資又は譲渡を受けた資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権は、決定整備計画に定ある場合に限り、同條第一項の規定により他の第二会社が承認した債務に対する関係において、当該資産については、消滅するものとする。

前項の規定は、存続する指定特別経理株式会社の資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権と第二会社に承継せられた債務との間及び存続する指定特別経理株式会社の債務と第二会社に出資又は譲渡せられた資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権との間につきこれを準用する。

前二項の規定により先取特権、質権又は抵当権が消滅する場合における変更又は抹消の登記又は登録の手続については、命令で特別の定をすることができる。

承認又は作成の決定指令のある日までの間、金銭債権の債務者に対して当該債権の弁済をすることができない。但し、第三項前段の規定により指定特別経理株式会社

から申請のあつた場合には、当該指定特別経理株式会社は、遅延による損害賠償の責任を免がれることはない。

前項の規定は、同項の規定による指定の日以後生じた債権、國又は都道府県その他の地方公共團体に対する公租公課、給料その他の定期的給與の債権、担保権のある債権についても、これを適用しない。

第一項の規定による指定は、指定特別経理株式会社が、取締役の決議により、経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定による指定があつたことに因り、債務超過若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑があると認めて、当該事情を詳細に記載した書類を添えて、持株会社整理委員会に申請した場合において、これをすることができる。

第一項の規定による指定は、当該指定特別経理株式会社に対しても、万円以上の債権を有する者が申請した場合も、同様である。

第一項の規定による指定は、当該指定特別経理株式会社に対しその旨を文書で通知することにより、これをする。

持株会社整理委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の規定による公告をした日から十五日以内に、利害関係人に対し聽聞会を開かなければならぬ。

官報外  
昭和二十二年十一月十日 象議院会議録第七十五号 財閥同族支配力排除法案外一件

から申請のあつた場合には、当該指定特別経理株式会社は、遅延による損害賠償の責任を免がれることはない。

前項の規定は、同項の規定による指定の日以後生じた債権、國又は都道府県その他の地方公共團体に対する公租公課、給料その他の定期的給與の債権、担保権のある債権についても、これを適用しない。

前項の規定は、前項に於て準用する経済力集中排除法第九條第二項による聽聞会に、これを準用する。

持株会社整理委員会は、前項に於て準用する経済力集中排除法第九條第二項の規定による異議の申立又は意見の具申に基き、当該指定特別経理株式会社につき債務可した債権については、これを適用しない。

第一項の規定による指定を取扱若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑がないと認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消さなければならない。

第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消に、これれを準用する。

第五條 指定特別経理株式会社に対する経済力集中排除法第三條第一号乃至第三号の規定による指定の

第一項の規定による指定の取消に、これれを準用する。

第六條 前項の規定は、第一條第

四項及び第五項において準用する

同條第一項の規定の適用を受ける

会社及び指定会社に、これを準用する。

第七條 指定特別経理株式会社若し

くは第一條第四項及び第五項にお

いて準用する同條第一項の規定の

適用を受ける会社又は指定会社

が、決定整備計画又は決定指令に

より、承認を受け、若しくは作成

された企業再編成計画に定められ

た事項につき登記をなすべき場合

において、当該登記の申請書に非

り消さなければならぬ。

第八條 前條第一項に規定する会社

につき経済力集中排除法第七條第

二項第八号の規定による管理人の

指名があつたときは、遅滞なく、

その旨を登記しなければならぬ。

当該指名された管理人の権限

が消滅したときも、同様とする。

前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ

ば、これを以て第三者に対抗する

ことができない。

第一項の登記の手続に關し必要

な事項は、命令でこれを定める。

第九條 左の場合においては、その過料に処する。但し、その行為につけ刑を科すべきときは、この限りでない。

第一項の登記の手續に關し必要

な事項は、命令でこれを定める。

〔早稻田柳右エ門君登壇〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題となりました財閥同族支配力排除法案並びに経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案につきまして、財政及び金融委員会に御報告申し上げます。

まず財閥同族支配力排除法案について申し上げます。およそ財閥が経済界を独占的に支配する方法に三つの条件があると見えます。その一は、株式等の保有による資本面の支配、その二には、独占排他的な取引契約等による事業面の支配、その三は、人事統制による人的面の支配であります。本案は、第三点、すなわち財閥による人的支配を排除せんとするものであります。すでに財閥として指定を受けておる十大財閥を対象とし、それらの財閥における封建的な人事統制から生じた好ましからざる人間関係を排除することを目的としておるものであります。これら十財閥同族の戸主については、すでにあらゆる会社の役員として活動することを禁止せられておるので、本案は、これらの戸主と同一戸籍にある、いわゆる財閥同籍者について、本法施行後十年間、十財閥に属するすべての有力会社の役員に留任または就任することを禁止するとともに、過去において財閥会社の役員としてその財閥の利益を代表し、重要な業務に参画したものについては、本法施行後十年間、そのものの所属する財閥系統の役員に留任または就任することを禁ずることを骨子としたものであります。いかなる会社の

役員が排除せられるか、すなわち、本法にいわゆる財閥会社の範囲については、内閣総理大臣がそれらの会社を指定することになりますので、慣習に従つて、当該財閥会社もしくは財閥会社の従属会社もしくは関係会社の役員の職に留まり、または就任することを十年間禁止せられるのであります。

以上述べましたごとく、本案はその施行により、経済界にきわめて甚大な影響を與えるものでありますから、政府といいたしましても、案の作成にあたっては長期間にわたつて慎重な検討を行ひ、あくまで本案のねらいとする財閥同族の支配力排除という趣旨の実現に副ふとごとく留意し、特に現在急を要しますところの経済再建整備の上にいたずらに不要不當の悪影響を及ぼさないよう遺憾なきを期しておるのであります。すなわち、財閥会社の全役員を一律に排除することなく、その会社の当該財閥内における重要度及びその役員の在職の時期に応じてそれべく排除の度合を異にするとともに、一定の事由の具わるものについては、財閥關係役員でないことについて内閣総理大臣の裁定を申請し得る途を開いておりま

す。しかして、これらの申請につき厳密な個人審査を行いますために、内閣総理大臣のもとに審査委員会を設け、

第十一條に次の一号を加える。

四 第十一條第一項の規定による指

については、期間を限つてその留任を申請し得ることにいたしております。

以上が、大体本案の要旨であります。

本法は、去る十一月二十五日本委員会に付託されたものであります。本法の定めるところに従つて、当該財閥会社の提案理由の説明を聽きました。以来数回にわたりて慎重に審議を重ねました。質疑応答の結果は、時間の関係上会議録に譲ることにいたしましたが、質疑打切りの後、中崎委員より、各派共同提案にかかる左の通りの修正案が提出せられました。すなわち

第九條の次に一條を加え、第十條を第十一條として、以下順次繰下げる

次に、経済力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律案通り、その他の部分は原案通り全会一致をもつて可決いたしたのであります。

かような修正意見が出まして、採決をいたしましたところ、修正部分は提案通り、その他の部分は原案通り全会一致をもつて可決いたしたのであります。害関係人は、内閣総理大臣に指定がつき誤りがあると認めるときは、利害関係人は、明確な証拠書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に對し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥關係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各同條第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読

るのを「前條各号」と改める。

第二十一條に次の二項を加える。

第三條第二項の規定による指定に關し、その指定の基礎となつた事実に付託されたものであります。本会に付託されたものであります。本法の定めることになつておりますので、慣習に従つて、当該財閥会社またはこれら二百数十社が予定されておるところ、二百数十社が予定されております。これらの財閥会社の役員は、本法の定めるところに従つて、当該財閥会社もしくは財閥会社の從属会社もしくは関係会社の役員の職に留まり、または就任することを十年間禁止せられるのであります。

かような修正意見が出まして、採決をいたしましたところ、修正部分は提案通り、その他の部分は原案通り全会一致をもつて可決いたしたのであります。害関係人は、内閣総理大臣に指定がつき誤りがあると認めるときは、利害関係人は、明確な証拠書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に對し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥關係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各同條第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読

るのを「前條各号」と改める。

第二十一條に次の二項を加える。

第三條第二項の規定による指定に關し、その指定の基礎となつた事実に付託されたものであります。本会に付託されたものであります。本法の定めることになつておりますので、慣習に従つて、当該財閥会社もしくは財閥会社の從属会社もしくは関係会社の役員の職に留まり、または就任することを十年間禁止せられるのであります。

かような修正意見が出まして、採決をいたしましたところ、修正部分は提案通り、その他の部分は原案通り全会一致をもつて可決いたしたのであります。害関係人は、内閣総理大臣に指定がつき誤りがあると認めるときは、利害関係人は、明確な証拠書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に對し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥關係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各同條第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読

手続、株主、債権者に対する拘束力等に関する企業再建整備法の規定を準用することになります。また担保関係の分割、債務支拂の一時停止、先取特權の規定については、特別経理会社の場合と同様に取扱うことになります。その他特別経理会社、非特別経理会社を通じて、登記に関して所要の規定を定めて、登記に関して所要の規定を定めます。詳細は省略いたします。

委員会においては、政府から提出された議案の説明を聽き、慎重審議をいたしましたが、討論に入りまして、各派共同の提案をもしまして、左の通りの修正案を提案したのであります。

すなわち修正案は、本法中「経済力集中排除法」を「過度経済力集中排除法」に、「経済力集中排除法第三條第一号ないし第三号を、「過度経済力集中排除法第三條」に改める。第一條第二項中「同法第三條第一号ないし第三号」を「同法第三條」に、「指定された経済力の集中」を「指定された過度の経済力の集中」に改める。

以上採決の結果、修正部分は共同提案の通り、残余部分は原案の通り、全会一致をもつて可決いたしましたのであります。右、御報告を申し上げます。

(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいづれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の

通り決しました。(拍手)

れを出資しなければならない。

酒類配給公團の運営資金は、必

要があるときは、復興金融金庫か

ら借り入れるものとする。

第四條 酒類配給公團は、定款を以

て、左の事項を規定しなければな

らない。

第一條 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

九 第四十四条、第五十

五条、第五十四条及び第五十七条並

び非訟事件手続法第三十五条第

一項の規定は、酒類配給公團にこ

れを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 酒類配給公團に、役員とし

て、総裁一人、副総裁二人以内、

理事二人以上及び監事一人以上を

置く。

第十一條 酒類配給公團に、役員及び

職員は、酒類の製造、保管、賣買

若しくは輸送を業とする会社の株

式を所有し、又はこれらの会社そ

の他の企業の業務に従事し、若し

くはその営業につき一切の利害関

係を有してはならない。

第十二條 総裁、副総裁及び理事

は、定款の定めるところにより、

酒類配給公團の職員の中から、主

たる事務所又は從たる事務所の業

務に関して一切の裁判上又は裁判

外の行為をする権限を有する代理

人を選任することができます。

第十三條 酒類配給公團の役員及び

職員は、酒類の製造、保管、賣買

若しくは輸送を業とする会社の株

式を所有し、又はこれらの会社そ

の他の企業の業務に従事し、若し

くはその営業につき一切の利害関

係を有してはならない。

第十四條 酒類配給公團の役員及び

職員は、これを官吏その他の政府

職員とする。

第十五條 酒類配給公團の役員及び

職員たる者は、大藏次官と同格

又はこれと同格とし、その他の役

員たる者は、一級又はこれと同格

とし、職員たる者は、一級、二級

若しくは三級又はこれらと同格と

し、それらの定員は、主務大臣が

これを定める。

第十六條 酒類配給公團の役員及び

職員たる者は、大藏次官と同格

又はこれと同格とし、その他の役

員たる者は、一級又はこれと同格

とし、職員たる者は、一級、二級

若しくは三級又はこれらと同格と

し、それらの定員は、主務大臣が

これを定める。

第十七條 酒類配給公團は、臨時物資

需給調整法の失効又は經濟安定本

部総務長官の命令に因り解散する。

第十八條 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第十九條 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十条 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十一条 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十二条 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十三条 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十四条 酒類配給公團の業務を

監査する。

第二十五条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第二十六条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第二十七条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第二十八条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第二十九条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十一条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十二条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十三条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十四条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十五条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十六条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十七条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十八条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第三十九条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十一条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十二条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十三条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十四条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十五条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十六条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十七条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十八条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第四十九条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第五十条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第五十一条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第五十二条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長官の定める酒類の配

給に関する基本的な政策及び計画

に基いて主務大臣の指示及び

監督に従い、左の業務を行ふ。

第五十三条 酒類配給公團は、經濟安

定本部総務長





の適正な配給を行い、産業復興と國民生活の安定に資せんとするのであります。

本案は、去る十二月八日本委員会に付託されたものであります。政府より

説明のあつた後審議に入り、井出委員

より二、三質問があつた後、本日討論を省略採決に入りましたが、總員起立、參議院修正の通り可決いたしたの

であります。なお参議院修正案は、附則第一條に「本法施行の期日は、政令でこれを定める。」とありましたのを、「昭和二十二年十一月十一日から、こ

れを施行する。」と修正されておることを附加えておきます。

以上、簡単ではございますが、御報

告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま

す。本案は委員長の報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま

す。本案は委員長の報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて本案は委員長報告の

通り可決いたしました。

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま

す。本案は委員長の報告の通り決する

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 採決いたしま

す。本案は委員長の報告の通り決する

に御異議ありませんか。

置の請願(小林運美君紹介)(第七五七九号)

第五〇五 配炭公團法の一部改正  
所設置の請願(山口安正君外一  
名紹介)(第八七六号)

第五〇六 新庄町に國立亞炭研究  
所設置の請願(山口安正君外一  
名紹介)(第九三八号)

第五〇七 煤炭研究指導費國庫補  
助の請願(源野三朗君紹介)(第  
九一四号)

第五〇八 釜石製鐵所銑鋼一貫作  
業再開促進の請願(鈴木善幸君  
外七名紹介)(第一〇三〇号)

第五〇九 新庄町に國立亞炭研究  
所設置の請願(山口安正君外三  
名紹介)(第一〇三〇号)

第五一〇 東北地方鉄鋼業振興  
に関する請願(海野三朗君紹介)  
(第一〇四〇号)

○伊藤卯四郎君 たゞいま議題となり  
ました日程第五〇〇より第五一八まで  
の各請願について、鉱工業委員会にお  
ける審査の経過及び結果を御報告いた  
します。

○伊藤卯四郎君登壇 〔伊藤卯四郎君登壇〕  
〔都合により本号の附録に掲載〕

第五一一 北海道における家庭用  
石炭確保の請願(三好竹勇君外  
二名紹介)(第一一二七号)

第五一二 北海道における家庭用  
石炭價格補給の請願(三好竹勇  
君外二名紹介)(第一一二八号)

第五一二 釜石製鐵所銑鋼一貫作  
業再開促進の請願(小澤重喜  
君外一名紹介)(第四二三  
号)

第五一〇 全國の仲鉄業者に鋼材  
及び石炭割当増加の請願(岡田  
勢一君外一名紹介)(第五八七号)

第五一〇 赤澤炭鉱における亞炭  
採掘中止の請願(中野寅吉君紹  
介)(第二四二号)

第五一〇 亞炭增産に関する請願  
(第一二五六七号)

第五一五 同(志賀健次郎君紹介)  
(第一二五四五号)

第五一六 同(志賀健次郎君外七  
名紹介)(第一二六五号)

第五一七 関東信越地方の野銀治  
業者に燃料増配の請願(押川定  
四〇号)

第五一八 日本製鐵輪西製鐵所の  
熔鐵炉に火入促進の請願(山中  
日露史君外三名紹介)(第二三五  
八号)

第五一九 九州地方の電力危機緊  
急対策実施に関する請願(成重  
光眞君外一名紹介)(第八八六  
号)

第五二〇 内川尾袋川普通水利組  
合使用電力料金削減の請願(庄  
司一郎君紹介)(第一号)

第五二一 都於郡村に電燈線架設  
の請願(川野芳滿君紹介)(第三  
八号)

第五二二 沿場に対する電力制限  
(第五九八号)

第五二三 神島村に電燈及び電力  
線架設の請願(石原圓吉君紹介)  
(第六七七号)

第五二四 製粉業者に電力供給増  
加の請願(山崎猛君紹介)(第七  
七四号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第  
五〇〇ないし第五一八は同一の委員会に  
付託した請願でありますから、一括して  
議題といたします。委員長の報告を  
求めます。電氣委員長前田榮之助君。

第五二五 夜間学校の配電確保の  
請願(角田幸吉君外一名紹介)  
(第一〇一七号)

第五二六 热海市に電力割当増加  
の請願(勝間田清一君外四名紹  
介)(第一〇五八号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第  
五二六ないし第五三五は同一の委員会に  
付託した請願でありますから、一括して  
議題といたします。委員長の報告を  
求めます。電氣委員長前田榮之助君。

第五二七 電氣事業の優先取扱に  
関する請願(前田榮之助君紹介)  
(第一〇八八号)

第五二八 伊勢崎市の電力制限緩  
和の請願(鈴木強平君外二名紹  
介)(第一一三五号)

第五二九 今冬の電力確保に関する  
請願(石野久男君紹介)(第一  
一五〇号)

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと  
認めます。よつてその他の各請願は委  
員長報告の通り採択するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと  
認めます。よつて

〔前田榮之助君登壇〕  
○前田榮之助君　ただいま議題となりました九州地方の電力危機緊急対策実施に関する請願ほか十六件の請願につき、委員会における審査の経過並びに結果を、詳細は速記録によつて御承知を願うこといたし、この際簡単に御報告を申し上げます。

前後十数回の委員会開会いたし、慎重なる審議を重ね、紹介議員の説明、政府の答弁及び各委員の質問を行い、重なる結果、付託されまし請願十七件は、政府に対して適当なる処置を講ずることを要望することとして、採択することと決定いたしました。なお、そのうち特に九州地方の電力危機緊急対策実施に関する請願については、急速に審議いたしまして、紹介議員の説明に対し、政府委員より、九州地方の電力事情の窮状につきましては、政府としてもきわめて心痛しておりますところあります、すなはち発電設備の戦時使用品質の悪化等のため、供給能力が著しく低減しております、その上需用の急増、異常渴水等により一層需給の不均衡を來し、すでに相当期間にわたり強度の電力制限を実施せざるを得なり、これがため各方面に種々の障害をもたらし、労働者の生活不安の原因ともなつてゐることは、まことに遺憾であります、九州地方は火力発電への依存度が高いので、電力事情改善策として、まず火力発電所の補修整備に重点を置き、中央、地方にそれべく官民がらなる特別の協議会を設け、資材・資金・食糧・労務用物資等について特別の考慮を加えることとして、実行に

## 〔前田榮之助君登壇〕

○前田榮之助君　ただいま議題となりました九州地方の電力危機緊急対策実施に関する請願ほか十六件の請願につき、委員会における審査の経過並びに結果を、詳細は速記録によつて御承知を願うこといたし、この際簡単に御報告を申し上げます。

前後十数回の委員会開会いたし、慎重なる審議を重ね、紹介議員の説明、政府の答弁及び各委員の質問を行い、重なる結果、付託されまし請願十七件

移しつつあります、その結果、火力発電による供給力は、一時は八万キロワット程度まで低下しておつたのであ

りますが、最近におきましては十三万キロワット程度にまで回復し、引続き補修計画を遂行中であつて、目下のところ、本年度末までには二十万キロワット程度までの回復をはかるべく関係者努力中でありますとの答弁であります。

本委員会におきましては、さきに上程決議されました電力危機突破に関する決議とともに、急速にしかも確実に危機突破の対策を推し進めるよう第五回海運國家管理法制定に関する請願（正木清君紹介）第好一君外三名紹介（第二四号）二七号）

第五回海運國家管理法制定に上程決議されました電力危機突破に関する決議とともに、急速にしかも確実に危機突破の対策を推し進めるよう

に政府に要求することとし、採択の上は内閣に添付すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単でありますが、本委員会における経過並びに結果を御報告申し上げた次第であります。（拍手）

○副議長（田中萬逸君）　請願日程第五十九ないし第五三五は、委員長報告の一九ないし第五三五は、委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（田中萬逸君）　御異議なしと認めます。よつて右各請願は委員長報告の通り採択するに決しました。（拍手）

第五三六　寶積寺、市場間鐵道敷設の請願（山口好一君外一名紹介）（第四号）

第五三七　戰時中強制買上の建物設の請願（山口好一君外一名紹介）（第四号）

第五三八　黒松内、靜岡間國營バス並びにトラック運輸開始の請願

（山口好一君紹介）（第五号）

第五三九　井野信号所を一般驛に昇格の請願（小笠柳多君紹介）（第一三号）

第五四十　要田村に停車場設置の請願（山下春江君紹介）（第六三号）

## 第五三九　井野信号所を一般驛に昇格の請願（小笠柳多君紹介）（第一三三号）

第五四十　各縣縣會議員にその縣内無賃乗車券交付の請願（山口好一君外三名紹介）（第二四号）（第二七号）

第五四一　海運國家管理法制定に関する請願（正木清君紹介）（第二四号）（第二七号）

第五四二　嬉野、川棚間國營バス運輸開始の請願（西村久之君紹介）（第二九号）

第五四三　柳井駅よりの三路線に及び田布施駅よりの二路線に、國營バス運輸開始の請願（中嶋勝一君紹介）（第三一号）

第五四四　沼宮内駅改築促進の請願（山本猛夫君紹介）（第三一号）

第五四五　葛巣、落合間及び沼宮内、感岡間國營バス運輸開始促進の請願（山本猛夫君紹介）（第三三号）

第五四六　御堂信号所を一般駅に昇格の請願（山本猛夫君紹介）（第三四号）

第五四七　長岡鐵道買収に関する請願（清澤俊英君外三名紹介）（第五号）

第五四八　古碑、上札幌間鐵道敷設の請願（飯田義茂君紹介）（第一五号）

第五四九　大畑、大間間鐵道敷設の請願（太郎君紹介）（第一一八号）

第五五〇　福知山、舞鶴間並びに停車場設置促進の請願（坂東幸介）（第五六一　稻荷山、姨捨両駅間に通する國營バス運輸開始の請願（森三樹一君紹介）（第九八号）

第五五二　新庄より金山・眞室川・酒田・余目・清川・八向を經て新庄に通する國營トラック運輸開始の請願（圖司安正君紹介）（第一九〇号）

第五五三　山陰線解由東京下関間直通列車運轉の請願（庄司彦男君外三名紹介）（第一九〇号）

## 第五五一　人吉市より三路線に國營バス運輸開始の請願（福永一臣君紹介）（第五九号）

第五五二　要田村に停車場設置の請願（山下春江君紹介）（第六三号）

第五五三　鐵道運賃値上を國会に付議その他に關する請願（相馬助治君紹介）（第六五号）

第五五四　濱田、今福間鐵道速成の請願（木村小左衛門君外三名紹介）（第六四号）

第五五六　南廣信号所を一般駅に昇格の請願（世耕弘一君紹介）（第六七号）

第五五七　川棚、有田間國營バス運輸開始の請願（西村久之君外一名紹介）（第一五八号）

第五五六　貝田信号所を一般駅に昇格の請願（庄司一郎君紹介）（第一五七号）

第五五六　沼宮内駅改築促進の請願（坪川信三君紹介）（第七四号）

第五五八　村崎野信号所を一般駅に昇格の請願（高田弥市君外三名紹介）（第八号）

第五五九　高知縣下における三路線に昇格の請願（坪川信三君紹介）（第一九〇号）

第五六〇　浦幌、本別間國營バス運輸開始の請願（長野長廣君紹介）（第九三号）

第五六一　稻荷山、姨捨両駅間に通する國營バス運輸開始の請願（森三樹一君紹介）（第一一八号）

第五六二　古江・佐多間、大根占、田代間及び鹿屋・大根占間に國營自動車運輸開始の請願（前田太郎君紹介）（第一一九号）

第五六三　岩川、古江間國營自動車運行の請願（前田郁君紹介）（第一四五号）

## 第五六三　岩川、古江間國營自動車運行の請願（前田郁君紹介）

第五六四　鹿屋、岸良間國營バス運輸開始の請願（前田郁君紹介）（第一四八号）

第五六五　稚内駅から拔海駅の間に鉄道連絡工事施行の請願（坂東幸太郎君紹介）（第一四八号）

第五六六　貝田信号所を一般駅に昇格の請願（庄司一郎君紹介）（第一五七号）

第五六七　川棚、有田間國營バス運輸開始の請願（西村久之君外一名紹介）（第一五八号）

第五六八　湯本、石川間國營バス運輸開始の請願（關内正一君紹介）（第一六五号）

第五六九　白石、上ノ山間國營バス運輸開始の請願（庄司一郎君外十名紹介）（第一七二号）

第五七〇　高瀬村に停車場設置の請願（松浦東介君紹介）（第一七三号）

第五七一　山陰線解由東京下関間直通列車運轉の請願（庄司彦男君外三名紹介）（第一九〇号）

第五七二　新庄より金山・眞室川・酒田・余目・清川・八向を經て新庄に通する國營トラック運輸開始の請願（圖司安正君紹介）（第一九〇号）

第五七三　久栗坂に停車場設置の請願（山崎岩男君紹介）（第一一〇号）

第五七四　太原線全通工事施行促進の請願（片岡伊三郎君紹介）（第一二七号）

第五七五　旧鶴見臨港鐵道線外

鐵道脚下に關する講演（金光義

第五七六 大垣、垂井両駅間に簡

馬場藏書記録の翻訳（別巻本）

### 第五七七 田本通運株式会社の理 事を解放の上旧關係者にその

電業権並びに設備返還の請願  
山崎正男君紹介(第一四七号)

第五七八一宇和より三瓶を經て八  
瀬須二至る間ニ國營バヌ屋爾爾

始の請願（高橋英吉君外八名紹）

第五七九、九州、四國間連絡國營

十二名詔介(第1151号)

第五八〇回 飯田義茂君紹介

## 第五八一 八幡濱からの三路線

國営バス運輸開始の講演（高橋英吉君外八名紹介）（第二一六一）

第五八二 五  
號

の請願（前田正男君紹介）（第一二三号）

第五八三 柏崎駅附近鶴川鉄橋

中角榮君紹介(第二六四号)

第三回 理施行の請願〔庄司彦男君外〕

第五八五 鉄道運賃の學生優待に  
名義人(第一六七号)

二二八

第五八六 幸崎、中野田両駅間

田舎太君紹介(第17回)

第五八七 博多、齊政、對馬開國  
營運路航路開設の請願（本田英  
作君外一一名紹介）（第一二一號）

第五八八 鉄道運賃の学生優待に  
関する請願（正木清君紹介）（第  
三〇七號）

第五八九 愛簡簡易停車場を一般  
駅に昇格の請願（伊藤卿一君紹  
介）（第三一七號）

第五九〇 足寄、阿寒湖畔間國營  
バス運輸開始の請願（伊藤卿一  
君紹介）（第三一八號）

第五九一 村戸、土浦間電化促進  
の請願（原彪君紹介）（第三一二  
号）

第五九二 北陸線電化促進の請願  
（原川信三君外二名紹介）（第三  
一六号）

第五九三 常磐線松戸、水戸間電  
化促進の請願（原彪君外二名紹  
介）（第三一七號）

第五九四 納田終、鶴ヶ岡間の道  
路を國営バス運行路線に認定の  
請願（原川信三君紹介）（第三一一  
〇号）

第五九五 江差、東蘿摩間國営バ  
ス運輸開始の請願（龍錢三君紹  
介）（第三一五號）

第五九六 八橋駅に貨物取扱開始  
の請願（堀江實藏君紹介）（第三  
三七號）

第五九七 旧小倉鉄道跡下に閑子  
の請願（長尾達生君外二名紹介）  
（第三三三八號）

第五九八 松戸、水戸間電化促進  
の請願（原彪君外十四名紹介）  
（第三三三九號）

第五九九 鉄道運賃の学生優待に

関する請願（松本淳造君紹介）（第三四〇号）

第六〇〇 邊境内線速成並に十勝側分岐点を清水とするの請願（高見定助君外二名紹介）（第三四一号）

第六〇一 天塩沿岸鉄道速成の請願（坂東幸太郎君紹介）（第三六七号）

第六〇二 直方、福岡間國営バス運輸開始の請願（渊上房太郎君紹介）（第三七〇号）

第六〇三 牛深町に中央氣象台出帳所設置の請願（園田直君外一名紹介）（第三七四号）

第六〇四 高松、鬼無両駅間鄭東踏切附近に停車場設置の請願（成田知巳君紹介）（第三八六号）

第六〇五 沼津、横浜間電化促進の請願（神田博君外十一名紹介）（第三九一号）

第六〇六 達布、添牛内間鉄道敷設の請願（坂東幸太郎君紹介）（第三九六号）

第六〇七 九州、四國間通絡國營航路開設の請願（井谷正吉君外八名紹介）（第三九七号）

第六〇八 九州、四國間通絡國營航路開設の請願（村上勇君外六名紹介）（第四一三号）

第六〇九 潟原、十日市間鉄道速成の請願（若松虎雄君紹介）（第四一四号）

第六一一 宇都宮・大宮間、小山、高崎間及び宇都宮・日光間電化

促進の請願（栗田英男君外二名紹介）（第四一五号）

第六一二 旧橋丹鉄道拂下に関する請願（増田甲子七君紹介）（第六一〇号）

第六一三 岩手縣内各道路上に國營自動車運輸開始の請願（小澤喜一君等）

佐々木喜君外七名紹介）（第四一一号）

第六一四 福岡、戸田間國營自動車運輸開始の請願（山本猛夫君紹介）（第六一五号）

第六一五 沼田、浦口間鐵道復活の請願（北一郎君外五名紹介）（第四五七号）

第六一六 氷氣沼より津谷・志津川を経て前谷地に至る間に鐵道敷設並びに高田町・石巻間國營バス運輸開始促進の請願（角田幸吉君外六名紹介）（第六一七号）

第六一七 高崎、横川間電化促進の請願（小峯柳多君外一名紹介）（第六一八号）

第六一九 松戸、平間電化促進の請願（堀池重作君紹介）（第六二〇号）

第六二〇 直江津、六日町間鐵道敷設等の請願（塙田十一郎君外三名紹介）（第六二一号）

第六二一 今和泉、頬ヶ間國營バス運輸開始の請願（上林山樂君紹介）（第六二二号）

佐重喜君紹介（第四九六号）

第六二三 旧豊川鉄道及び鳳来寺  
鉄道拂下の請願（高瀬傳君紹介）  
（第五〇八号）

第六二四 松戸、我孫子間電化促進の請願（松谷天光光君紹介）  
（第五三六号）

第六二五 興濱南線を下駄内まで延長の請願（飯田義茂君外一名紹介）（第五三八号）

第六二六 榮丘簡易降場に貨物取扱開始の請願（飯田義茂君外一名紹介）（第五三九号）

第六二七 谷地中信号所を一般駅に昇格の請願（只野直三郎君紹介）（第五五四一号）

第六二八 旧南海鉄道山手線拂下の請願（細川八十八君紹介）（第五五一号）

第六二九 小運送業を戰時統制より解放の上新制度制定の請願（八又達雄君紹介）（第五五二号）

第六三〇 川棚、有田簡國營バス運輸開始の請願（北村總太郎君紹介）（第五五六号）

第六三一 大牟田駅復興促進の請願（古賀喜太郎君外二名紹介）（第五五七号）

第六三二 足寄、阿寒湖畔國營官バス運輸開始の請願（森三樹二君外二名紹介）（第五五六号）

第六三三 興濱南線を下駄内まで延長の請願（坂東幸太郎君紹介）（第五五七六号）

第六三四 宮崎より綾町を経て小林に至る間に國營バス運輸開始の請願（押川定秋君外二名紹介）（第五五八一号）

第六三五 川崎駅に東海道線列車及び横須賀線電車停車並びに同駅改築促進の請願(白井佐吉君紹介)(第五八五号)

第六三六 山田線電化の請願(山本猛夫君外二名紹介)(第五九一号)

第六三七 旧産業セメント鉄道拂下の請願(長尾達生君紹介)(第五九四号)

第六三八 緒方、長井間鉄道敷設の請願(金光義邦君紹介)(第六〇三号)

第六三九 清水川駅に貨物取扱開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六一七号)

第六四〇 大野、八戸間國営バス運輸開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六一四号)

第六四一 龍根町菅谷に停車場設置の請願(原孝吉君紹介)(第六一八号)

第六四二 八代、隼人間電化促進の請願(福永一臣君紹介)(第六一〇号)

第六四三 二俣、佐久間間鐵道速成の請願(竹山祐太郎君外一名紹介)(第六二九号)

第六四四 松本よりの二路線に、明科よりの二路線に、及び山清路・上田間に國営バス運輸開始の請願(増田甲子七君紹介)(第六三七号)

第六四五 奈良、上野間國営バス運輸開始の請願(前田正男君紹介)(第六六四号)

第六四六 西彼杵半島内に國営バス及び航路開設の請願(本田英

作君外二名紹介)(第六六五号)

第六四七 羽後鉄道災害復旧費國庫補助の請願(根本龍太郎君紹介)(第六六六号)

第六四八 久慈、白山間及び久慈、玉ノ脇間國営バス運輸開始の請願(山本猛夫君紹介)(第六六七号)

第六四九 滯貝亞炭の輸送増強に關する請願(庄司一郎君紹介)(第六七三号)

第六五〇 角館、阿仁合両駅間鉄道速成の請願(根本龍太郎君紹介)(第六七三号)

第六五二 新制中学校生徒の通學鉄道運賃減額に関する請願(西山富佐太君紹介)(第六七一九号)

第六五三 横須賀市沼間に停車場設置の請願(小暮藤三郎君外一名紹介)(第六七二七号)

第六五四 城端、西赤尾間國営トランク運輸開始の請願(橋直治君外一名紹介)(第六七八号)

第六五五 古津信号所に一般駅に昇格の請願(高岡忠弘君紹介)(第六七四二号)

第六五六 七尾、水見間國営バス運輸開始の請願(中村又一君紹介)(第六九〇号)

第六五七 羽咋、水見間鉄道敷設の請願(橋直治君外二名紹介)(第六七四二号)

第六五六 奈良、上野間國営バスの請願(前田正男君紹介)(第六六六四号)

第六五六 若江本線を金原まで延長の請願(後藤悦治君紹介)(第六八〇九号)

(第七五六号)

第六五九 県線電車を小田原まで運輸開始の請願(鈴木雄二君紹介)(第六七五八号)

第六六〇 都農町に停車場設置の請願(片島港君紹介)(第六六七号)

第六六一 近畿日本鉄道会社線法隆寺、平端間復活の請願(細川八十八君紹介)(第六六八号)

第六六二 東京、鳥羽間直通列車復活の請願(石原圓吉君紹介)(第六七七〇号)

第六六三 川之江、大杉間國営バス運輸開始の請願(馬越晃君外八名紹介)(第六七三号)

第六六四 姫路市より新宮、山崎を経て曲里に至る間に國営バス運輸開始の請願外四件(佐々木盛雄君紹介)(第六七九一号)

第六六五 川之江、池田間鐵道敷設の請願(馬越晃君外八名紹介)(第六七九三号)

第六六六 熊本より山鹿を経て大牟田に至る間に電車敷設の請願(宮村又八君紹介)(第六七九八号)

第六六七 久慈、岩泉間國営バス運輸開始の請願(石川金次郎君紹介)(第六八〇〇号)

第六六八 下呂、飯田間國営トラック運輸開始の請願(伊藤恭一君紹介)(第六八〇七号)

第六六九 沼津、濱松間電化の請願(神田博君外十一名紹介)(第六八〇七号)

第六七〇 三田、有馬間鉄道復活の請願(後藤悦治君紹介)(第六八〇九号)

(第七五六号)

第六七一 右左府、御影間鉄道敷設の請願(森三樹二君紹介)(第六八一四号)

第六七二 四國循環鉄道の全通並びに九州、四國連絡國営航路開設の請願(井谷正吉君外二名紹介)(第六八二六号)

第六七三 油津港に臨港鉄道敷設の請願(川越博君外二名紹介)(第六八二六号)

第六七四 貨物線敷設の請願(辻寛一君紹介)(第六八二六号)

第六七五 穴吹、白地間國営バス運輸開始の請願(岡田勢一君外四名紹介)(第六八四五号)

第六七六 姫路市より新宮、山崎を経て曲里に至る間に國営バス運輸開始の請願外五件(佐々木盛雄君紹介)(第六八六〇号)

第六七七 神戸市長田区に停車場設置の請願(佐々木盛雄君紹介)(第六八七九号)

第六七八 桃ノ川、彼杵間鉄道敷設の請願(中村又一君紹介)(第六八九九号)

第六七八 濃民信号所を一般駅に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第六九〇三号)

第六七八 水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國営バス運輸開始の請願(葉梨新五郎君紹介)(第六九七二号)

第六八九 常野線を水戸まで延長の請願(葉梨新五郎君紹介)(第六九七二号)

第六九〇 沢尻、根尾間國営バス運輸開始の請願(大野伴睦君紹介)(第六九七八号)

第六九一 楠岡・寒河江間、荒砥間及び神町・谷地間國営バス運輸開始の請願(圖司安正君外一名紹介)(第六九八三号)

第六九二 楠岡・寒河江間、左澤・荒砥間及び神町・谷地間鐵道敷設の請願(圖司安正君外一名紹介)(第六九八四号)

第六九三 白城線を鳩谷まで延長の請願(田村虎一君外一名紹介)(第六九九二号)

第六九四 野村町、大内駅間に國

営バス運輸開始の請願（井谷正吉君外二名紹介）（第九九八号）

吉君外二名紹介）（第九九八号）

第六九五 杉田信吾所を一般駅に昇格の請願（大内一郎君紹介）

（第一〇〇三号）

第六九六 二本松、浪江間國営バス運輸開始の請願（大内一郎君紹介）（第一〇〇四号）

第六九七 常野線を水戸まで延長の請願（葉梨新五郎君紹介）（第一〇〇八号）

第六九八 水戸、波崎間並びに鹿島、佐原間國営バス運輸開始の請願（葉梨新五郎君紹介）（第一〇〇九号）

第六九九 福浪線を二本松まで延長の請願（大内一郎君紹介）（第一〇一二号）

第七〇〇 今市、田島間鉄道敷設の請願（高瀬傳君外三名紹介）

第七〇一 水戸・波崎間並びに鹿島・佐原間國営バス運輸開始の請願（葉梨新五郎君紹介）（第一〇一二号）

第七〇二 伊豫日吉、須崎間に國営バス運輸開始の請願（井谷正吉君外四名紹介）（第一〇一二号）

第七〇三 都道府県議会議員にそとの都道府県内無賃乗車券交付の請願（永井勝次郎君外二名紹介）（第一〇四号）

第七〇四 江迎、白ノ浦間國営バス運輸開始の請願（北村徳太郎君外二名紹介）（第一〇四三号）

第七〇五 姫路、若狭間國営バス運輸開始の請願（大上司君紹介）

第七〇六 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願（増田甲子七君紹介）

第七〇七 宇部東線を山口市宮野地区まで延長の請願（中嶋勝一君外二名紹介）（第一〇五五号）

第七〇八 肥薩線電化の請願（吉田安君外九名紹介）（第一〇五六号）

第七〇九 上毛電氣鉄道復旧助成の請願（鈴木強平君外二名紹介）（第一〇六〇号）

第七一〇 伊東、下田間鉄道速成の請願（小松勇次君紹介）（第一〇六一号）

第七一一 大糸線全通促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一〇六二号）

第七一三 常總鉄道松戸駅乗入の請願（菊池重作君紹介）（第一〇六五号）

第七一二 山陰線電化の請願（堀江實藏君紹介）（第一〇七二号）

第七一四 神町・米澤間並びに仙臺・山形間鉄道電化の請願（海野三朗君紹介）（第一〇八一号）

第七一五 青森、蟹田間鉄道速成の請願（山崎岩男君紹介）（第一〇九号）

第七一六 八百津、鵜沼両駅間國営バス運輸開始の請願（安東義良君紹介）（第一一二二号）

第七一七 太田から御嵩、土岐津を経て瑞浪に至る間に國営バス運輸開始の請願（安東義良君紹介）（第一一二三号）

第七一八 佐原、山倉間國営バス運輸開始の請願（寺島隆太郎君紹介）（第一一二四号）

第七一九 山北、富士吉田間鉄道敷設の請願（高橋長治君外二名紹介）（第一一〇五二号）

第七二〇 國鐵電氣工事開放に関する請願（前田榮之助君外二名紹介）（第一一〇五六号）

第七二一 大樹、鶴ヶ岡間國営バス運輸開始の請願（高倉定助君紹介）（第一一四六号）

第七二二 長野原、嬬恋間鉄道敷設の請願（中曾根康弘君外二名紹介）（第一一七八九号）

第七二三 財部、古江間國営バス運輸開始の請願（前田郁君紹介）（第一一七八九号）

第七二四 旧宮城電氣鉄道拂下に關する請願（庄司一郎君紹介）（第一二二二五号）

第七二五 千葉、成東間電化促進の請願（片岡伊三郎君外二名紹介）（第一二二一八号）

第七二六 東川手村花見に停車場設置の請願（増田甲子七君紹介）（第一二二一八号）

第七二七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一二二一八号）

第七二八 佐原、山倉間國営バス運輸開始の請願（寺島隆太郎君紹介）（第一一二四号）

第七二九 釜石線全通促進の請願（志賀健次郎君外七名紹介）（第一一五号）

第七三〇 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一一三四号）

第七三一 甲府・鹽尻間、鹽尻・長野間電化促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一一三一五号）

第七三二 富山港線拂下に於ける請願（鍛冶良作君紹介）（第一一五号）

第七三三 大澤仮停車場昇格の請願（神山榮一君紹介）（第一一七八号）

第七三四 瑞浪、深澤間鉄道敷設の請願（長谷川俊一君紹介）（第一一六三号）

第七三五 釜石線全通促進の請願（志賀健次郎君外七名紹介）（第一一七〇号）

第七三六 大澤仮停車場昇格の請願（神山榮一君紹介）（第一一七八号）

第七三七 富山港線拂下に於ける請願（鍛冶良作君紹介）（第一一五号）

第七三八 大糸線全通促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一一三四号）

第七三九 甲府・鹽尻間、鹽尻・名古屋間及び鹽尻・長野間電化促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一一三四号）

第七四〇 甲府・鹽尻間、鹽尻・長野間電化促進の請願（増田甲子七君紹介）（第一一三四号）

第七四一 右左府、御影間鉄道敷設の請願（寺本齋君外二名紹介）（第一一三一九号）

第七四二 網代駅の駅名変更反対の請願（足立梅市君紹介）（第一一三四四号）

第七四三 水澤・花泉間及び高田・瑞山間國営バス運輸開始の請願（浅利三朗君外三名紹介）（第一一五九号）

第七四四 中込、高崎間鉄道敷設の請願（井出一太郎君外二名紹介）（第一一五六号）

第七四五 銚路、北見相生間鉄道敷設の請願（伊藤輝一君外四名紹介）（第一一五六八号）

第七四六 前澤、高田間國営バス運輸開始の請願（淺利三朗君紹介）（第一一三八五号）

第七四七 中河村下河端に停車場設置の請願（坪川信三君外二名紹介）（第一一三八六号）

第七四八 木材の輸送増強に関する請願（園司安正君外二名紹介）（第一一三九二号）

第七四九 山田線電化並びに改良工事施行の請願（内海安吉君紹介）（第一一三九七号）

第七五〇 青森、三厩間鉄道敷設の請願（山崎岩男君外二名紹介）（第一一四一〇号）

第七五一 石巻、雄勝間國営バス運輸開始の請願（小澤專七郎君紹介）（第一一四三五号）

第七五二 石川、豊岡間國営バス運輸開始の請願（岡田勢一君外四名紹介）（第一一四四一号）

第七五三 富岡・平谷間並びに富岡・阿瀬比間國営バス運輸開始の請願（岡田勢一君外四名紹介）（第一一四七〇号）

第七五四 小川郷、川前両駅間に停車場設置の請願（齋藤晃君外二件）（志賀健次郎君外七名紹介）（第一一二四六号）

第七五五 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七五六 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七五七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七五八 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七五九 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六〇 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六一 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六二 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六三 水澤・花泉間及び高田・瑞山間國営バス運輸開始の請願（浅利三朗君外三名紹介）（第一一五九号）

第七六四 中込、高崎間鉄道敷設の請願（井出一太郎君外二名紹介）（第一一五六号）

第七六五 銚路、北見相生間鉄道敷設の請願（伊藤輝一君外四名紹介）（第一一五六八号）

第七六六 前澤、高田間國営バス運輸開始の請願（淺利三朗君外二名紹介）（第一一三八五号）

第七六七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六八 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七六九 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七〇 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七一 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七二 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七三 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七四 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七五 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七六 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七八 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七七九 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八〇 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八一 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八二 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八三 水澤・花泉間及び高田・瑞山間國営バス運輸開始の請願（浅利三朗君外三名紹介）（第一一五九号）

第七八四 中込、高崎間鉄道敷設の請願（井出一太郎君外二名紹介）（第一一五六号）

第七八五 銚路、北見相生間鉄道敷設の請願（伊藤輝一君外四名紹介）（第一一五六八号）

第七八六 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八八 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七八九 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九〇 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九一 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九二 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九三 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九四 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九五 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九六 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九七 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九八 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七九九 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇〇 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇一 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇二 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇三 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇四 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇五 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

第七一〇六 三笠町彌生に停車場設置の請願（岡田春夫君紹介）（第一一三四号）

一名紹介(第一四八五号)

第七五五 岩内町に測候所設置の

請願(椎熊三郎君紹介)(第一五

〇四号)

第七五六 魚成橋、野村間國營バ

ス運輸開始その他に関する請願

(井谷正吉君外二名紹介)(第一

五一〇号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第五

三六ないし第七五六は委員長報告の通

り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて右各請願は、委員長

の報告の通り採択するに決しました。

〔副議長(田中萬逸君) 請願日程第五

三六ないし第七五六は同一の委員会に

付託した請願でありますから、一括し

て議題といたします。委員長の報告を

求めます。運輸及び交通委員長正木清

君。

〔請願(日程第五三六ないし第七五六)

に關する報告書

〔都合により本号の附録に掲載〕

〔正木清君登壇〕

○正木清君 ただいま議題となりまし

た。運輸及び交通委員会に付託されま

した請願につき、本委員会における審

議の経過並びに結果を簡単に御報告申

し上げます。

本委員会に付託されたものは、実に

二百二十七件であります。本委員会

は、あらゆる角度からこれを検討し、

慎重なる審議をいたしました結果、二

百二十一件の各請願は、いずれも採択

の上内閣に送付すべきものと議決いた

しました次第であります。なお輸入トラッ

ク関係の三件の請願については、取下

げを許可すべきものと決したのであり

ます。以上をもちまして、運輸及び交

通委員会における請願審査の経過並び

に結果についての報告を終ります。

(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第五

第七六七 特定郵便局制度存続の

請願外二件(庄司一郎君紹介)

〔第六一七号〕

第七六八 特定郵便局制度存続の

請願外二件(庄司一郎君紹介)

〔第六二五号〕

第七六九 今町郵便局に電話架設

の請願(森山武彦君紹介)(第六

七八号)

第七七〇 西志布志村伊崎田に郵

便局設置の請願(的場金右衛門

君紹介)(第八〇八号)

第七七一 鶴郵便局を大丁岱に移

転の請願(富永格五郎君外二名

紹介)(第八一二号)

第七七二 大寺村大寺に無集配郵

便局設置の請願(小野孝君紹介)

〔第八一九号〕

第七七三 柳澤郵便局に電信電話

事務開始の請願(明禮輝三郎君

紹介)(第八六二号)

第七七四 下野村に郵便局設置の

請願(大原博夫君紹介)(第八六

九号)

第七七五 筑川局、大正局間直通

電話架設の請願(長野長廣君紹

介)(第八九三号)

第七七六 西郷村に郵便局設置の

請願(飯村泉君紹介)(第九三五

号)

第七七七 特定郵便局制度存続の

請願(明禮輝三郎君外八名紹介)

(第九九一号)

第七七八 歌垣郵便局に電信電話

事務開始の請願(前田種男君外

二名紹介)(第九九七号)

〔第一〇二四号〕

第七八〇 特定郵便局制度存続の

請願外二件(明禮輝三郎君外八

号)

第七八一 佐野郵便局電話局舎

新築並びに交換方式改善の請願

(大澤嘉平治君外二名紹介)(第

一〇三九号)

第七八二 特定郵便局制度存続の

請願(庄司一郎君紹介)(第一

一一〇号)

第七八三 宮本村大字横川に郵便

局設置の請願(山下春江君紹介)

〔第一一〇号〕

第七八四 豊田村に無集配郵便局

設置の請願(重井鹿治君紹介)

〔第一一六七号〕

第七八五 北高根沢村大字上高根

沢に郵便局設置の請願(山口好

一君紹介)(第七号)

第七八六 南金澤郵便局に電話事務

開始の請願(佐藤貞造君紹介)

〔第一四七五号〕

第七八八 大高根郵便局に集配事務

開始の請願(海野三朗君紹介)

〔第一四八〇号〕

第七八九 興島村を坂出郵便局集

配区域に変更その他に関する請

願(福田繁芳君紹介)(第一四八

二号)

第七九〇 大野郵便局改築の請願

(長谷川政友君紹介)(第一三八

九号)

第七九一 岩内郵便局新築の請願

(椎熊三郎君紹介)(第一五〇七号)

第七九二 郵便年金支給額増額の

請願(菊地重作君紹介)(第一六

一号)

第七九三 特定郵便局制度撤廃の

請願(坂東幸太郎君)(第三五八

号)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第七

八五は、北高根沢村大字上高根沢に郵

便局設置の請願の誤りであります。請

願第七五七ないし第七九三は同一の委

員会に付託した請願でありますから、

一括して議題といたします。委員長の

報告を求めます。通信委員長岡田勢一

君。

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第七

九三は、この請願の誤りであります。

請願第七五七ないし第七九三は同一の委

員会に付託した請願でありますから、

一括して議題といたします。委員長の

報告を求めます。通信委員長岡田勢一

君。

○岡田勢一君 ただいま議題となりま

した請願に関し、通信委員会における

審査の経過並びに採択の理由について

は、速記録及び報告書に譲りたいと存

じます。

○岡田勢一君 ただいま議題となりま

した請願に関し、通信委員会における

審査の経過並びに採択の理由について

は、速記録及び報告書に譲りたいと存

じます。

二、日程第七九二及び第七九三、以

上二件は不採択とすることに議決いた

た。

二、日程第七九二及び第七九三、以

上二件は不採択とすることに議決いた

た。

三、請願文書表番号第四八五号、三

尾郵便局で外國からの小包特殊取扱の

請願は、議院の会議に付するを要しな

いものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 請願日程第七

九二及び第七九三は委員長報告の通り

不採択とするに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて両請願は委員長報告



整備の上、船員生活の実態に即した方途を講すべきであると認めまして、これを探査すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本委員会に送付されました陳情書中同趣旨のものが二件ありました。いざれも本請願と同様探査いたしましたことを附加えておきます。以上、報告いたします。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) 本請願は委員長報告の通り探査するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて本請願は委員長報告の通り探査するに決しました。

経済力集中排除法案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(田中萬逸君) ただいま参議院より経済力集中排除法案が回付せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。この際議事日程に追加して右回付案を議題となすに御異議ありませんか。

経済力集中排除法案の参議院の回付を議題といたします。

経済力集中排除法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりこうござ回付する。

参議院議長 松平 恒雄

(小字及び一は参議院修正)

○経済力集中排除法

第二條 この法律で企業とは、企業組合、企業結合、企業合同、会社、あるかを問わず、事業上、金融上、其他経済上の一切の方法又は事業体を含むものとする。

この法律で独立企業とは、各個の法律上の人格を有する企業をいう。

この法律で関係とは、協定、了解、共同行為その他の名義の何であるかを問わず、一切の関係をい

う。この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他経済上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律で独立的性質の企業とは、独立企業の合併の結果、又はこの法律で独立的性質の企業とは、個人又は家族の成員における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

第三條 持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日ににおいて現に左の各号の一に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

に該当している、又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において左の各号の一に該当したもの

の間に生産、販賣若しくは經營の合理化に役立つ関係のある事業分野のいずれにも該当しない事業分野をいう。

この法律で競争又は○競争者とは、現実に存する競争又は競争者をい

う。この法律で生産能力とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

この法律で個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

六條第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

二 関連性のない二以上の事業分野において活動している企業

一 独占的性質の企業

若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の営業の主任者をいう。)の兼任、株式(社員の持分を含む。以下同じ。)若しくは経営上の特権を伴う債権の所有、議決権の行使の受任又はこれらに類する効果を有する取締めその他の方法に

より、他の企業に対し同一又は協同の行為を行わせるような事業上、金融上その他経済上の支配的な関係を有している、又は

有していた企業

同その他の企業主が協同してする行為で、競争を制限し、競争を排除し、競争者を結合させ、一

の商品若しくは事業分野について地方的、全国的若しくは国際的取引その他の経済活動における経済活動における独占的支配

五 当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地條件

六 工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販賣における相互的関連性の有無及びその程度

七 当該企業の原料に対する支配の内容

八 独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情

九 当該企業全体の生産能率と当該企業の各部門又はその結合体

第六條 持株会社整理委員会は、左に掲げる事項その他必要な事項を考慮して、過度の経済力の集中に該当するかどうかを決定する具体的基準を定めて、これを公示しなければならない。

一 当該企業の内地における生産額又に取引額の当該事業分野における内地全体の生産額又は取引額に対する割合

二 当該企業の内地における生産能力と昭和十二年六月三十日以前における内地における最高生産能力との比較

三 当該企業の内地における生産能力又に取引額の当該事業分野における内地全体の生産能力又は取引額に対する割合と昭和十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較

四 第三條第三号に規定する方法による他の企業に対する当該企業の支配的な関係の内容

五 当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地條件

六 工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販賣における相互的関連性の有無及びその程度

七 当該企業の原料に対する支配の内容

八 独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情

九 当該企業全体の生産能率と当該企業の各部門又はその結合体

れたもの

前項の場合において過度の経済力の集中とは、營利を目的とする私企又はその結合体で、一分野においてその有する相対的規模が大であり、又は二以上の分野においてその地位を築いた方が大であるために、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が、独立して事業を営むことを拒するものをいう。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第

## の生産能率との比較

十 一手買取又は一手販賣その他

これらに類する独占的性質又は

制限的性質の取極めその他の関

係の有無、物品の購入若しくは

販賣についての特権、生産若し

くは販賣の制限、價格の固定、

事業地域若しくは販賣地域の制

限又は特許権若しくは技術の排

他的交換を内容とする取極めそ

の他の關係の有無及びこれらの

取極めその他の關係への参加の

有無

十一 個人又は家族の成員が企業

に對して行う實質的支配の内容

前項第九号の生産能率を判定す

るに當つては、生産高又は單價

がその企業の構造の変更により

影響されるかどうかについても

者慮しなければならない。

第八條 持株会社整理委員会は、企

業再編成、財産処分その他第三條の

規定により指定された過度の經濟

力の集中を排除するのに必要な措

置に関する計畫を承認し、若しく

は作成しようとするとき、前條第

二項第五号若しくは第六号の規定

による処分をしようとするとき、

又はその他の处分をする場合にお

いて必要と認めるときは、その承

認その他の处分の指令案を文書で

利害關係人及び公正取引委員会に

通達しなければならない。

前項の規定による指令案の文書

(提出された計畫書の承認に係る

ものを除く。)には、处分の基礎と

なつた事實の認定を附記しなけれ

ばならない。この場合において、その事

実の認定は、指令案の基礎となつてゐる経済

上、生産上その他の資料を詳細に示し、又は

その事実の認定には、これらの資料を開ずる

説明を覺書として添附しなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項

の規定による指令案の通達に、こ

れを準用する。

第十三條 事実の認定が實質的な証拠

を基礎としていない場合又は持

株会社整理委員会が實質的な証拠

を採用しなかつた場合において

は、利害關係人は、決定指令が通

達され、又は公告された日から

三十日以内に、内閣総理大臣に不服

の申立をすることができる。但

し、その証拠の欠如が聽聞會にお

いて特に指摘された場合又

はその實質的な証拠が故意に特殊

化された場合には、この限りでない。

第十四條 前條の規定による不服申

立があつた日から十五日以内に、

内閣総理大臣は、その証拠の欠如

が實質的性質のものであるため

に、指令が独断的になつてゐるか

どうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠

如が實質的性質のものであるため

に、指令が独断的になつてゐるか

どうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠

如が實質的性質のものであるため

に、指令が独断的になつてゐるか

どうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠

如が實質的性質のものであるため

に、指令が独断的になつてゐるか

どうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠

如が實質的性質のものであるため

に、指令が独断的になつてゐるか

どうかを決定しなければならない。

午後十時二十分休憩

を議題となすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

午後十一時二十六分開議

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

株会社整理委員会令の一部を改正

する法律案の参議院回付案を議題とい

たします。

〔田口助太郎君登壇〕

株会社整理委員会令の一部を改

正する法律案

を施行する。

金銭利益分配等臨時措置法の一部を次のように

に改正する。

第四條中「整備計畫を提出したもの」の下に

「又は過度經濟力集中排除法第三條の規定により

指定された会社(以下「指定会社」といふ。)を「決

定整備計畫」の下に「又は過度經濟力集中排除法

の決定指令の内容」を加え。同條に次の一項を

加える。同條に次の一項を

指定会社(特別經理会社である指定会社を

除く)の利益の和当について大臣が前項

但書の許可を受けては、予め、株式会

社整理委員会の意見を求めなければなら

ります。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第

一項」を加える。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。(拍手)

○副議長(田中萬逸君) の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

認めます。よつて参議院の修正に同意

するに決しました。

○副議長(田中萬逸君) 本案の参議院

の修正に同意するに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(田中萬逸君) 御異議なしと

声が非常に多かつたのであります。

(ヒヤノ) 委員長はこれに耳をかさずに起ち上り、ほとんど速記もとれないのであります。

それにもかかわりませず、単独に採決をとりました。しかしながら、その採決したるや、実に違法であり、不当であつたと思ひます。(拍手) かりに成立いたしました。(拍手) かりに成立いたたと思います。(拍手) かりに成立いたたと思います。(拍手) かりに成立いたたと思います。(拍手) かりに成立いたたと思います。

當時の状況は、替玉が一人おりました。(ヒヤノ) その人が手をあげて賛成をしましたが、私は常任委員として見ておつたのであります。が、賛成に立つて手をあげたものは、わずかに六名であります。他は全然起立もなければ、手をあげた者もなかつたのであります。従いまして、委員長が、委員会として全然成立していないものを、決をとつていいものを、ここで委員長報告をするということは、違法であります。議会政治の破壊であります。(拍手) 従いまして私たちは、憲法政治、

民主政治、議会政治を守るために、無効な不成立の委員会の報告をすることを絶対拒否するものであります。

(拍手) かりにまたこの委員長がいかなる報告をするか知りませんが、とにかく実際は賛成者六人であり、他は全部賛成・不賛成を留保し、あるいは反対しましたのであることを、この機会に明瞭にしておくものであります。(その通り) 拍手私は、憲法政治擁護のためにも、わざとあくまでもこの成立せざる委員会の報告をすることを拒否するものであります。(拍手)

〔「反対」異議あり」と呼び、その他も、わざとあくまでもこの成立せざる委員会の報告をすることを拒否するものであります。(拍手)

食料品配給公團法案(内閣提出)  
油糧配給公團法案(内閣提出)

飼料配給公團法案(内閣提出)  
食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○安平鹿一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出……(議場騒然、聽取不能)

公團法案、飼料配給公團法案、食糧管理法の一部を改正する法律案の四案を一括して議題となし、委員長の報告を求められることを望みます。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 議事日程は追加せられました。……(議場騒然、聽取不能)

不<sup>能</sup>緊急動議……(飼料配給公團法案、食糧管理法の一部を改正する法律案の……) 一括して議題となし、委員長の報告を

求められることを望みます。

〔「異議あり」反対と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○野溝勝君 ただいまより、今日の議題となりました内閣提出、付託にかかる……

〔「議長、賛否を問わぬか」「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 議事日程は追加せられました。……(議場騒然、聽取不能)

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○野溝勝君 登壇

〔「議長、賛否を問わぬか」「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 議事日程は追加せられました。……(議場騒然、聽取不能)

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 委員長の報告を求める。委員長野溝勝君。

〔「異議あり」反対と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 静粁に願います。静粁に願います。

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 野溝君、ちよつと……

〔「議長、賛否を問わぬか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○野溝勝君(続) 食料品配給公團法案、油糧配給公團法案並びに飼料配給公團法案、食糧管理法の一部を……

○議長(松岡駒吉君) 野溝君、ちよつと待つてください。

〔「議長の命令に従え」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 野溝君、ちよつと待つてください。——静粁に。——ちよつと待つてください。——静粁に願います。

〔「発言したのどうするか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) ちよつと待つてください。——静粁に。——ちよつと待つてください。——静粁に願います。

〔「議長の命令に従え」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 野溝君、ちよつと待つてください。——静粁に願います。

〔「発言したのどうするか」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) ちよつと待つてください。——静粁に願います。

て日程は追加されました。(拍手) 「異議あり」採決の方法に異議あります。委員長野溝勝君。

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 静粁に願います。静粁に願います。

〔「異議あり」と呼び、その他発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 食料品配給公團法案、油糧配給公團法案、食糧管理法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を

求められます。農林委員長野溝勝君。

## 食料品配給公團法案

### 第一章 総則

第一條 食料品配給公團は、經濟安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、みそ、しよ

うゆ、アミノ酸(グルタミン酸ソーダを含む)、砂糖、罐詰、乳製品その他命令で定める食料品(以下食料品といふ)の適正な配給に

関する事務を行うことを目的とする。

食料品配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業務を行つため必要の地に從たる事務所を東京都に置く。

第三條 食料品配給公團の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

都道府県、市町村その他これに準ずるものは、食料品配給公團の事業に対する地方税を課することができる。

第六條 食料品配給公團には、所得稅及び法人稅を課さない。

第五條 食料品配給公團は、政令で定めるところにより登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けて、これを変更することができます。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に對抗することができない。

は、食料品配給公團なる名称又は  
これに類似する名称を用いること。

第九條 民法第四十四條、第五十  
條、第五十四條及び第五十七條並  
びに非訟事件手続法第三十五條第  
一項の規定は、食料品配給公團に  
これを準用する。

第二章 役員及び職員

第十九條 食料品配給公團に、役員として、總裁一人、副總裁二人以内、理事一人以上及び監事一人以上を置く。

副総裁は定款の定めるところにより、食料品配給公團を代表し、総裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、食料品配給公團を代表し、総裁及び副総裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

監事は、食料品配給公團の業務を監査する。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

官吏に関する一般法令に従うとする。但し、主務大臣が、安定期本部総務長官の承認を受給興、服務その他必要な事に関して特例を定めたときにはこれによるものとする。

（により） 食料品西総合團を作表し、總裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、食料品配給公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、總裁及

**第十三條** 食料品配給公園の役員及び職員は、食料品の生産、精製、保管、轉送、加工若しくは賣買を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその當業につき一切の利害關係を有してはならない。

又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができます。

一 物價廳の定める價格による國内生産食料品及び輸入食料品の一手買取及び一手賣渡

### 三 ひ検査 食料品の販賣業者の指定

#### 四 第一号及び第二号の事業に附 帯する業務

**第十六條** 食料品配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様である。

官にあるものとする。

第十七條 食料品配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは同様である。

## 第十一條 総裁、副総裁及び理事

**第十五條** 食料品配給公團は、經濟安定本部総務長官の定める割当計

画及び配給手續並びにこれらに関する指示に基き、主務大臣の監督する

に従い、左の業務を行う。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものである。

食料品配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

経済安定本部総務長官は、食料品の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、食料品配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

給を確保するため必要があると認めるときには、食料品配給公團に對して、經濟安定本部總務長官の定める割当計畫及び配給手續に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は經濟安定本部總務長官は、必要があると認めるときには、食料品配給公團に対して報告をさせ、又は當該官吏に、必要な場所に臨檢し、業務の狀況若しくは帳簿、書類その他必要な物件

を検査させることができる。  
前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

食料品配給公團は、帳簿、書類

報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部總務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

第二十二条 主務大臣は、食料品配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部總務長官は、食料品配給公團の役員が食料品配給公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第二十三条 主務大臣は、食料品配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、第三十二條

第一項の規定により解散する会社の清算人に対する、又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすこと

ができる。

主務大臣は、食料品配給公團の業務を行うため必要があると認めるとときには、食料品配給公團に占有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対し、當該施設を食料品配給公團に貸與することを命じ、又は求める

ことができる。

前二項の規定による施設の使用

料は、經濟安定本部總務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

経済

安

定

本

部

總

務

長

官

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主

務

大

臣

は

前

項

の

認

可

を行

う

とき

に

は

主



## 二 油糧の保管、輸送、加工及び 取扱い一手観渡

檢  
查

### 三 油糧取扱業者の指定

#### 四 第一號及び第二號の事業に附 帶する業務

前項第三号の指定は、経済安定本部総務長官の定める條件に基く。主務大臣の認可を受けなければならぬ。

の認可を受けなければならない。  
これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

年度の前半及び後期の初において、六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部 総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行ふときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

## 第四章 会計

第五章  
監督及び助成

し、これを前期及び後期に分け  
る。

第十九條 油糧配給公園は、前條の各期ごとに財務目録、貸借对照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

油糧配給公園は、第一項の規定による經濟安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財務目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定期とともに、各事務所に備えて置かなければならぬ。

前項の財務目録、貸借対照表及び損益計算書については、余計検査院の検査を受け、その承認を受けるなければならない。

油糧配給公園は、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、政令の規定めるところにより、剩余金を國庫に納付しなければならない。

油糧配給公園は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、余計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

る。油糧配給公團を指導監督すべきである。

最終責任は、經濟安定本部總務長官にあるものとする。

目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に執行していないと認めるときには、これを解任することができる。

とができる。  
前項の命令があつたときには、  
油繩配給公團は、同項の資材の輸  
送又は引渡を受けた日から一箇月  
以内に關係者に対して、正当な報  
償を支拂わなければならない。  
主務大臣は、經濟安定本部總務  
局、官の責認を受けて、前項の補

早急の文書を送り、前回の補充に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすこと ができない。

主務大臣は、油糧配給公園が委  
借した施設を管理することに關  
し、又は必要があると認めるとき  
には、保険を付する等の措置をと  
る。油糧配給公園にとらしめることに  
し、監督を怠らない責任がある。  
とする。

主務大臣は、前各項の規定の實  
施について、油糧配給公園又は關係  
係各大臣を含む關係者に対し、  
迅速な措置を命じ、又は求めるこ  
とができる。

## 第六章 罰則

は第五項の規定による命令に違  
した者は、これを五年以下の懲役  
又は五万円以下の罰金に処する。

官報号外  
昭和二十二年十一月十日

その違反行為をなした油糧配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

三 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

四 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

五 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

六 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

七 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

八 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

九 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

十 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

十一 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

十二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

十三 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

業務を行つた場合

十四 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に

油糧配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までにない行為に対する罰則の適用及び油糧配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその效力を有する。

第三十二條 油糧配給公團が成立したときには、帝國油糧株式会社は、解散する。

前項の規定による帝國油糧株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員会を命じて、油糧配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第三十四條 設立委員会は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

前項の認可があつたときには、設立委員会は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員会は、遅滞なくその事務を油糧配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十六條 油糧配給公團でない者は

第三十七條 この法律施行の期日は、附則

第三十八條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

名称を用いているものについて、は、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

第六 業務及びその執行に關する事項

第五 役員に關する事項

第六 業務及びその執行に關する事項

第七 会計に關する事項

第八 公告の方法

第九 飼料配給公團法案内閣提出に關する報告書

第十 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十一章 役員及び職員

第十二章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十三章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十四章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十五章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十六章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十七章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十八章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十九章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十一章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十二章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十三章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十四章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十五章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十六章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十七章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十八章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十九章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

一項の規定は、飼料配給公團にこれを適用する。

第二章 役員及び職員

第三章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第四章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第五章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第六章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第七章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第八章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第九章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十一章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十二章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十三章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十四章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十五章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十六章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十七章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十八章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十九章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十一章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十二章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十三章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十四章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十五章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十六章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十七章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十八章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第二十九章 飼料配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

の会社その他の企業の業務に從事し、若しくはその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

**第十四條** 飼料配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他政府の職員とする。

總裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

飼料配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うるものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときは、これによるものとする。

**第三章 業務**  
**第十五條** 飼料配給公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに関する指示に基き、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

一 物價廳の定める價格による飼料の一手買取及び一手賣渡  
二 飼料の保管、輸送及び加工  
三 飼料の販賣業者の指定

四 第一号及び第二号の事業に附帶する業務  
前項第三号の指定は、経済安定本部総務長官の定める條件に基く本部総務長官の認可を受けなければならぬ。  
五 飼料配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經

濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

**第十七條** 飼料配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これらを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受ければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

#### 第四章 会計

**第十八條** 飼料配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第一号及び第二号の事業に附帶する業務の一手買取及び一手賣渡

前項第三号の指定は、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行なうときには、主務大臣を確保するため必要があると認めるとときには、飼料配給公團に對して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、飼料の適正な配給を確保するため必要があると認めるとときには、飼料配給公團に対し、飼料配給公團に對して、その任に當せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、

らない。この場合において承認の権限を有するものとする。

最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

飼料配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定期とともに、各事務所に備えておかなければならぬ。

官にあるものとする。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

飼料配給公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

飼料配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるよう整備しなければならない。

官にあるものとする。

第五章 監督及び助成

第六章

第七章

第八章

第九章

第十章

第十一章

第十二章

第十三章

第十四章

第十五章

第十六章

第十七章

第十八章

第十九章

第二十章

第二十一章

第二十二章

第二十三章

第二十四章

第二十五章

第二十六章

第二十七章

第二十八章

第二十九章

第三十章

第三十一章

第三十二章

第三十三章

第三十四章

第三十五章

第三十六章

第三十七章

第三十八章

第三十九章

第四十章

第四十一章

第四十二章

第四十三章

第四十四章

第四十五章

第四十六章

第四十七章

第四十八章

第四十九章

第五十章

第五十一章

第五十二章

第五十三章

第五十四章

第五十五章

第五十六章

第五十七章

第五十八章

第五十九章

第六十章

第六十一章

第六十二章

第六十三章

第六十四章

第六十五章

第六十六章

第六十七章

第六十八章

第六十九章

第七十章

第七十一章

第七十二章

第七十三章

第七十四章

第七十五章

第七十六章

第七十七章

第七十八章

第七十九章

第八十章

第八十一章

第八十二章

第八十三章

第八十四章

第八十五章

第八十六章

第八十七章

第八十八章

第八十九章

第九十章

第九十一章

第九十二章

第九十三章

第九十四章

第九十五章

第九十六章

第九十七章

第九十八章

第九十九章

第一百章

第一百零一章

第一百零二章

第一百零三章

第一百零四章

第一百零五章

第一百零六章

第一百零七章

第一百零八章

第一百零九章

第一百一十章

第一百一十一章

第一百一十二章

第一百一十三章

第一百一十四章

第一百一十五章

第一百一十六章

第一百一十七章

第一百一十八章

第一百一十九章

第一百二十章

第一百二十一章

第一百二十二章

第一百二十三章

第一百二十四章

第一百二十五章

第一百二十六章

第一百二十七章

第一百二十八章

第一百二十九章

第一百三十章

第一百三十一章

第一百三十二章

第一百三十三章

第一百三十四章

第一百三十五章

第一百三十六章

第一百三十七章

第一百三十八章

第一百三十九章

第一百四十章

第一百四十一章

第一百四十二章

第一百四十三章

第一百四十四章

第一百四十五章

第一百四十六章

第一百四十七章

第一百四十八章

第一百四十九章

第一百五十章

第一百五十一章

第一百五十二章

第一百五十三章

第一百五十四章

第一百五十五章

第一百五十六章

第一百五十七章

第一百五十八章

第一百五十九章

第一百六十章

第一百六十一章

第一百六十二章

第一百六十三章

第一百六十四章

第一百六十五章

第一百六十六章

第一百六十七章

第一百六十八章

第一百六十九章

第一百七十章

第一百七十一章

第一百七十二章

第一百七十三章

第一百七十四章

第一百七十五章

第一百七十六章

第一百七十七章

第一百七十八章

第一百七十九章

第一百八十章

第一百八十一章

第一百八十二章

第一百八十三章

第一百八十四章

第一百八十五章

第一百八十六章

第一百八十七章

第一百八十八章

第一百八十九章

第一百九十章

第一百九十一章

第一百九十二章

第一百九十三章

第一百九十四章

第一百九十五章

第一百九十六章

第一百九十七章

第一百九十八章

第一百九十九章

第二百章

第二百零一章

第二百零二章

第二百零三章

第二百零四章

第二百零五章

第二百零六章

第二百零七章

第二百零八章

第二百零九章

第二百一十章

第二百一十一章

第二百一十二章

第二百一十三章

第二百一十四章

第二百一十五章

第二百一十六章

第二百一十七章

第二百一十八章

第二百一十九章

第二百二十章

第二百二十一章

第二百二十二章

第二百二十三章

第二百二十四章

第二百二十五章

第二百二十六章

第二百二十七章

第二百二十八章

第二百二十九章

第二百三十章

第二百三十一章

第二百三十二章

第二百三十三章

第二百三十四章

第二百三十五章

第二百三十六章

第二百三十七章

第二百三十八章

第二百三十九章

第二百四十章

第二百四十一章

第二百四十二章

第二百四十三章

第二百四十四章

第二百四十五章

第二百四十六章

第二百四十七章

第二百四十八章

第二百四十九章

第二百五十章

第二百五十一章

第二百五十二章

第二百五十三章

受取又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部總務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、飼料配給公團が貢借した施設を管理することに関し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を飼料配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の実施について、飼料配給公團又は關係各大臣を含む關係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

#### 第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした飼料配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十六條 第一項に規定しない業務を行つた場合

第二十七條 第二項又は第三項に規定する經濟安定本部總務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十八條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告

をなし、又検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年に處する。

第二十九條 前三條の罪を犯した者は、情狀に因り、徴収及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者がその法人又は人の業務に関して第二十四條の違反行爲をなしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して飼料配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第三十条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 飼料配給統制法は、飼料配給公團成立の日において、これを廢止する。但し、旧法廢止前に不正な行爲に対する罰則の適用については、旧法は、その廢止後もなおその効力を有する。

第三十二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

第三十三條 飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までに不正な行爲に対する罰則の適用及び飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

#### 附 則

第三十四条 政府は、設立委員を命じて、飼料配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第三十五条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十六条 設立委員は、遅滞なく前項の認可があつたときには、設立を請求しなければならない。

第三十七条 其本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を飼料配給公團の總裁に引き継がなければならない。

第三十八条 總裁が前項の事務の引継を受けたときは、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

第三十九條 飼料配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

第三十一条 飼料配給公團でない者

第三十二条 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

第三十三条 飼料配給公團の名称を用いているものについて

第三十四条 飼料配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第三十五条 飼料配給公團法案(内閣提出)に関する報告書

第三十六条 食糧管理法の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に改める。

前項の規定による日本飼料株式会社は、解散する。

第三十三条 飼料配給公團が成立したときには、日本飼料株式会社は、解散する。

前項の規定による日本飼料株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第三十四条 政府は、設立委員を命じて、飼料配給公團の設立に関する事務を處理させる。

第三十五条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けなければならぬ。

第三十六条 設立委員は、遅滞なく前項の認可があつたときには、設立を請求しなければならない。

第三十七条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十八条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十一条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十二条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十三条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十四条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十五条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十六条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十七条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十八条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十一条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十二条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十三条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十四条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

食糧管理法の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に改める。

馬鈴薯(其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ)、

ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ)、

馬鈴薯(其ノ加工品タル食糧ヲ含ム以下同ジ)、

務所ヲ東京都ニ、從タル事務所ヲ都道府縣ニ置ク

前項ノ基本金ハ政府ニ於テ全額之ヲ出資ス

食糧配給公團ノ運營資金ハ必要ニ應ジ復興金融金庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス

第十六條 食糧配給公團ノ基本金ハ八千萬圓トス

前項ノ基本金ハ政府ニ於テ全額之ヲ出資ス

食糧配給公團ノ運營資金ハ必要ニ應ジ復興金融金庫ヨリ之ヲ借入ルモノトス

第十七條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第十八條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十一条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十二条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十三条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十四条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十五条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十六条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十七条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十八条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第二十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十一条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十二条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十三条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十四条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十五条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十六条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十七条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十八条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第三十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十一条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十二条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十三条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十四条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十五条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十六条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十七条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十八条 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

第四十九條 食糧配給公團ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

部總務長官ノ命令アリタル日ニ解

散ス

前項ニ定ムルモノノ外食糧配給公

團ノ解散及清算ニ關シ必要ナル事

項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 食糧配給公團ニ非ザル

者ハ食糧配給公團又ハ之ニ類似ス

ル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ

第二十二條 民法第四十四條、第五

十條、第五十四條及第五十七條並

ニ非訟事件手續法第三十五條第一

項ノ規定ハ食糧配給公團ニ之ヲ準

用ス

第二十三條 食糧配給公團ニ役員ト

シテ總裁、副總裁各一人、理事二

人以上及監事一人以上ヲ置ク

總裁ハ食糧配給公團ノ役員及

十八條ノ規定ニ基キ其ノ業務ヲ總

理ス

副總裁ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧

配給公團ヲ代表シ總裁ヲ補佐シ

テ食糧配給公團ノ業務ヲ掌理シ總

裁事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理

シ總裁缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行

フ

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ食糧

配給公團ヲ代表シ總裁及副總裁ヲ

補佐シテ食糧配給公團ノ業務ヲ掌

理シ總裁及副總裁共ニ事故アルト

キハ其ノ職務ヲ代理シ總裁及副總

裁共ニ缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行

フ

監事ハ食糧配給公團ノ業務ヲ監査

ス

團ノ職員ノ中ヨリ主タル事務所又ハ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第二十六條 食糧配給公團ノ役員及

職員ハ主要食糧ノ保管、加工若ハ輸送ヲ業トスル會社ノ株式ヲ所有シ又ハ此等ノ會社其ノ他ノ企業ノ業務ニ從事シ若ハ其ノ營業ニ付一

切ノ利害關係ヲ有スルコトヲ得ズ

第二十七條 食糧配給公團ノ役員及

職員ハ官吏其ノ他ノ政府職員ト

總裁タル者ハ農林次官ト同級又ハ同格トシ其ノ他ノ役員タル者ハ一

級又ハ之ト同格トシ職員タル者ハ一級、二級若ハ三級又ハ此等ト同

格トシ此等ノ定員ハ農林大臣之ヲ定ム

食糧配給公團ノ役員及職員ハ官吏

ニ關スル一般ノ法令ニ從フ。モノトス但シ農林大臣經濟安定本部總務

長官ノ承認ヲ受ケ給與、服務其ノ

他必要ナル事項ニ關シ特例ヲ定メタルトキハ之ニ依ルモノトス

第二十八條 食糧配給公團ハ經濟安

定本部總務長官ノ定ムル食糧配給

ニ關スル基本計畫ニ基キ農林大臣ノ定ムル實施計畫ニ從ヒ其ノ監督

下ニ左ノ業務ヲ行フ

一 主要食糧ノ保管、加工又ハ輸

送

三 前二號ノ事業ニ附帶スル業務

農林大臣ハ前項ニ規定スル權限ニ

シテ必要ナルモノヲ都道府縣知事ニ委任スルコトヲ得

定款ノ定ムル所ニ依リ食糧配給公

團ノ財產目錄、貸借對照表及損益計算書ニ付テハ會計檢查院ノ検査ヲ受ケ其ノ承認ヲ受クベシ

要ス

始ノ際業務ノ方法ヲ定メ經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ。經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條 食糧配給公團ハ毎事業年

度ノ前期及後期ノ開始ニ當リ六箇月毎ノ事業計畫及資金計畫ヲ定メス

經濟安定本部總務長官ニ提出シ其

ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金ヲ國庫ニ納付スベ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

食糧配給公團ハ經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ剩餘金ヲ國庫ニ納付スベ

經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

食糧配給公團ハ帳簿書類ノ他一

切ノ記録ヲ整然且明瞭ニ記載シ會

計檢查院、經濟安定本部及主務官

廳ノ検查ヲ受ケ得ル如ク整備シ置

食糧配給公團ハ帳簿書類ノ他一

切ノ記録ヲ整然且明瞭ニ記載シ會

計檢查院、經濟安定本部及主務官

廳ノ検查ヲ受ケ得ル如ク整備シ置

第三十條ノ四 經濟安定本部總務長

官又ハ農林大臣主要食糧ノ適正ナ

ル配給ヲ確保スル爲必要アリト認

ムルトキハ食糧配給公團ニ對シ監

督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

經濟安定本部總務長官ノ承認ヲ受

ケタルトキハ其ノ財產目錄、貸借

對照表及損益計算書ヲ公告シ且之

ヲ定款ト共ニ各事務所ニ備置クベシ

前項ノ財產目錄、貸借對照表及損

益計算書ニ付テハ會計檢查院ノ檢

査ヲ受ケ其ノ承認ヲ受クベシコトヲ得

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給

公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟安定本部總務長官ハ食糧配給

公團ノ役員ガ食糧配給公團ノ目的

及業務ニ關シ其ノ任ニ適セズ又ハ

其ノ職務ヲ適切ニ遂行セズト認ム

ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十條ノ七 農林大臣食糧配給公

團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘諸馬鈴薯株式會社若ハ日本澱粉株式

會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ

馬鈴薯株式會社ノ所有ニ屬スル施設ノ全部又

ハ一部ヲ食糧配給公團ニ貸與スベ

シムルコトヲ得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

上必要アリト認ムルトキハ其ノ業

務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有

者又ハ大藏大臣ヲ含ム管理者ニ對

シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與

スベキコトヲ命シ又ハ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料

ハ經濟安定本部總務長官豫メ定ム

ル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモ

ノトス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役

員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與フ

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

ル必要アルトキハ其ノ報酬規程ヲ受

定メ經濟安定本部總務長官ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

キ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給

公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟安定本部總務長官ハ食糧配給

公團ノ役員ガ食糧配給公團ニ貸與スベ

シムルコトヲ得

第三十條ノ七 農林大臣食糧配給公

團ノ業務遂行上必要アリト認ムルトキハ地方食糧營團又ハ日本甘諸馬鈴薯株式會社ノ清算人ニ對シ當該營團又ハ

馬鈴薯株式會社ノ所有ニ屬スル施設ノ全部又

ハ一部ヲ食糧配給公團ニ貸與スベ

シムルコトヲ得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

上必要アリト認ムルトキハ其ノ業

務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有

者又ハ大藏大臣ヲ含ム管理者ニ對

シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與

スベキコトヲ命シ又ハ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料

ハ經濟安定本部總務長官豫メ定ム

ル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモ

ノトス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役

員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與フ

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

ル必要アルトキハ其ノ報酬規程ヲ受

定メ經濟安定本部總務長官ノ認可

ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルト

キ亦同ジ

經濟安定本部總務長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ農林大臣及大藏大臣ト協議スルコトヲ要ス此場合ニ於テ認可ノ最終責任ハ經濟安定本部總務長官ニ在ルモノトス

第三十條ノ六 農林大臣ハ食糧配給

公團ノ役員ガ法令、定款又ハ本法ニ基キテ爲ス命令ニ違反シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

經濟安定本部總務長官ハ食糧配給

公團ノ役員ガ食糧配給公團ニ貸與スベ

シムルコトヲ得

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行

上必要アリト認ムルトキハ其ノ業

務ニ必要ナル施設ノ所有者、占有

者又ハ大藏大臣ヲ含ム管理者ニ對

シ當該施設ヲ食糧配給公團ニ貸與

スベキコトヲ命シ又ハ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル施設ノ使用料

ハ經濟安定本部總務長官豫メ定ム

ル方針ニ基キ適正ニ之ヲ定ムルモ

ノトス

第三十條ノ五 食糧配給公團其ノ役

員及職員ニ對シ特別ノ報酬ヲ與フ

農林大臣食糧配給公團ノ業務遂行



ブル操作を行うことによりて、強力かつ確実なる配給を実施しようというのであります。

しかば、何ゆえにかかる強力なる  
統制方式を実施しようとするのである  
か。その理由といたしましては、内容  
は遠記録にてて了解を願ひ、ことと思

いえ、言ひ直していへば、元の問題は、委員会の審議の上において問題となりました箇所若干について申し上げます。

すところの二重監督権の問題であります。十二條第七項では、主務大臣は経済安定本部総務長官の承認を受けることになつており、第二十條におきましては、安本長官が主務大臣を通じて監督命令を出すことになつております。また第十六條では、業務の認可権が双方に與えられておるのであります。かように行政上の指揮監督権が競合しておりますのみならず、安本長官が主務大臣の上位に置かれているやの觀をも呈してゐるのであります。國務大臣平等の原則を侵すものではないか、憲法第六十六條違反ではないかという疑問が起きたのであります。

これに対して政府の表明いたしました。た見解は、経済安定本部が諸公團の配給計画、資金計画に參與し、報告と徹するには、國家の基本政策を決定して、その総合調整をはかる見地から、経済安定本部官制及び臨時物資需給調整法の規定の限度内において行うのであつて、決して憲法違反の問題は起らぬとして、本部にかかる一切の事務上の責任は

総務長官がこれを負うことになつてゐるのは、公團法に現われてくる具体的な処分とか認可を総裁みずから一々行なうことができないので、この点に関する限り、補助部局の長たる総務長官による行政官廳としての権限を與えたのであると、さう答弁がありました。

数、ここに食糧品配給公團法案、油糧配給公團法案並びに制糧配給公團法案は、いずれも附帶決議を附して可決することに決したのであります。附帶決議は速記録に掲載することにお許しを願います。

次に、内閣提出、農林委員会付託にかかる食糧管理法の一部を改正する法律案、これに關しましては、内容は連記錄において御了承を願います。本

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。——時間がないのでありますから、静粛に願います。——静粛に願います。

○山村新治郎君 私は、日本自由党を代表いたしまして、食料品配給公團法案、飼料配給公團法案、油糧配給公團法案並びに食糧管理法の一部を改正する法律案に対しまして、反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

祖國を再建に導かなければならぬところの責務があるのでござります。しかるに政府は、本法案におきまして、これら商品の統制を一つの官僚化することにのみ重点が置かれておるのをございます。これ明らかに國民の意思を無視せる暴案なりと断じてはばからぬものでござります。(拍手)これが私の反対する第一の理由でござります。

かかるる食糧管理法の一部を改正する法律案、これに關しましては、内容は連記録において御了承を願います。本改正法律案は、各種公園法と類似のものであり、審議期間が少かつたので、簡単な質疑に止め、他の公園法と同じ步調で賛否を決することとし、十二月九日付備に付へます。

君、……  
〔発言する者多し〕

反対の第一の理由は、先ほどの委員長の報告は全然うそ偽りであるということにあるのであります。(拍手) 諸君、……

る法律案に対しまして、反対の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

らないものでござります。（拍手）これ私の反対する第二の理由でござります。

これらの商品の國民生活に及ぼすところの関係のために、四法案はいずれも重要な意義をもつものでござりますが、委員会におきましても、主要な問題を除く三法案は、五箇月の

大日本語新聞によれば、  
まず社会党を代表し成瀬委員より、  
民主党を代表し鈴木強平君より、それ  
ぞれ附帯決議を付し原案に賛成する

○議長(松岡駒吉君) 静粂に願います。  
○山村新治郎君(続) これらの法案の

長きにわたりましてその決定を見なかつたのであります。

の意見が述べられまして、ついで採決に入り、附帯決議を付して原案に対する賛否を聞いましたところ、起立多数、そのように決した次第でございます。附帯決議は三公團法に対する同一のものでござります。さよう御了承願いたいと思います。

以上、内容につきましては速記録によることと御了承願いまして、委員会によ

全貌を聞くところの骨子とも言うべきものは、公團におきまして扱うさまざまの商品を官僚の権力下におき、しかも、その従業員をして官吏たらしめて、官僚の手下たらしめんとするところにあるのでござります。(拍手)戦争以來続けておりますところの官僚統制の弊害は、遂にわが國の經濟を今日の破局に導きましたことは、天下

○山村新治郎君(続) そうして、その委員個人の意見を徴しましても、口をそろえて反対の方々が多かつたのであります。三公團の未だ決定されずにおりますところに、なお一層重大なる意義をもつところの主要食糧の配給公團法案が、会期切迫せる審議の余日なきときには突如として提出されるごとき

の報告を御了承願いたいと思ひます。  
(拍手)

周知の事実であります。官僚統制がいかに非能率的であり、いかに不公平であり、いかに非民主的であるかは、い

は、眞に議会を無視せる非民主的なる行動なりと断ぜざるを得ないのであります。(拍手) しこうして、これらの

○議長(松岡駒吉君) これより討論に入ります。公團法の第一……(議場参列あり)

まさら申すまでもないでございま  
す。官僚統制排撃の声は、今や全國津  
津浦々に澎湃として起りつつあるとこ

法案は單なるイデオロギーのための法案でありまして、國民生活の実態とかけ離れたるものであるということを言

驟然、駆取不能)その時間は、ほなほだ遺憾でありますか、一人五分と定めます。山村新治郎君。

〔山村新治郎君登壇〕

〔発言する者多し〕

の民衆の声からと私は脚色さるを得ないのであります。(拍手) 今こそ、この官僚統制の悪弊を打破いたしまして、民主的なる経済運営によつて、この疲弊と困憊のただだ中にありまする

わざるを得ないのでございます。これ  
私の反対する第三の理由でござります。  
○議長(松岡駒吉君) もう時間であります。  
ます。もう時間でありますから、簡単  
に……。



經濟統制が戰時統制から經濟安定のための統制に推移した今日、本案の趣旨は適切であるが、本法案中、第一に、將來に、適用すべき團体を政令を以て追加指定することとは、憲法上疑義があるとの理由、第二に、貿易組合法による貿易組合及貿易組合連合会は既に解散し、又百貨店法を廃止する法律案の通過成立の場合を予想し、百貨店組合の解散を予定して、これらは指定の要なしとの理由、第三に、加工水産物配給規則による公認集荷機關及公認荷受機關及び蔬菜及び漬物配給規則による公認出荷機關及公認荷受機關は、本案に指定する鮮魚介配給規則に依る公認出荷機關及公認荷受機關との業務内容の比較上、同列指定すべきであるとの理由により別紙の如く修正議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月十四日  
司法委員長 松永 義雄  
衆議院長松岡駒吉殿

昭和十九年法律第四号の一部を次のように修正する。

第一條 营團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲ガルモロノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス  
別表甲號ニ掲ガル營團、金庫又ハ此等ニ准ズルモノニシテ前項ノ規定ヲ適用スベキ公務上ノ必要アルモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲ゲルコトヲ得

第二條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當營ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

第三條 貿易組合法ニ依ル水產組合及森林組合聯合會

第四條 漁業法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會

第五條 放野法ニ依ル牧野組合

第六條 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合聯合會

第七條 貿易組合法ニ依ル製酪業組合

第八條 貸家組合法ニ依ル貸家組合及貸室組合聯合會

第九條 商工組合中央金庫

第十條 農林中央金庫

第十一條 産業組合法ニ依ル産業組合及商業組合聯合會

第十二條 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

第十三條 農業團體監査聯合會

第十四條 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及公團農業會

第十五條 漁業會、製造業會、道府縣水產業會(東京都水產業會ヲ含ム)及中央水產業會

第十六條 别表甲號及前各號ニ掲グモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

第二條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當營ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス

九 帝國鑛業開發株式會社  
十 帝國石油株式會社  
十一 森林法ニ依ル森林組合及森林組合聯合會  
十二 漁業法ニ依ル水產組合及森組合聯合會  
十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會

十四 放野法ニ依ル牧野組合

十五 貿易組合法ニ依ル貿易組合及貿易組合聯合會

十六 百貨店法ニ依ル百貨店組合

十七 酪農業調整法ニ依ル酪農業組合

十八 貸家組合法ニ依ル貸家組合及貸室組合聯合會

十九 農林中央金庫

二十 商工組合中央金庫

二十一 産業組合法ニ依ル産業組合及商業組合聯合會

二十二 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合

二十三 農業團體監査聯合會

二十四 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及公團農業會

二十五 漁業會、製造業會、道府縣水產業會(東京都水產業會ヲ含ム)及中央水產業會

二十六 别表甲號及前各號ニ掲グモノハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政令ヲ以テ之ヲ同表ニ掲グルコトヲ得

二十七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第

二十八 號鮮魚介配給規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關

二十九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第六十二號加工水產物

三十 計画規則ニ依ル公認集荷機關及公認荷受

機關

三十一 地方鐵道法第十二條ノ規定ニ依ル特許ヲ受フ運輸事業ヲ營む者

三十二 軌道法第三條ノ規定ニ依

三十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

三十四 地方鐵道法第十二條第一號又ハ第二號ニ掲グル事業ヲ營む者

三十五 軌道法第三條ノ規定ニ依

三十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

三十七 軌道法第三條ノ規定ニ依

三十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

三十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

四九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

五十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

六十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

七十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

八十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

九十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百三十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百四十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百五十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百六十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百七十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百八十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十一 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十二 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十三 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十四 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十五 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十六 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十七 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十八 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百九十九 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 電氣事業法ニ依ル許可ヲ

ためのものである。

(四) 公共事業費 五十二億円

資材その他の関係から事業の当初計画量は大幅に削減した。なおこの中に六・三制経費七億円を含む。

(五) 政府事業再建費 七十五億円

鉄道、通信両特別会計の当座の赤字補填のため、鉄道へ五十億円、通信へ二十五億円をそれぞれ繰入れた。

(六) 金融再建補償金 百億円減

金融機関再建整備のための補償金は、本年度中は不要のためこれを削減した。

(七) その他主なものは、價格調査費百六億円、復興金融金庫への政府出資金四十億円等があ

る。

次にこれら歳出を晦り、歳入は、稅收その他の自然増收、高額所得者の所得稅率の引上げ、諸間接稅の定額および定額稅率の引上げ、煙草値上げによる專賣益金の增收及び非戰災者特別稅等の新稅の創設その他からなり、公債に依存せず、当初予算中の四十八億円の交付公債をも落していわゆる健全財政の方針を堅持している。

歳入の主な科目は、

租稅收入 五百七十二億円

専賣局益金の受入  
二百五十五億円

價格差益納付金 六十億円

なお歳入と歳出の時期的ズレをカバーするため、大藏省証券の等である。

発行限度を当初の百五十億円から四百億円に拡張した。

二、可決の理由

諸経費の膨脹に伴う追加予算の提出は大体において止むを得ないものと認める。但しこの巨額の予算が果していうところの健全財政たり得るか否かは、実行上の問題として残されている。又これを晦う財源の調達において大衆の負担を増大するような予算の編成は極めて遺憾であり、特に歳入において実質上の間接稅が占める割合の大きくなつたことは問題が多い。しかし政府は行政整理その他の方策で努めて經費を圧縮して國民の負担の軽減に努むべきである。

以上の理由によりこの予算を可決すべきものとして議決した次第である。

(一) 既定予算について、即ち人件費の減少

物件費の減少

補助費の減少

その他の経費の減少

一億五千余万円

三億五千余万円

三千余万円

十五億千余万円

十億円

(二) 預金部特別会計への繰入れ

刑務所費 二億四千余万円

その他 六千余万円

計 十三億千余万円

を追加計上し、

(三) 差引二億円余の歳出減少となつて否決され、野坂委員は予算返上を主張しこれを少数意見として保留した。

右報告する。

昭和二十一年十一月二十一日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十一年度一般会計予算

補正(第八号)に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

この予算是

(一) 経費の効率的使用を徹底して健全財政の効果を確保する

ために、本年度当初予算額について眞に止むを得ざるものと除く外、人件費及び物件費の大体一割程度を節約し、

(二) また追加計上の分は眞に止むを得ないものと考える。

以上それぞれの理由によつてこの予算を可決すべきものとして議決した次第である。

(二) 既定予算について、即ち人件費の減少

物件費の減少

補助費の減少

その他の経費の減少

一億五千余万円

三億五千余万円

三千余万円

十五億千余万円

十億円

(二) 預金部特別会計への繰入れ

刑務所費 二億四千余万円

その他 六千余万円

計 十三億千余万円

を追加計上し、

(三) 差引二億円余の歳出減少となつて否決され、野坂委員は予算返上を主張しこれを少数意見として保留した。

右報告する。

昭和二十一年十一月二十一日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十一年度一般会計予算

補正(第八号)に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

この予算是

(一) 数次にわたる予算の追加により、歳出の膨脹が巨額に達し

た現在、経費の節約は極めて必要且つ適切な措置であり、べく努力しているが、本年度内の財源不足を補うため、鉄道特別会計の損益勘定に五十億円、通信特別会計の損益勘定に二十五億円を、それぞれ一般会計から繰入れては、鉄道三十二億円、通信三十

六億円の公債発行が追加される。

これによつて当初予算と追加予算とを通算すれば、鉄道特別会計の損益勘定の赤字は年間六十二億円となり、建設勘定の公債発行額は、年間八十六億円となる。さらには、通信特別会計では損益勘定の赤字十八億円、建設勘定の公債発行額は五十八億円となる。

右報告する。

昭和二十一年十一月二十一日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十一年度一般会計予算

補正(特第三号)に関する報告書

一、本予算の趣旨及び目的

この予算は、一般会計予算補正(第七号)と同様、人件費物件費の騰貴に應じて主として当初予算の経費不足を補うために、追加計上された各特別会計の予算である。

特別会計は新たに失業保険及び船員保險の両特別会計を加えて総数は二十六となつた。

この補正予算は、右の二特別会計及び既存の二十二の特別会計について編成したものであるが、その通計において

歳入 千八百九十七億円余

歳出 千六百六十二億円余

を増加した。

これで昭和二十一年度特別会計予算の当初よりの総計は、

歳入 四千四百八十六億円余

歳出 四千七億円余

となる。

政府は、鉄道、通信等の事業特別会計については独立採算制の原

則を保持して收支の均衡を回復すべく努力しているが、本年度内の財源不足を補うため、鉄道特別会計の損益勘定に五十億円、通信特別会計の損益勘定に二十五億円を、

それぞれ一般会計から繰入れては、鉄道三十二億円、通信三十

六億円の公債発行が追加される。

これによつて当初予算と追加予算とを通算すれば、鉄道特別会計の損益勘定の赤字は年間六十二億円となり、建設勘定の公債発行額は、年間八十六億円となる。さらには、通信特別会計では損益勘定の赤字十八億円、建設勘定の公債発行額は五十八億円となる。

右報告する。

昭和二十一年十一月二十一日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 松岡駒吉殿

昭和二十一年度一般会計予算

失業手当法案(内閣提出)に関する報告書

昭和二十一年十一月二十一日

予算委員長 鈴木茂三郎

衆議院議長 松岡駒吉殿



官報号外 昭和二十二年十一月十日 衆議院會議錄第七十五号

一一六六

一定價一部一円四十錢

行発  
東京都新宿区市ヶ谷村町  
直話九段五三一  
印刷  
書録